

香蘭女子短期大学 研究紀要 第65号

保育者養成校における美術授業の実践的学習内容について - 保育園での絵画・造形指導内容の美術授業への導入の検証 -	杉森 映徳	1
年長児の絵本選択 - 幼稚園での図書貸出における選択理由の分析 -	山田裕美子	17
子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査と 参加学生の資質向上効果	森山 真帆・宮崎貴美子	27
女子短期大学生のストレス耐性とストレス性格傾向との関連	遠矢 幸子	33
嚙下障害者向け市販ソフト・ムース食品の現状と課題	北原 勉	39
外傷体験を受けた乳幼児への心理支援に対する 保護者及び保育者の認識	姫島源太郎・寺地亜衣子	53
地域と連携した公開講座のあり方について	河野 洋子	63
店舗の改装や除却に関する会計処理 - アパレル小売業を想定して -	青柳 薫子	71
保育における子どもの人権研究 - 子どもの意見表明権に注目して -	溝田めぐみ	79
病院事務職採用の現状	岩本久美子	87

保育者養成校における美術授業の実践的学習内容について

－保育園での絵画・造形指導内容の美術授業への導入の検証－

Subject of practical learning of art classes at nursery teacher training schools

－ Verification of introduction of painting and sculpting guidance into art classes in nursery schools －

杉 森 映 徳

Eitoku SUGIMORI

保育学科 准教授

Associate Professor of Childhood Education

要約

少子化が進む昨今、保育者養成校においても定員割れとなる学校も増加し、今後の対策が求められている。子どもの人口が減少すれば必然的に保育機関の数も減少して行くことは明白であり、その際に保育者に求められることは指導者としての教育的な質の高さであろう。その質の確保の為に、現在、保育者養成校において行っている授業の質を高め、より高次の学習内容を学生に提供して行くことが必要不可欠である。今回、保育者養成校の教員が直接保育現場において子ども達を指導し、実践現場の現状を把握しながら、養成校における授業にその活動内容を導入して行くことで、学生にとってどのような利点があるのかを確認した。筆者が行っている保育園での絵画・造形活動の内容を授業中に学生に紹介し、授業の中で指導している内容と具体的に紐づけることで、授業に対する学生の反響を確認し将来的な美術授業の在り方を考察した。

キーワード：保育者養成、幼児教育、美術教育、造形表現、絵画指導、造形指導、実践的学習

In recent years, with the declining birthrate, the number of schools that have less than the capacity of nursery teacher training schools is increasing, and future measures are required. It is clear that the number of childcare institutions will inevitably decrease as the child population declines, and what is required of childcare providers at that time is a high level of educational quality as instructors. In order to ensure that quality, it is essential to improve the quality of the classes currently being offered at childcare teacher training schools and to provide students with higher-level learning content. This time, teachers of childcare training schools visit directly to instruct children at childcare centers, grasp the current situation at childcare centers, and bring it back to introduce the activity contents to classes at training schools. It is confirmed what kind of advantages there are for students by introducing the activity contents into the classes at the training school. By introducing the contents of the painting and modeling activities that I am doing at the visiting nursery school to the students during the class, and by specifically linking them to the content that I am teaching in the class, I can confirm the reaction of the students to the class and plan future ideal art classes.

Key words: art education, early childhood education, childcare teacher training, artistic expression, painting instruction, artistic instruction, practical learning

はじめに

18歳人口が減少している昨今、高等教育機関への入学志願者数も減少傾向にあり、特に保育者養成校においては新型コロナの影響による仕事内容のハードさも相まって保育者志願者数が急激に減少する傾向にある。しかしながら、保育現場においては子どもの数に対して保育者数が充足しておらず、新たな人材を求め、需要と供給のバランスが崩れている状況であることは周知のとおりである。このような社会状況において、より良い環境の中で如何に保育者数を増加させ、保育の実践現場を充足させていくかということが保育者養成校にとっても大きな課題となっている。美術教育においても幼少期に豊かな情操を養うための基盤を形成することが大変重要であり、表現する力を養う為にも指導する保育者のスキルアップが肝要である。このような課題を保育者養成校で解決していく為にも授業内容の再検討が必要であり、如何に実践的な保育力、指導力を在学中に身に付けさせることが出来るかが最も大きな課題といえよう。本論では現場の課題をどのように克服するかという視点から、保育現場での子ども達への絵画・造形指導の実践活動を通して獲得した情報を効果的に授業に反映させていく方法と併せ美術教育の分野ではどのような授業改善が必要であるかを検討したい。

I 保育者養成校の美術授業

1. 保育者に必要な絵画造形の力

幼児期の子どもにとって絵画・造形活動は楽しい活動の一つである。したがって、保育者は子ども達に楽しみながら創作活動を行える環境を提供しなければならない。また、楽しむためにも「上手」、「下手」という技巧的な価値観からの評価をしないように心掛けなければならない。絶えず子ども達が自発的に活動し、楽しみながら自分たちの心のあり様を表現できるように、子ども達それぞれの状況をしっかりと認識し、受け止めながら一人ひとりに対し適切な声掛けを行うことが大切である。例えば、ある特定の子にのみ評価する言葉をかけてしまうと、他の子どもにとっては自分の作っているものが評価されてはいないのではないかという疑念を生ませてしまう。無意識に創作活動に対し、自信を失ってしまうこともある。したがって、保育者はクラス全体の状況を判断しながら子ども達が意欲を持って、生き生きと表現活動に取り組めるような配慮をしていかなければならないのである。その点からも、保育者はただ単に絵画・造形活動が得意というだけでは保育者としての役割を十分に発揮はできない。一通りの表現活動に必要な技術、技法を習得した上で、子ども達の其々の状況を判断しながら必要となる声掛けを行い、子ども達が個性豊かな作品を創作できるような環境と制作テーマ等を事前に準備し、的確に指導する力が必要となるのである。したがって、保育者養成校の授業においては、創作活動に必要な技術、技法の習得と合わせ、その子どもに対する教授方法や創作環境の整備の方法、また、子ども達個々の個性を引き出すために、最善の対応を行う為の指導方法を学習することが肝要である。

2. 美術授業の現状

まず、保育者養成校に入学して来る学生のほとんどが、高校では美術の授業を受けておらず、美術という分野そのものに対して距離感があるように思われる。特に絵画表現においては、小、中学校の時点で、「上手」、「下手」という技巧的な概念による評価によって苦手意識を植え付けられている学生が多く、初回授業の時点で既に意欲を失っている現状である。そのような学生たちを指導していく上で、全体を同じような対応で一律に指導していくことは大変難しい。入学時点で苦手意識を持っている学生に対してはまず、絵画に対する苦手意識や恐怖感を取り去るところから始めなければならない。したがって、絵画・造形の指導に入る前に、これまでに無意識に心に宿してしまった美術に対するネガティブな心情を崩すため、如何に楽しむかという精神面からアプローチしていかなければならない。そのために著者が取り入れ

た方法が「楽描き塗り絵」である。著者が創作活動の中で生み出した様々なキャラクターをドローイングし、それを画用紙に20種類ほどコピーする。その20種類の中からそれぞれの学生が好むものを選択させ、色鉛筆やクレパス等で塗り絵のように着色していくものである。この塗り絵は有名なキャラクター等の既にフォルムや色彩が決定しているものとは異なり、オリジナルであることから事前情報がないため、好きなように自由な色で着色できるという利点がある。(写真1)

ただ、色遊びをして色を塗ることを楽しむという行為を経験することにより、色や形に対する恐怖感を取り去ることが出来る大変効果的な課題といえる。

既にアウトラインで描いてあるキャラクターに加え、その形に独自の変化を与えるなど、白紙から創作し始める絵画表現とは異なる塗り絵独自の特殊性が反映されることで、それまで塗りが抱えていた、凝り固まった「上手」、「下手」という美術に対する概念が少しずつ崩れていくことが視覚的な形態として伺えるのである。このような概念崩しから始まり、色鉛筆を使った描画、クレパスと絵の具を使った「はじき絵」(写真2)、造形の学びにつながる「手作りお弁当箱」(写真3)というような流れで授業内容の構成をしている。楽しみながらものをつくるという感覚を学生に感じてもらうことを第一として、入学最初の授業を構成しており、このような視点からの授業構成を意識的に考慮しなければ、学生を段階的に成長させることが大変難しいというのが美術表現の授業の現状である。



(写真1)「楽描き塗り絵」



(写真2)「はじき絵」



(写真3)「手作りお弁当箱」

3. 授業の改善点

ただ、楽しむことのみを課題として二年間指導しても実践現場においては力不足であることは否めない。したがって、二年間という僅かな時間の中で学生を現場で即戦力として保育活動に従事させるためにも、養成校においては彼らの美術的能力を成長させる責任がある。入学時においては苦手意識が強い学生たちを最初の導入時において苦手意識を和らげ、美術に対する興味を深めるように指導していけば、次の段階として保育活動に必要な最低限の描画、造形の各種技法について指導していくことができる。しかしながら、これまでの一般的な指導法による明らかに技術的な差異が顕著となる方法での指導では、学生たちの苦手意識が再燃し、学習意欲が薄れてしまう可能性がある。一度興味を持ち始めた学生の心の状況を維持したまま、技術の習得へと促すことが重要であり、既存の授業の学習課題と指導法を改善していくべき必要があるように考える。これまでの授業の中では美術表現であるが故に、自由に活動を行うことを重視することが主であったが、この「自由」という言葉は学生たちにとっては非常に「不自由」であり、何をどのようにすれば「自由」であるかということが既に彼らの心を縛ってしまう。したがって、ある程度の方向性を示した上で、ある部分をそれぞれが好きなように制作していけるよう促すことが重要である。このことを意識して、筆者が一年次の学習課題としているのが下記のようなものである。学習技法を分かり易く説明した上でその技法を使って遊び心を持ってものをつくるという、制作工程を味わうことを重要視している。「上手」、「下手」ではなく技法を駆使して何かを生み出すというクリエイティブな工程の中に「遊び心」というエッセンスを加えるという感覚である。出来上がった完成作品を重視して評価するのではなく、工程の中で如何に技術、技法を生かしたかという点に着目して評価し、それぞれの学生に声掛け、助言をしていくというスタイルである。また、授業の中で学ぶ技術、技法がどのように実践現場で活かしていけるかということを説明する為に、著者が保育園や幼稚園で子ども達に指導している内容の画像や動画を見せながら解説していくという時間をとっている。このことにより、現在学生が学んでいる内容と実践現場での活用事例が繋がり、学習している今の学びが将来的に役立つということを認識することによって、授業への集中力も向上ようになる。このような方法も従前の授業スタイルから工夫した点である。社会が変化し続ける現代においては、保育者養成校での学びの内容も変化せざるをえない。したがって、授業内容を絶えず見直し、工夫改善していくことが養成校の教員にも求められるのである。

① はみ出し絵画技法

画用紙の四方にマスキングテープを貼る。色鉛筆と絵の具でテープの上にはみ出すように着彩させる。乾燥後テープを剥がす。絵画世界の無限性を感じさせることをねらいとする課題。



② はじき絵技法

クレパスでドローイングした上に水彩絵の具で着彩する技法。クレパスの油分が絵の具の水分をはじき、柔らかい雰囲気の商品となる。



③ 型紙絵画技法

型紙を作成・構成し、形に添って着彩する技法。



④ ステンシル絵画技法

好きな形に形を切り抜き、型紙を作成する。スポンジ等で軽く叩くように絵の具を着彩する。ステンシルの効果を活かした技法。



⑤ ペーパークラフト技法Ⅰ（クリスマスツリー）

一枚の画用紙から各パーツを切り出し、紙の特性を活かして造形する技法。



⑥ ペーパークラフト技法Ⅱ（おめん）

画用紙からおめんのパーツを切り出し、切り込みを入れて立体へと変化させる。パーツを組み合わせて装飾し、おめんを制作する課題。



Ⅱ 保育園における絵画造形指導

1. 指導内容と幼児期に達成したい資質

人間にとって幼児期は最も心身ともに柔軟な時期であり、特に心の育成、豊かな情操を形成していく上で最も重要な時期といえる。感性を育てるためには成長期の早い段階で環境を整え、子ども達がのびのびと成長していけるように見守ることが大切である。乳幼児期においては何かをつくり出すという行為は困難であるが、様々な色や形の遊具などを使って遊びの中から体感させていく環境を整えることもまた重要である。ものを見て色や形を認識し、ものを触り感触を確かめながら五感を成長させていく上では積み木やパズル等の遊具などを使った活動の時間は絵画・造形活動の基盤を形成することにも繋がり大変有意義である。3歳頃になると、言語によるコミュニケーションを行いながら、絵本や紙芝居などストーリー性のあるものからイメージを膨らませることができるようになる。この時期には手先の感覚も発達し描画力が向上するため、できるだけ色鉛筆やクレパス、マーカー等で絵を描かせる機会を増やしていくことが大きく心の育成に反映する。4歳、5歳頃になると色や形を自分たちで選びながら自身の心の状況を表現できるようになってくる。彼らの心の状況が独自の色遣いや画面構成により視覚的に反映し個性豊かな作品となる。様々な道具も使えるようになるため、絵画だけでなく造形的な活動も有意義である。さらに、絵

本などを読み聞かせた上で、ストーリーの中から感じたことなどを描画させるなど、色彩感覚や造形感覚を活かしてイメージを膨らませながら表現させることによる「イメージ力」の育成が重要となってくる。また、既成の玩具や人工的に作られた遊具のみではなく、自然界からの色や形の発見が探求心をもたらし自発的な発見から意欲を持って工夫しながらものをつくり出す能力を獲得して行く。自然界のありとあらゆる色や形の発見はもとより、鳥や虫の鳴き声などの音を感じるにより、サウンドから色や形へと形態を変えながら表現していくことも可能となる。発達段階に応じて、その時々で獲得できる能力や資質は変化するが、幼児期の間に獲得しておきたい最も大きな能力は「イメージ力」であると考え。イメージ力は仮定・仮想しながら思い描く力であり、「もし何々なら…」という考え方からすれば、立場を置き換えてものごとを思考する力へとつながり、相手の立場に立って配慮する心の状況、つまり「思いやりの心」にも繋がるといえよう。「イメージ力」とは、ただ単に何かをアイデアとして思い描く力というだけではなく、現実社会において人間が立場や状況を置き換えてものごとを判断し、解決していく「生きる力」へとしっかりと繋がっていくのである。いわばこの力こそが人間性の基盤を形成する人間力の源といっても過言ではない。この能力の獲得を十分に意識しながら、子ども達を援助、指導していくことが保育者に求められる重要な資質の一つである。遊びを通して楽しみながら様々な色や形に気付くように配慮しつつ環境を整え、子ども達の月齢、年齢に即した発達を促すために適切なテーマをもって子ども達に課題を与えていくことが重要であり、子どもの成長過程をしっかりと認識した上で、その一人ひとりの発達状況に合わせた絵画、造形指導を行うことが保育者としての責務である。

2. 保育実践現場での指導

保育の実践現場における実践例として、福岡市南区のしおばる保育園にて行った4歳時対象の活動について紹介したい。まず、園の先生方に導入としてアラジンと魔法のランプの絵本を読み聞かせしていただいた。これは子ども達がストーリーから得る情報のイメージを膨らますことをねらいとしている。子ども達がイメージした内容を魔法のランプというシンボルに意識付けし、実物の金属製のランプの写真をプリントして厚紙に貼り付けたものを形に沿ってハサミで切り出し型紙とした。子ども達にイラストではなく実際の金属製のランプを見せることにより、実物のランプの形状を把握させるということを意識した。このランプの型紙を用いて画用紙にアウトラインを引かせ形のトレースを行わせた。(写真4)この作業により子ども達はランプの外形を把握すると共に、同じグループの子ども同士で型紙を抑えるなど協力して制作に取り組む姿が伺えた。今回の課題はランプのアウトラインを用い、そのアウトラインを生かした塗り絵を行うことである。一般的な塗り絵であれば色彩が単調になってしまう傾向にあるが、今回の課題においては自由に好きな色を着色していくということを念頭に置き活動させた。これにより子どもそれぞれに好きな色を用い、イメージを膨らませながら着彩することは勿論、ランプの外形をアレンジし動物の形に変化させたり、花や翼など様々な要素と組み合わせオリジナルに発展させていった。(写真5)真っ白な画用紙に自由に描かせようとしても、たじろいでしまう子どもが多い中、このように塗り絵という形式で制作の方向性を提示することにより、作業に取り組みやすくなるということが分かった。さらに、作品イメージを導入の物語の内容に即したものに規制せず、次々と子どもの頭に浮かんでくるイメージを自然に描かせることで、子ども達の表現活動がダイナミックに行われるようになった。図画工作のテキスト等では年齢に応じた平均的な活動内容が記されていることが主であるが、実践現場では多種多様な状況が発生し、子ども達の個性に合わせた活動方針が重要となる。したがって、その時の子ども達の状況に即した課題を与え、彼らの活動の工程をしっかりと把握した上でそれぞれの子どもが一人ひとりの課題に取り組み成長していけるように指導する必要がある。このような点について実際に実践現場で指導することで現実的な子ども達への対応や指導方法を改めて確認することができた。



(写真4) 型紙のトレース



(写真5) 着彩作業

3. 保育園の子ども達の作品例

子ども達が描いた作品が(写真6)のようなものである。

完成した作品は導入した物語とはかけ離れたものとなったが、子ども達が縛られず自由に生き生きと描いたことが見て取れる。上手に描かせるよりも如何に楽しく子ども達に描いてもらえるかを重要視しながら指導していくことが最も大切であり、完成作品よりも作業工程の中に喜びを感じることができるように促すことが肝要である。それを踏まえて成長に即して技術的なことを指導していけば、平面、立体問わず、彼らが表現したい形態で創作活動ができるようになり、自分たちなりに様々な発見を解釈しながら創作に生かせるようになっていく。小学校に入れば形をできるだけ正確に写し取る能力を求め出す時期が来るが、それに至るまでの幼児期においては技法的なことよりも、自然界を含め身の周りの色や形に対して如何に興味を持ち、気付きをもたらすことができるか。楽しみながら生き生きと活動できるか。というところに重きを置くことが肝要である。



(写真6) 子ども達の作品



Ⅲ 実践現場での活動内容の授業への導入

1. 保育園での指導内容の解説

保育者養成校の美術の授業において、上に述べたような保育園での絵画・造形指導の内容を学生に伝えていく際に重要となるのが活動状況を収めた写真や動画の利用である。言葉で説明するだけでは情景がイメージできず、詳細をイメージしながら学びに繋げることが難しい。したがって、活動中に録画しておいた写真、特に動画を養成校の授業の中でプロジェクターを利用して投影しながら解説することにしてい

る。これにより、実践現場の映像はもとより、子ども達の生き生きと活動を楽しんでいる様子を声等の音声と合わせて紹介することができる。さらに、筆者や保育園の先生方の子どもに対する声掛けや指導方法も併せて視聴できるため、学生にとっては詳細な状況把握がしやすくなる。美術の指導については技術、技法を主に学生へ指導していくことがセオリーではあるが、学生にとってはその技術、技法をどのような方法で子ども達に伝えていくかという点においても学習していくことが必要である。学生自身が技術、技法を身に付け、自身の創作活動に活かすことができるとしても、それと子ども達の活動を指導していくことは別である。したがって、技術、技法をできるだけ子ども達に分かり易く、積極的に活動に取り入れていけるように作業環境を整え、声掛けしながらスムーズに援助していくことが重要となる。その点において、実践現場で園の先生方がどのように援助をされているかということが動画から認識できるため、学生たちにとっては有効的な学びへと繋がっているようである。この活動紹介の際には学生それぞれに自分に必要と思うことについてメモを取らせ、実習等で活用できるようにまとめさせている。美術の授業で得た情報を他の保育専門授業における模擬保育等で実践し、内容を深めることも可能であり、一つの授業に特化するのではなく保育の授業全般に連携した学びへと繋ぐことが出来るように工夫している。このように、実践現場での活動内容を養成校での授業の中に取り入れていくことで、学生がこれまでに学んできた技術、技法等を如何に具体的に保育現場で活用できるかという実践的な学びへと発展させることができると考える。

2. 課題と実践現場との紐つけ

保育現場での活動内容を養成校での授業中に紹介することにより、実践現場の指導状況を学生に具体的に把握させることが重要である事は前に述べた通りである。実践現場での取り組みを感覚的にも感じる事ができるようになると、学生たちの学習に対するモチベーションも向上していくことは明らかである。ここでさらに重要となるのが、現在取り組んでいる美術の授業での課題が実際に保育現場でどのように使われるかという、授業内容と実践の紐付けである。学生が学びながら習得した技術、技法がどのような形で保育現場に生かされているかということが明確になれば、学生たちの学習意欲はさらに向上する。得意不得意があるにせよ、将来的に自分自身が保育現場で活用できる技術、技法を今習得しているのだという意識が高まれば、学びが深まっていくことは明白である。この点において、これまでの授業形態では学生に対し技術的な指導は行えてもその教育的意義や重要性までは深く認識させることが困難であったように感じる。このような実践現場での取り組みを実際に授業中に紹介し、具体的にどのように活動し、子ども達の指導をしていくかという一例を提示することにより、学生の今の学びを実際に将来活用できるという見通しを持った高次なレベルで、意欲を備えた学習姿勢を構築することができるという結果を得るに至った。

3. 学生の感想と結果

実践現場と授業課題を紐付けた授業内容に対する学生の感想が下記のようなものである。授業内容を概ね好意的に捉えているようである。この結果からも今後も実践現場での活動紹介を合わせた授業スタイルを継続していきたいと考える。

学生の感想(抜粋)

(授業の中で写真や動画で解説している、保育園での子ども達への造形指導について学んだこと等の感想)

- ・子どもがする行動が現場でしか分からないので、その動画を見られたことによって現場での子どもの行動の想像ができました。また、声掛けの仕方もわかり、子どもへの対応の仕方もわかりました。
- ・先生が実際園に行っって子ども達に絵を教えたりしている写真や動画をみて、それぞれみんな違った絵を描いていて個性的でとても楽しそうに描いていていいなと思いました。
- ・実際に作成しているところや先生の園児への指導をしている具体的ところが学べる。
- ・先生の実体験によって得ている動画や写真は保育の要素だけでなく美術の要素も入っているので周りの人より多くのことを学べていると思います。
- ・こういう方法でやったらこう分かるなど、詳しいことを教えてくださいるのでとても学びになります。私もこういう保育ができるように出来たら良いなと毎度思います。
- ・造形指導では、子ども達が描いた絵を否定やもっとうこうした方がいいとか言わずに褒めていたのが子ども達も嬉しそうで勉強になりました。
- ・造形指導では 子ども一人ひとりの発達の違いを近くで感じる事ができたり、考え方の違いを感じる事ができる場だと思いました。
- ・子ども達は自分の感情を絵にして表現するという事を初めて知りしでも子どもの気持ちに気づける保育者になりたいと思いました。
- ・子どもが実際にどんな様子で作業しているのか写真とかで見られていいと思います。また言葉だけじゃ伝わらないので動画や写真で子どもがここを工夫しているのかな?など感じやすいのでとてもありがたいです。
- ・子どもが描いた絵や文字でどんな保育をしているのか、子どもの今の心情がわかることを知れた。絵を観て描いた人がどんな想いなのかを読み取る力を身につけるべきだと思った。
- ・ビデオで実際に子ども達に教えるときはどうするのか声掛けの仕方がわかりました。
- ・色の使い方や、塗り方など子どもの好きなようにすることで子どもの発想が広がると感じました。
- ・テーブルで作業するのではなく、壁に紙をはり子どもの目線に合わせるなど子どものことを考えて準備をするのが大切だと思いました。
- ・授業の中で子ども達に指導をする時には、子どもが思いのまま描いているものを認め褒め、子どもの想像力を伸ばしていく事が大切だと分かりました。そして子どもがこの絵で何を伝えたいのかを感じ取れるようになりたいと思いました。
- ・実際に子ども達の写真を見ながらの説明はすごくわかりやすいです。
- ・まだ実習も2日間しか行ったことなく、正直子ども達が活動をどのようにしているかがあまり分からないし、どのようなことをしたらいいのかや、どのようにしたらいいかなども分からないので、写真を見せながらポイントやその時の対応を教えてくださいで勉強になります。
- ・少し手を添えてあげることが大事であったり、絵に子どもの感情が現れることが先生の授業で分かりました。
- ・子ども達の写真や動画で実際にあったことを見ることで、子どもがこのような動きをしたらこう思っているのかな?と学ぶことができた。それを踏まえて保育者になった時は子ども達が望んでいることをしっかり察してあげることができる保育者になりたいと思った。
- ・子どもに肯定する声掛けをすることで、何に対しても自信がつくと思うし、そういう人が周りにいたらその子どももそうやって成長していくんじゃないかと思った。私も保育士になったら肯定する声掛けを忘れずに子どもに接していきたいと思った。
- ・自由に描かせる事でその子の感じたものの伝えたいものが絵によって表す事ができるのだなと思いました。子どもの中には上手く言葉に表すことができない子もきっといると思います。

- ・保育園で子ども達に指導する時は、子どもには「させる」だけではなく「一緒にする」ということが大切だと思いました。子どもが分からないことがあった時にすぐに「これはこうすればいいんだよ。」と教えてしまうことがあるので教えるだけではなく、「これをどうしたらいいと思う？」など質問形式にしたり、工夫することで子ども自身も自由に自分の作品を作ることができるので大切だと思います。
- ・子ども達への造形指導について学んだことは、適切な環境を整えることの大切さです。子ども達が保育者に合わせるのではなく、保育者が子ども達に合わせる事が大切だと知りました。
- ・授業の中で先生がみせてくれた写真や動画を見て、子どもには伸び伸びと好きなように描かせてあげることが大切だということを学びました。子どもの目線に合わせて一緒に描いたり褒めてあげたりすることが大切ということも学ぶことが出来ました。子ども達が絵を描いているのを見てとても楽しそうにしている、私も自由に描かせてあげられるようにしたいと思いました。
- ・ビデオで先生が絵の具は友達と言っている様子を見てそのような考え方もあるのだと私の考え方が広がりました。
- ・今まで目にする事がなかった子ども達の制作している姿を見て、年齢によって色使い、こだわり、ペンの持ち方など色々なところの違いに気づくことが出来ました。
- ・自分が保育者になったとき、子ども達が固定概念をなくし思うように絵を描くことができるようにビデオに映っていた先生のように声かけをして子どもの想像力を大切にしていきたいと思いました。
- ・先生が子どもに話しかけている様子を見て、子ども達が自分でしようとする気持ちを尊重してあえて手を貸さずに教えていていいと思いました。子どもの個性が出る作品を作れるような声掛けなどその子を適した対応をしており、子ども達も自由に製作できたと思いました。写真や動画を使いながらの授業はその場の雰囲気分かりやすく良かったです。
- ・出来上がった作品を見て、一人一人感じ方も表し方も違い、否定することはだめでその子なりの考えがあるので受け入れないといけないなと思いました。

IV 保育者養成校の美術授業のあり方

1. アナログとデジタルの共用学習課題の導入

新型コロナウイルスの影響によりここ数年で保育現場でも急激にデジタル化が進んでいる。家庭で待機せざるをえない子どもの保護者からの様々な質問をインターネットライブ等で受け、それに対して保育者が逐次回答するというような保護者との連携システムを導入した園もある。想定外の状況の中で如何にして子ども達を育てていくかという思慮のもと、インターネットで家庭と実践現場を繋ぎ、子ども達が少しでも楽しく生活できるように配慮しながら保護者との協力を強めて援助している。対面での援助ができるようになってはきたものの、定期的に新型コロナの変異株の影響で状況が悪化するため、保育者も適宜対応できるようにデジタル機器を導入した保育の環境づくりを徹底している。絵本の読み聞かせなどもインターネットライブや動画配信で行うなど様々な取り組みがなされる中、保育者自身がデジタル環境に慣れていくことが求められる。したがって、保育者養成校においても保育現場の状況に即して授業の中でデジタル的要素を取り入れた課題などを導入し、学生たちにデジタル化の進む保育環境に適応してもらえるように工夫を凝らしていく必要がある。数年前から著者が行っている授業内でのデジタル課題においては、学生がつくった紙芝居絵本を1ページずつ写真撮影し、無料の動画編集アプリを利用してストーリーをデジタル化し、アフレコで声を録音編集しながら紙芝居絵本のデジタルバージョンを制作するよう指導している。この課題は遠隔保育においても家庭で子ども達が絵本を保護者とともに楽しむことができるというデジタル教材の一例となった。(写真7) 今後、対面では援助が困難な様々な状況に応じて、遠隔で子ども達に対応する際に、子ども達の教育に力を注げるような教材の開発や活用が重要となってくると思われる。したがって、これまで同様に対面での保育を念頭に置いた、手作りの素朴な温もりを感じさせる絵画、

造形の授業課題はもとより、そのアナログ的な手作りの良さをできるだけ生かした形でデジタル化していきけるように、新たな社会情勢へ適応する保育のあり方として、学生にデジタル教材の研究等を促して行く必要があると考える。



(写真7) 紙芝居絵本とデジタル紙芝居絵本

2. 実践現場に適応するための授業内容

社会に出た後、即、実践現場に順応できる人材を育成するためには、養成校の授業の中で如何に実践現場に即した授業内容に特化させていくかが重要となることは明らかである。その為最も有意義であろうと思われる方法の一つが、指導教員自身が保育現場に出て子ども達に直接援助、指導しながら、現在の保育現場の実情を把握し、そこで得られた情報を具体的に学生たちに伝えていくことであろう。テキストや書物等で得られる情報だけでは、急激に変化していく保育現場の情勢を把握することは大変難しい。したがって、養成校の教員自身が現場と深く関わりながら新しいものごとを学んでいく姿勢が何より重要である。その中で、自身が提示している課題内容を含め何が最も学生にとって適切であるか、実践現場で有効に活用できるかを再検討し、課題内容や指導内容を深めていく必要がある。月齢、年齢に応じた声掛けや対応の仕方、作業の手順や子ども達の状況把握の方法など詳細な指導内容を精査し、授業で教えている課題内容とどこがどうリンクしているのかということ具体的に学生に伝えることによって、学生の学習に対する姿勢、意欲が向上していくはずである。このような授業内容の再編を試みていけば、定期的に行われる保育実習や教育実習の際に学生たちが実際に学んだことを活かす機会が得られ、その活用内容をさらに深く研究することができるようになる。このような利点を理解し、教員はこれまでの学生に対する一方的な指導方法を見直し、保育現場から持ち帰った情報や経験を学生にシェアしながら、どのようにより良い保育に繋げていけば良いかを学生と共に考えていくというようなアクティブな授業形態を生み出していかなければならない。

3. 学外活動の学び

学生たちに経験してほしい内容として、学外での保育活動が挙げられる。一般的には決められた実習期間で実践の経験を得るが、さらに実践的な経験を重ねるためにも様々な社会の現場で子ども達や保護者、

地域の人々と繋がりを持ち、様々な社会経験を重ねておくことで保育者としての資質が高められると考える。自主実習を促し、地域のお祭りや運動会等のお手伝いを紹介するなど、養成校から学生へ対して援助できることは様々あるが、養成校の授業の中で学外へ学生を引率し、新たな学びを促すことも重要であろう。著者が行っている活動としては、子育て支援ライブペインティングプロジェクト(写真8)という様々な場所で子ども達と一緒に巨大キャンバスに絵を描くというプロジェクトを行っており、その際に、学生から有志を募り、サポーターとしてボランティアをしてもらっている。参加する子どもや保護者、地域の人々と交流を深め、活動のお手伝いをすることによって、多くの人々や社会とのコミュニケーション能力を高めている。保育現場では子どもとのコミュニケーションはもちろん、保護者や地域の人々とのコミュニケーションをとりながら子どもの成長を促していく必要がある。したがって、学生の内に多くの人々と関わっておくことにより、意識的にも社会人としての成長を促すことができる。学内とは異なり、様々なハプニング等が起こることもまた実践である。子どもが突然おもらしをしたり、迷子になったり、そのような子ども達を援助する経験が保育者としての自信を高めていくものとする。さらに、美術館でプロジェクトを開催した際には、空いた時間を利用して美術館の常設展を見学させた。学生はこのような機会をこれまでに持ったことがなく、中には美術館に訪れたこと自体が初めてという学生もあり、じっくりと様々な著名作家たちの作品を鑑賞することで、これまで得られなかった経験を通して新たな世界を感じ、とても有意義に学びを得たようであった。このように、養成校の教員自身が行っている研究等についても学生が参加できるような機会を設け、教員と学生とのコミュニケーションを深めると共に、学生たちに様々な分野の多くの経験を促すことにより、保育者の卵としての質を高めていくことが可能となると考える。



(写真8)子育て支援ライブペインティング

学生の感想(抜粋)

(ライブペインティングに参加して学んだこと。美術展鑑賞の感想。)

・展示会を初めて観て、一つ一つの作品に文章がついており、自分の好きなスピードでゆっくりと読むことができました。みんなシーンとした雰囲気の中、静かに絵を観たり、文章を読んだりして、この空間いいなと思いました。初めてその人の作品を見たけど、どれもすごく色々な絵を観るたびに色々なことを感じることができました。普段は展示会を観に行こうとならなかったので、観ることで貴重な経験ができてよかったです。先生のお手伝いをされていて、子どもと一緒に絵を描いたり、お話ししたりすることができて、楽しく自由に絵を描くことができました。絵が上手く描けなくても、誰でも好きなように描いていいよと言われると自由に自分の描きたいものを描きやすいと感じました。そして、子どもだけに関わらず一緒に来ていたおばあちゃんも塗り絵を楽しんでいたのも、絵を描くことはどの年代でも楽しむことができると思いました。この日はとても貴重な経験ができました。ありがとうございました。

・このプロジェクトに参加し、来てくれた子どもが迷う様子もなく、大きなキャンバスに次々と絵を描く様子を見て驚きました。子どもの想像力や表現力の豊かさ、自由さを実際に見ることができ、とても良い経験になりました。保育者になる前に子どものことについて新しい気づき生まれ、将来役に立つ経験ができたと思っています。そして保育者になったら、子ども達が色々なことを表現できるような活動をしていけるようにしようと思いました。また、絵を描くことが楽しい、嫌じゃないと思ってもらえるよう、保育者になれるよう頑張らないといけないと思いました。

おわりに

これまでの美術の授業においては、各授業のシラバスに準じて半期ごとの学習のねらいを定め、学生たちに指導してきた。しかしながら、今後の授業のあり方を考えれば、著者の勤務するような短期大学であれば二年間を総合的に捉え、入学時から卒業時までの間に社会に出て保育の実践現場で現実的に保育活動に寄与できる人材を育成するため、具体的な育成プランを考えるべきであろう。当然ながら、各授業の主題に則した指導内容を定め、シラバスにて内容説明をすることに変わりはないが、それぞれの授業を個別に考えるのではなく、保育者の育成として、再度、繋がりを意識した授業構築に努めるべきである。例えば、一年生の前期においては、絵画造形活動に対する苦手意識や恐怖心を拭い、興味を持って楽しく創作活動に勤しむことができる姿勢を構築する。またそれに伴い容易にできる課題を定めながら、色鉛筆やクレパス、絵の具など様々な素材に触れるよう課題を設定していく。一年生の後期においては、前期の内容に即して、ステップを上げ具体的に技術、技法の獲得に努める。一年生の前期と後期において、授業科目は別々であっても一年間を通して授業の学びファイルを作成させ、学んだことの内容を具体的に資料として残し、その時々自分自身に必要な情報をメモするなどして書き込むよう指導する。一年生においては、実習の準備として、設定保育を意識した課題を設定し、それぞれの学生が個人で学ぶべきスタンスとグループワークとして共同作業を行う形式の課題を合わせながらの取り組みを促す。保育の実践現場で子ども達にグループワークをさせる際のリハーサルの意識で学生それぞれに役割分担させ設定保育と同様の創作活動を行わせるなど、実践的で具体的な内容の授業課題を取り入れる。二年生の後期においては、それまでに学んだことを復習し、不足することを補いながら、学生の就職する保育園や幼稚園の活動内容を把握した上で、それぞれに必要なと思われる課題を与え、就職してすぐに活用できるような創作物等を準備させるなど、具体性を持った、保育現場に即戦力として寄与できる準備を行わせる。以上のような流れを意識しながら授業の組み立てをすることで、絵画、造形の学習に一貫して繋がりをを持った学習として勤しむことができるようになることを考える。この様な学習期間を一貫して達成して行く、各科目の見通しを持ったねらいを定めた学習様式と他の科目とも整合性を図りながら保育者育成の総合的な学習を紐づけて行く、教員各位が連携した教育が学生の学びにとって最も有効かつ重要であると考えられる。

参考文献

- ・フレーベル 人の教育 小原 国芳 訳 玉川大学出版部 1950
- ・モンテッソーリ教育の精神 クラウス・ルーメル著 学苑社 2004
- ・モンテッソーリ児童期から思春期へ マリア・モンテッソーリ 著 K・メーメル 江島 正子 訳 玉川大学出版部 1997
- ・0歳から7歳までのシュタイナー教育 堀内 節子 著 Gakken 2000
- ・遊びが子どもを育てる フレーベルの〈幼稚園〉と〈教育玩具〉
- ・マルギッタ・ロックシュタイン 著 小笠原 道雄 監訳 木内 陽一 松村 央子 訳 福村出版 2014
- ・現場の為のモンテッソーリ教育の実践 林 信二郎 編 あすなろ書房 1981
- ・新たな未来を築くための 大学教育の質的転換に向けて
- ・ここがポイント！3法令ガイドブック 無藤 隆 汐見稔幸 砂上史子 著 フレーベル館社 2017
- ・大塚 貴之, 稲田 達也 「幼稚園教諭・保育士養成課程における造形の授業が有する課題に関する文献レビュー」 大阪総合保育大学紀要 16号 (2022) p125-130
- ・井ノ口 和子 「保育内容(表現Ⅱ)における授業実践の考察」 共栄大学研究論集 第18号 (2019) p209-222
- ・松岡 宏明「保育者・初等教育者に求められる幼児・低学年児の造形を「みる力」に関する研究」 大阪総合保育大学大学院 乙第6号 (2018)
- ・磯部 錦司 「美術教育学における実践的研究の方向性と教育活動への還元に向けて」 レビュー論文 p489-504
- ・芳賀 正之「美術教育の実践的課題を捉えた理論研究の深化・充実に関する考察」『美術 教育学』美術科教育学会誌 第29号 (2008) p699
- ・辻 泰秀「美術教育における実践的研究の展望」『美術教育学』美術科教育学会誌 第29号 (2008) p684

謝辞

本論文に於いてご協力頂いた皆様、社会福祉法人香蘭育成会しばる保育園、及び参考作品等の資料を提供を下さった皆様に心より感謝致します。

年長児の絵本選択 — 幼稚園での図書貸出における選択理由の分析 —

Picture book selection for children 5 to 6 years old
Analysis for Selections of Kindergarten Lending Books

山 田 裕 美 子
Yumiko YAMADA
保育学科 講師

I. はじめに

本研究では、幼稚園における図書貸出活動について、子どもの選書の意図を調査し、関連する人間関係や保育環境を考察し、意義や有用性について論考していく。

現代において保育に絵本は欠かせないものであり、子ども達は保育者が絵本を読んでもくれるのを楽しみにしている。絵本の読み聞かせに関する研究は多数あるが、山田(2017)では、幼児期の読み聞かせ体験は保育者養成校の学生の心にも残っており、絵本に対する興味や関心に大きく関わっているであろうことを示した¹⁾。また、谷川(2012)が、年長児が絵本と出会う発達環境についての研究から「子どもが絵本と出会うことのスタートに、だれかに絵本を読んでもらうということがたつぷりと体験としてあり、この体験が礎になり、子どもが主体的に絵本の世界に歩みを進めると言うことが確認された。」と述べていることから²⁾、幼児期に大人が子どもへ読み聞かせることは、物語の世界に出会う第一歩として大変重要であり、絵本は大人と子どもが共有できる貴重な児童文化財と言えるだろう。

では、大人から絵本を読んでもらって聞かせてもらい絵本の楽しさを知った子ども達が、自ら絵本を手にとって読み始める時に、どのような絵本を選択しているのだろうか。

子どもの絵本選択について富田・浜田(2017)の研究では、2歳児は絵や絵本の仕掛け、3歳児は家族に読んでもらった絵本を選択する傾向が多いことを明らかにしており、「幼児における絵本の自発的選択傾向は「登場物」によるものが最も多く、次いで本能的なものでは「絵・本の仕組み」に魅力を感じ、絵本との関係が長くなり第三者がかかわると「経験」が多くなっていると言えるだろう」と述べている³⁾。

以前、筆者が勤めていた幼稚園では図書の貸出を行っていた。年長組の本棚には約300冊の絵本⁴⁾が置かれ(図1)、子ども達はそこから好きな絵本を手に取り、図書貸出カードと共に担任へ渡して手続きをする。担任は図書貸出カードに貸し出す絵本のタイトルを記入しながら、絵本を選んでいる子の様子や列に並ぶ子ども達の様子をみる。保育活動の合間に貸出をすることが多く、次の活動のために手短かに手続きをする必要があり、手続きにゆっくりと時間をかけられないことが多かった。そんな慌ただしい中ではあるが、子どもが選んでいる絵本の傾向は、個人の好みだけではなく、保育活動との関連性や友達との関わりの中で選択しているであろうことは感覚的には把握していた。しかし、その詳細までは把握できていなかった。矢野(2014)の研究では、年長児の絵本の貸出記録と担任へのアンケート調査と面接調査から、「保育記録」や「子ども理解のための記録」として価値があるものと位置付けていることも踏まえ⁵⁾、今回は年長児の図書貸出活動から、選書に至った背景を探り、どのような環境が選書に影響しているのか、また、どのような発達を促すことに繋がっているのかについて、明らかにしていく。



図1 教室の前方に本棚を設置



図2 紙芝居は教材室に保管されている

II. 対象と方法

本研究の対象は、平成29年度にF市のA幼稚園へ通っていた年長組の男児15名女児13名である。

A幼稚園の年長組の子ども達は、一学期には相撲大会やお泊り保育、二学期では運動会や発表会を経験し、三学期に入ると卒園式の練習も始まり、卒園や進級を意識する子どもも多かった。また、三学期には自治活動として、一日の流れを子ども達で決める活動を行い、主体的に行動し、友達と協力したり話し合ったりする姿も増えた。年間を通して月に1度行っている縦割り保育活動では、年中組・年少組の園児とグループ活動を行う中でリーダーシップを発揮する子どもも増え、年長児としての自覚を持ち、自信をもって活動する頼もしい様子が見られた。

食後は好きな絵本を読む時間としており、友達と一緒に迷路をしたり、お気に入りの絵本を見つけて一人で読んだりしていた。また、友達が読んでいる絵本と一緒に観ている子の姿も見られた。絵本の時間が終わると外で遊ぶことが多かったため、絵本を読みながらも外で一緒に遊ぶ約束をしている子どももいた。各々が友達と言葉でコミュニケーションを取りながら関わりを深めていく、5,6歳児らしい様子が多く見受けられていた。

この年長組の園児を対象として、平成30年1月から3月の貸出記録と、貸出手続き時に担任が園児へ借りた理由を尋ねた記録から、貸出回数が多かった絵本を調査し、人気の理由について分析する。また、保育との関連や人との関わりについて考察し、図書貸出の意義や有用性について検討する。

A幼稚園の図書貸出は、自分で選んだ絵本や紙芝居を家庭へ持ち帰り、保護者に読み聞かせをしてもらうことで、親子で絵本の世界を共有する時間となるように、また、保護者が子どもの絵本の好みを知る機会となるように等のねらいがあり、30年以上前から現在も行われている⁶⁾。

絵本の貸し出しは、週に1度行われ、各クラスの本棚から好きな絵本を借りることができる。また、絵本の他に紙芝居の貸し出しも行っており、学期ごとに担任が選んだ10冊の紙芝居の中から、月に一度借りられるように配慮されている(図2)。普段手に取ることのない紙芝居を持ち帰ることを楽しみにしている子どもも多かった。

今回の調査では、紙芝居は10冊という限られた選択肢の中で選ぶものであり、子どもが主体的に選択できなかったこともあったため、紙芝居の貸し出しについては調査に含まないこととする。

Ⅲ. 結果と考察

1. 貸出回数が多かった図書について

貸出記録から、本棚にある約300冊の図書のうち、三学期は68冊の図書が貸し出されたことがわかった。貸し出しが1回あった図書は40冊で、複数回(2～8回)貸し出したものは28冊であった。複数回貸し出された図書名と回数について図3に示した。

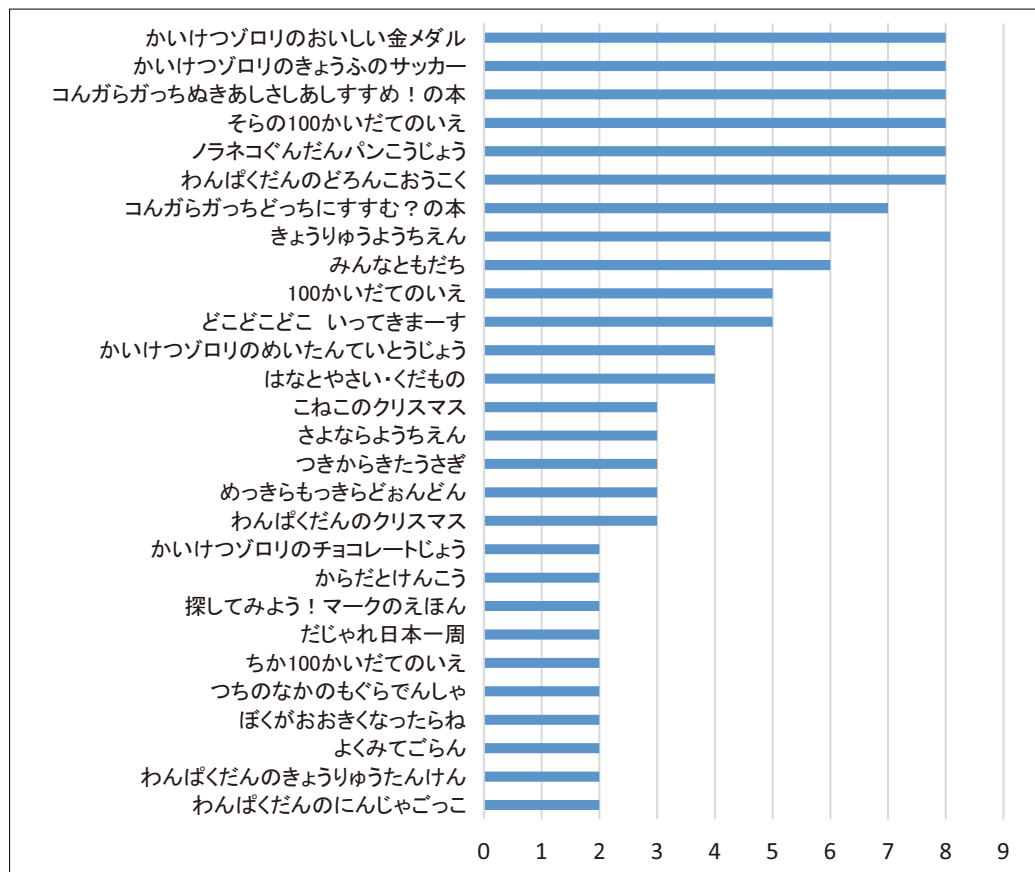


図3 三学期に複数回貸し出された図書と回数

三学期の図書貸出日は8回あり、そのうち紙芝居の貸出日が2回であるため、子ども達は三学期に6回好きな絵本を借りることができた。人気の絵本は毎週貸し出されており、毎週貸し出されていた上位6冊は全て二学期の12月に購入した新刊図書であった。借りた子ども達は新しい絵本を借りたい気持ちがあったと推測されるが、言葉にした貸出理由は様々である。ここでは複数回貸し出された図書のうち4～8回のものについて選書理由を考察していく。

(1)『かいけつゾロリのおいしい金メダル』 原ゆたか 作・絵 ポプラ社(2016)

かいけつゾロリシリーズは年長組の部屋には数冊あり、このクラスにも二学期までは3冊置かれていた。一学期より貸し出されることが多かったため、より多くの子ども達がこのシリーズを手にとれるようにと、2017年12月に購入した。当時のシリーズ最新作である。子ども達が借りた理由としては「面白いから」4名、「面白そう」2名など、1度読んだことがあり、面白いと知っていて借りる子や、同じシリーズを読んだ経験から面白いと予想して借りている子がいることがわかった。また、「いつも(友達に)取られているから」「お家を持って帰って読みたくてしょうがないから」という理由も聞かれ、新刊であり人気の児童書であるこの

本が常に借りられていた様子がわかる。

(2)『かいけつゾロリのきょうふのサッカー』 原ゆたか 作・絵 ポプラ社(1993)

先述した人気のシリーズで、同じく2017年12月に購入した新刊図書である。冬は外でサッカーをする男児が増えたこともあり購入した。借りた理由は「面白いから」2名、「面白そうだから」2名の他に、「初めて借りる」「借りたことないけん」「やっと借りれたから」等のように手にすることができた子ども達の発言や「サッカーやけん」という理由が聞かれた。三学期の図書貸出8回のうち、男児が5回、女児が3回この児童書を借りており、サッカーへの興味関心の男女の割合も窺える。

(3)『コングラガッチ ぬきあしさしあしすすめ!の本』 ユーフラテス 作 小学館(2016)

迷路のように自分で道を選択して進んでいく絵本で、当時のシリーズ最新作を2017年12月に購入した新刊図書である。「コングラガッチが面白いから」「迷路があって面白いけん」など、何が面白いかを伝えようとする回答の他、「楽しいから」「面白くなつて」のように、絵本に楽しさや面白さを求める理由も聞かれた。「借りたことないから」「借りたかったけん」「どうしても借りれんやったけん」などの、ようやく借りることができた子がいることがわかる回答もあった。

(4)『そらの100かいだてのいえ』 いわいとしお 作 偕成社(2017)

このクラスに100かいだてシリーズは他に3冊あり、貸出頻度が高かったため、当時のシリーズ最新作を2017年12月に購入した。貸出理由は「面白いけん」は1名に留まり、「可愛いから」「好きだから」「まだ一回も読んだことないけん」などの絵本への想いが語られた。回答の中には「借りたことないやつにしてってママが言ったけん」という家庭での様子が垣間見える回答や、「A君が借りてたけど紙芝居になって渡してもらった」という友達との関わりを伝える回答もあった。男児Aは人気のこの絵本を手にしていて、自分が紙芝居を借りる日であることに気づき、やむを得ず女児へ譲っている。男児Aはこの絵本を三学期の最後の貸出日によりやく借りることができていた。

(5)『ノラネコぐんだんパンこうじょう』 工藤ノリコ 作 白泉社(2012)

ノラネコぐんだんシリーズはクラスに1冊も置いていなかったため、2017年12月に購入した。「面白かったけん」「面白そうだから」「楽しいから」などの回答の他、「どっかーんってなるところが面白そうだったから」と具体的に絵本の場面を伝えている回答もあった。担任が読み聞かせをしたこともあり、貸出理由の中にも「先生が読んで楽しかったけん」という回答もあった。回答からこの絵本は子ども達が読んでいて楽しい気持ちになることが伝わってくる。また「ずっと借りたかったけど借りれなかったから」という回答からも人気の絵本であることがわかる。

(6)『わんぱくだんのどろんこおうこく』 ゆきのゆみこ 上野与志 文 末崎茂樹 絵 ひさかたチャイルド(2012)

わんぱくだんシリーズは他に3冊置いてあり、どの物語も主人公の3人が現実から不思議な世界へ導かれ、話の最後には現実の世界に戻って来るといったストーリーになっている。現実と空想の世界を行き交う楽しさが子ども達を惹きつけ、読んで聞かせると子ども達は食い入るように絵本の世界に引き込まれていく。2017年12月に購入した新刊図書で、三学期は毎週貸し出されていた。「一度読んでみて面白かったから。もう一度読んでみたいと思った」「先生が読んでくれて面白かった」などの理由から、物語に魅了されている様子がわかる。また、「すごいけん」という回答があり、年長児が物語の感想として感じたことを言葉で懸命に表現しようとする姿がみられた。この絵本を借りた子の中で、クラスに置いてある他のわんぱくだんシリーズを全て借りた子は3名で、このシリーズを今回初めて借りた子は1名だった。借りた理由は全員が

「まだ借りたことがない」という内容であった。おそらく今回初めて借りた子に関しては、このシリーズについてこれまで触れる機会がなく、担任が読み聞かせをしたことにより興味を持って借りたのではないかと推測される。

(7)『コンガラガっち どっちにすすむ?の本』 ユーフラテス 作 小学館(2009)

一学期は貸出日13回のうち8回、二学期では貸出日17回のうち11回貸し出された絵本で、新作を購入したものの、三学期もほぼ貸し出された人気の絵本である(表1)。概ね「面白いから」という回答であったが、「ねーねに借りてこいって言われた」という回答もあり、絵本が家族とのコミュニケーションツールになっていることが窺えた。また、図書貸出記録の履歴から、前掲の『コンガラガっちぬきあしあしすすめ!の本』を借りた子どもは、全員が過去にこの絵本を借りていたことがわかった。逆に、過去にこの絵本を借りたことがない子ども達は、新刊図書であっても借りていない。このことから、子ども達は自分の好きなシリーズがあり、主体的に選書していることがわかる。そして、(1)(2)(3)(4)(6)(7)の図書からも考察したように、人気シリーズであることが、子どもの選書理由の一つの要因であると言える。ここで参考までに人気シリーズの年間貸出状況を表1に示す。

表1. 人気シリーズの年間貸出状況 ()内は貸出日の回数

	一学期(13)	二学期(17)	三学期(8)
かいけつゾロリのおいしい金メダル	—	2	8
かいけつゾロリのきょうふのサッカー	—	2	8
かいけつゾロリのぜったいぜつめい	10	8	0
かいけつゾロリのチョコレートじょう	10	12	2
かいけつゾロリのめいたんていとうじょう	9	10	4
100かいだてのいえ	8	9	5
うみの100かいだてのいえ	9	9	1
ちか100かいだてのいえ	5	10	2
そらの100かいだてのいえ	—	2	8
わんぱくだんのきょうりゅうたんけん	7	5	2
わんぱくだんのクリスマス	3	5	3
わんぱくだんのどろんごおうこく	—	2	8
わんぱくだんのにんじゃごっこ	10	8	2
コンガラガっち ぬきあしあしすすめ!の本	8	11	7
コンガラガっち どっちにすすむ?の本	—	2	8

※新刊図書12月の貸出日は2回

(8)『きょうりゅうようちえん』 のぶみ 作・絵 ひかりのくに(2014)

この絵本は一学期には1名、二学期には6名の貸出があった。「前、先生が読んで面白かった」という回答があることから、三学期に担任が読み聞かせをしたことにより貸出回数が増えたと推測される。「面白かったから」の他に「見たことあるけど憶えてない」という、もう一度持ち帰って読んでみたい気持ちがわかる回答や、「Aちゃんが見つけたら「これがいい」って言ったけん」(Aちゃんに薦められて借りた)という友達からの影響により借りた回答があった。女兒Aはこの絵本を借りた女兒Bの貸出時に傍にいて「Aがあげたと」と誇らしげに語る様子があった。このやりとりから言葉が拙い女兒Bの様子や、世話好きな女兒Aらしさが伝わってくる。

(9)『みんなともだち』 中川ひろたか 作 村上康成 絵 童心社(1998)

この絵本は文章が歌の歌詞になっており、卒園式で歌うことになっていた。子ども達に読んで聞かせるだ

けでなく、歌いながら聞かせることもあり、子ども達は卒園式を意識し、貸出回数が増えた。一学期には1名、二学期には2名の貸出しかなかった絵本である。理由としては「歌がうまくなりたい」「歌の練習ができるから」「読みながら歌う」など、卒園式のために家庭で歌の練習をすることを目的として借りていくことがわかった。卒園式前には歌詞も覚え、担任が絵本のページをめくってだけで、自然に子ども達が歌う姿も見られた。

(10)『100かいだてのいえ』 いわいとしお 作 偕成社(2008)

100かいだてシリーズの初版で、クラスには他に「ちか100かいだてのいえ」(2009)、「うみの100かいだてのいえ」(2014)も置いてある。他の2冊は前掲の「そらの100かいだてのいえ」の購入に伴い貸出回数が減ったが、この絵本は貸出日8回のうち5回貸し出されていた(表1)。貸出理由は「好きやけん」「面白そうだったから」の他に「お姉ちゃんが借りてきてって」「面白くてまだお母さんに見せてないから」など、家庭での様子が窺える回答があった。

(11)『どこどここ いってきまーす』 長谷川義史 作・絵 ひかりのくに(2004)

この絵本は一学期には貸し出しが1回のみであったが、二学期には9回貸し出され、三学期にも5回貸し出された、探し絵が楽しめる絵本である。二学期になり友達との関わりも深まり、園で友達と一緒に絵を楽しむながら見る機会が増えたことにより、この絵本に親しみをもち、貸出回数が増えたと推測される。貸出理由には「面白いから」「借りたことないから」の他に「お家では見たことないけん」や「探すのが楽しいけん」という回答があり、絵本を家庭で楽しみたい気持ちや、探し絵の楽しさを味わっている様子が伝わってくる。

(12)『かいけつゾロリのめいたんていとうじょう』 原ゆたか 作・絵 ポプラ社(2000)

前述した人気のシリーズで、以前からクラスに置いてある児童書である。一学期には9回、二学期には10回貸し出されている(表1)。三学期に新刊図書が入ったことにより、以前からある3冊のうち2冊はそれぞれ0回、2回と貸し出し回数が少なくなったものの、この本は8回の貸出日のうち4回の貸出があった。また、三学期にこの本を借りた子ども達は全員が他のゾロリシリーズを借りた経験があり、中にはクラスにあるゾロリシリーズを全5冊借りている子もいた。貸出理由の中に「面白そうな感じがした」という、このシリーズは面白いと感じた経験から、内容は知らずとも借りてみたいという気持ちが推測される回答があった。また、「好きなものが出てくるから」という、気に入った本を借りて、家庭へ持ち帰って読みたい気持ちが伝わる回答があった。

かいけつゾロリシリーズの楽しさを知った子ども達は、全種類(5冊)を借りたり、同じ本を2~3回借りたりしていたが、逆にゾロリシリーズを1年間通して一度も借りなかった子は28名中8名いた。ゾロリシリーズを借りた子ども達の全てが文字を読んで物語を想像できる力があつたわけではなかったことから、一人で読めない子ども達は、家庭で読んでもらったり、アニメで物語を観た経験があつたりと、楽しかった体験から児童書を借りたことが推測される。また、ゾロリシリーズを1年間借りなかった子ども達の中には、文字が読めて内容を理解できる子もいた。この8名の三学期の貸出傾向としては、物語絵本が多かった子が5名、図鑑や探し絵が多かった子が3名であった。このことから幼い頃から絵本に親しんできた子ども達は、借りたい絵本を主体的に選択していることがわかる。

(13)『はなとやさい・くだもの』 山田朋重 編 ひかりのくに(1997)

チューリップがメインの表紙となっている図鑑で、一学期と二学期にはほぼ貸出がなかったが、三学期では4回の貸出があった。男児1名女児3名が借りており、男児は理由について「図鑑が好きだから順番に読んで」と回答した。この男児の貸出記録を調べると、10月から月に1度のペースで様々な種類の図鑑を借りていることがわかった。女児は「花の名前を知りたいから」「お花が可愛いから」「読みたいから」と回答

しており、2月下旬から3月上旬に3週連続で貸し出された。2月の中旬にはひな人形の製作活動があり、卒園へ向けた活動も多かった春を感じるこの時期に、これまで貸出履歴が少なかったこの図鑑が頻繁に貸し出されたことは、大変興味深い。

以上のことから、貸出回数が多かった図書の傾向として、新刊図書、人気シリーズ、迷路や探し絵などの面白さが体験できるもの、保育活動との関連があるものが、より多くの子どもに選ばれていたことが示された。一方で、貸し出しが多い図書を選択していない子どもがいることもわかった。このことから、子ども達は人気の絵本を手にした喜びを感じたり、自分で好みの絵本を選んだりしながら、図書貸出活動を楽しんでいることがわかる。

2. 保育者の読み聞かせと貸し出し状況について

次に、保育者の読み聞かせと貸し出し状況の関係について考察する。三学期に貸し出された68冊のうち、担任が読み聞かせをした絵本は15冊であった。そのうち8人が借りた絵本は2冊、6人が借りた絵本は2冊、3人が借りた絵本は3冊、2人が借りた絵本は1冊、1人が借りた絵本は7冊であった。担任が読み聞かせをしても貸し出しのなかった絵本もあり、担任が読んだからといって必ずしも借りる子がいるとは限らないことが示された。

表2. 1月に読み聞かせをした絵本数

		貸出日
1月11日	みんなともだち	1月16日
1月12日	さよならようちえん	1月16日
1月15日	もうすぐいちねんせい	2月7日
1月16日	わんぱくだんのどろんこおうこく	1月16日
1月18日	こんとあき	2月13日
1月19日	きよだいなきよだいな	2月20日
1月23日	ともだち	貸出なし
1月24日	ゆきのひ	貸出なし
1月25日	けんかのきもち	貸出なし
1月26日	わたしのワンピース	貸出なし
1月29日	ぼくがおおきくなったらね	1月30日 2月27日
1月30日	さるじぞう	貸出なし

1月の担任が読んだ絵本を例に挙げると(表2)、三学期が始まってから最初の貸出日までに担任が読んだ絵本は4冊あり、そのうち3冊が最初の貸出日に貸し出されたが、翌週の貸出日までに読んだ絵本はその週の貸出日には貸し出されず、その次の週は1冊が貸し出された。読み聞かせをしてすぐに借りられた4冊は「みんなともだち」「さよならようちえん」「わんぱくだんのどろんこおうこく」「ぼくがおおきくなったらね」であることから、三学期になり卒園を意識した選書の様子や人気シリーズ絵本を借りている様子が窺える。このことから、子ども達は単純に担任が読んだことで認知している絵本を選書しているのではなく、読み聞かせ体験と自分の経験を重ねていく中で、主体的に選書をしていることがわかる。

保育者は、季節や行事を考慮して子ども達へ読んで聞かせたい絵本を選書する機会が多いが、子ども達の様々な興味関心を引き出せるように多様な選書をしている。担任が読み聞かせをしたけれど貸し出しに繋がらなかった絵本もあったが、読んで聞かせてもらった経験は子どもの心に残り、今後成長していく中で経験と重なり合い、豊かな感性や感情を養うことができると考える。

幼児期に絵本の世界と現実の世界を行ったり来たりしながら、見通しを持ったり想像の世界を楽しんだり

することで、子ども達の心はゆっくと成長していく。このように絵本は子どもに優しく寄り添いながら、子ども達の心を支える重要な児童文化財であると言える。

3. 家庭や友達との関わりによる選書について

人気の絵本を借りた理由の中から家庭の様子が垣間見えた回答がいくつかあった中、絵本を借りた理由のほとんどに家族が登場する回答をした女兒がいた。6回の貸出のうち5回の理由に家族が登場しており、「前に借りた時にお母さんが爆笑したから」「お母さんがわんぱくだんシリーズの見たことないやつを読みたがっていたから」という母親への想いや、「じいじが土を掘るのが好きだから」「ばあばもうさぎ年だから」「お父さんお母さんおじいちゃんおばあちゃん〇〇ちゃん、みんな絵の具で描くの好きだから」という家族を思い浮かべながら絵本を選んでいる理由が聞かれた。子ども達の多くは、絵本を借りた理由について「面白いから」「楽しいから」などと答えた中で、この女兒は絵本の物語や絵から家族と関連付け、借りた理由としていた。このことから、この女兒は家庭でも家族と一緒に絵本を楽しむ機会が多いことが推測され、大人にたっぷりと絵本を読んでもらい安心感や信頼感が育まれていることがわかる。また、この経験は女兒の豊かな想像力を育み、言語表現活動の更なる発達を促すことへと繋がるのが推測される。

友達との関わりについても、人気の絵本を借りた理由から友達に譲ってもらったり、薦めてもらったりしながら絵本を選択する姿が見られた。また、人気の絵本を「やっと借りられた」という回答も多く、友達と時には取り合いをしながら絵本を借りていた様子も想像できる。借りた理由として言葉にした友達との関わりが見られる回答は少なかったものの、年長組の三学期の子ども達の様子から、友達と一緒に絵本を見て楽しんだ経験や、友達が手にした絵本に興味を持ったことをきっかけとして借りたであろうことは十分に推測できる。貸出の順番を待つ間にも友達と借りた絵本を見せ合いながら、選んだ絵本について言葉で伝え合い、絵本の世界を共有して一緒に楽しむ時間は、言葉の領域だけでなく全ての領域において発達を促す効果のある貴重な時間であると言える。

4. 図書貸出活動について

筆者は過去に3園で勤務をしたが、そのうち図書の貸出活動が行われていた幼稚園は1園のみであった。どの幼稚園でも担任は降園前に絵本を読むことが多く、園によっては子どもが選んだ絵本を担任が読むこともあった。また、食後の時間を好きな絵本を読む時間としている園が多く、担任が個別に読んで聞かせる時間はあまりなかった。図書の貸出をしていない園では、子ども達の好きな絵本を個別に聞く機会は少なく、担任は食後の絵本の時間に、子ども達が絵本を読んでいる様子から、お気に入りがあるであろうことを遠目に把握しつつ、給食の片付けをしている状況であった。

本研究対象の幼稚園で図書貸出活動に参加している子ども達は、持ち帰りたい絵本を自分で決める経験をすることができ、担任も子どもが好きな絵本やジャンルを知る機会となっていた。また、園の目的でもある親子のコミュニケーションツールとしての活用にも繋がっていることから、子どもにとって絵本を借りることは、絵本を楽しむだけでなく、人との関わりを深めることができる活動であると言える。

ただ、図書貸出活動はクラスに置いてある絵本を毎週火曜日に借りて金曜日の朝に返却する仕組みになっていたため、人気の絵本は週の半分は手に取ることができないという状況であった。一般的な図書館のように予約ができるシステム作りまでの配慮はしていなかったため、人気の絵本は借りる手続きの素早い子に取られてしまい、マイペースな子にはなかなか行き渡らなかつた可能性もある。この点は今後の貸出活動で配慮すべき点である。

IV. おわりに

本研究では、年長児が貸出絵本を選択する際に、保育活動や人との関わりの中で、気に入った絵本を見付

けて選書をしていることがあきらかになった。また、図書貸出活動は主体的に絵本を選択する力が育まれ、絵本へ一層の興味関心を持つことにも繋がっていることも示された。

しかし、保育現場では主活動に追われ、図書貸出手続きの際にゆったりとした時間を取ることが難しく、今回のように貸出履歴を振り返ったり個別に貸出理由を聞いたりすることが困難な状況にあった。担任がこの活動を通して子どもの絵本への興味関心の動向を把握し、有意義な活動とするためには、図書貸出日の保育活動を見直して、時間を確保する必要がある。担任が絵本の貸出を記録している間にも、子ども達は友達との関わりを深めたり、じっくりと絵本を選んだりしていく中で、言葉を獲得し、豊かな想像力を育んでいる。短い保育時間でその様子をゆっくりと見守ることは難しいが、保育者は子ども達の些細な関わりを見逃すことなく、個々に寄り添った保育ができるように配慮すべきであると考ええる。

友達と時には取り合いになりながら本を借り、絵本の内容について言葉で伝え合いながら友達との関わりを深めていく様子から、図書貸出活動は、言葉や人間関係、表現など様々な領域において子どもの発達を促す活動であると言える。動画視聴時間が増えているこの時代だからこそ、保育者や保護者が積極的に子どもへ愛情をもって絵本を読んで聞かせ、子ども達が絵本や物語に触れる機会を増やす必要がある。そのためにも保育における図書貸出活動を有意義なものとなるよう、保育者も保育活動を再考していく必要があると考ええる。

今回の研究では、家庭での子どもが大人に絵本を読んでもらう機会や読書時間について触れておらず、家庭環境からの絵本への興味関心について具体的に示すことができなかった。今後は家庭での読書習慣や園との連携についても調査し、子どもの言葉の発達やその他の領域との関連について研究を続けていきたい。

謝辞

本研究にあたり、貸出記録を快く提供してくださったA幼稚園年長児の保護者様、ならびにA幼稚園の先生方に感謝申し上げます。

注

- 1) 山田裕美子「保育者養成校における学生の絵本に対する意識について—幼児期の読み聞かせ体験の記憶と現在の意識との関連を中心に—」『福岡こども短期大学研究紀要第28号』11-17頁(2017)
- 2) 谷川賀苗「幼児期の子どもの心理発達と絵本～子どもが絵本に出会う発達環境についての一考察～」『帝塚山学院大学人間科学研究年報第14号』46-68頁(2012)
- 3) 富田久枝 浜田彩「乳幼児における絵本の自発的選択傾向」『千葉大学教育学部研究紀要第66巻第1号』9-18頁(2017)
- 4) 本棚には絵本だけでなく、図鑑や幼年童話、児童書なども置かれていたが、ここでは総称して絵本とする。
- 5) 矢野光恵「子どもが選択した絵本からみる読書傾向と保育者の教育活動との関連性—A幼稚園年長児の一年間の貸出調査から—」『学校図書館学研究第17巻』33-42頁(2015)
- 6) A幼稚園園長インタビューより(2022年9月)

子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査と 参加学生の資質向上効果

Survey on Kindergarten Parents' Impression about Children's Cafeterias and
Quality Improvement Effects on Participation Students

森 山 真 帆

Maho MORIYAMA

食物栄養学科 助手

宮 崎 貴 美 子

Kimiko MIYAZAKI

食物栄養学科 教授

I. はじめに

子ども食堂とは、地域住民や自治体が主体となって無料または低料金で食事を提供するコミュニティの場である。子ども食堂の発足は、2012年に「気まぐれ八百屋だんだん」の店主であった近藤博子氏が朝ごはんや晩ごはんを当たり前食べられない子どもの存在を知ったことがきっかけであった。当初より貧困家庭の子どものみを対象としている訳ではなく、食事を必要とする子どもたちが気兼ねなく来ることができるよう、「どなたでもどうぞ」としている¹⁾。子どもの貧困率は、1985年にすでに10.9%と10%を超えており、2012年には16.3%まで上昇し増加傾向にあった^{2,3)}。2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、全国各地で子どもの貧困対策が実施段階に入った2015年ごろ、マスメディアに頻繁に登場するようになった。発足当初より、「地域交流拠点」と「子どもの貧困対策」を軸にした活動であるが、発足のきっかけが語られると、必然的に子ども食堂の説明書きに「子どもの貧困対策として行われている」という形容句がついた。その結果、子ども食堂は貧困家庭の子どもを集めて食事させるところという誤認が広がった¹⁾。その誤認を解くため、地域の理解をコンセプトにした講演会やシンポジウム「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアー」が開催された(2016～2018年度)⁴⁾。そのような活動の中で、子ども食堂のイメージは徐々に変化していったと考えられる。

そこで本調査では、子ども食堂の認知度並びに具体的に抱いているイメージを把握するとともに、短期大学で開催する子ども食堂の活動に活かすため、本学食物栄養学科主催の子ども食堂に期待するサービスについて調査した。さらに、子ども食堂の運営に参加した学生の資質の向上を本学独自の指針である香蘭女子短期大学「セブンのちから」にて図った。

II. 方法

1. 子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査

子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査⁵⁾については、香蘭女子短期大学附属香蘭幼稚園の保護者270名を対象として依頼文にQRコードを記載し、配布した。質問項目は、回答者の年齢、子ども食堂の認知度、子ども食堂を知るきっかけ、子ども食堂のイメージ、子ども食堂の利用の有無、「子ども食堂」に期待する内容の8項目とした。なお、回答はグーグルフォームにて回収した。回答数は81件で回収率は30.0%であった。

表1 子ども食堂の献立及び食育内容

日 時	献 立	食育指導内容	食育ゲーム	参加人数
8/27	カレーライス、南瓜サラダ みかんゼリー	赤・黄・緑の食品について	野菜・果物の名前あてゲーム	43人
9/17	ご飯、麻婆豆腐、 春雨サラダ、みかん缶	野菜の名前を知る	箱の中身あてゲーム	34人
10/15	ご飯、クリームシチュー、 かぼちゃの煮物、 人参とほうれん草のカップケーキ	旬の食材について	野菜かるた	12人
10/29	ツナとコーンの和風パスタ、 パプリカのマリネ、 野菜スープ、チーズケーキ	野菜はどこからくるのか	ミニトマト運び	11人

表2 香蘭女子短期大学「セブンのちから」質問項目

コミュニケーション力	①自分の意見を分かりやすく伝えることができる ②相手の意見を丁寧に聞くことができる
文章表現力	③自分の考えを分かりやすく文章で表現することができる
プレゼンテーション力	④計画や考えを効果的にプレゼンテーションすることができる
論理的・批判的思考	⑤手順を踏まえて考えることができる ⑥批判的視点をもってとらえることができる
IT 活用力	⑦各種ソフトを用いることができる
課題発見・提案力	⑧現状分析から問題点を見つけ、解決のための案を作ることができる
実行・行動力	⑨目標を定めて実行することができる

2. 子ども食堂への参加による学生の資質の向上

子ども食堂への参加による学生の資質の向上については、子ども食堂の立ち上げと運営への参加による学生の資質向上効果を見るために、参加学生10名（2年生9名、1年生1名）に香蘭女子短期大学「セブンのちから」をもとに自記式アンケート調査を実施した。子ども食堂では、表1に示したとおり、4回の子ども食堂にて食事の提供および、食育指導を実施した。アンケート項目はコミュニケーション力、文章表現力、プレゼンテーション力、論理的・批判的思考、IT活用力、課題発見・提案力、実行・行動力の7項目で、子ども食堂の開始前（4月）と終了後（10月）の自己評価を「劣る：1」、「やや劣る：2」、「標準的：3」、「やや優れている：4」、「優れている：5」の5段階評価として全体の平均値を前・後で比較した。なお、回収率は100%である。

Ⅲ. 結果および考察

1. 子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査

子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査については、回答者の年齢層が、30代が最も多く63.0%、次いで40代30.9%、20代3.7%、50代2.5%であった。子ども食堂を知っている者の割合は、75.3%で、知らないが24.7%であった。また、子ども食堂を知ったきっかけとしては、新聞、テレビなどのマスメディアが77.0%と最も多く、次いで知人、親族が8.2%であった。SNSや地域からの案内により知ったと答えた保護者は各6.6%、香蘭幼稚園での案内により知ったという回答は1.6%であった。

子ども食堂に関する保護者のイメージについては良いイメージと回答した者は69.1%、悪いイメージと回答した者は1.2%、どちらでもないと回答した者は29.6%であった。また、具体的なイメージについては多い順に孤食を防ぐが27.8%、子どもの居場所づくりが16.7%、栄養のある食事がとれるが14.8%、貧困の子どもに対する支援が13.0%、栄養のある食事がとれることに加え、地域交流の場となるが3.7%、その他が24.1%であった。子ども食堂の発足当初の軸である、「地域交流」が可能な場であることはあまり認識されていなかった。子ども食堂を利用したことがあるかという質問に対しては、90.1%の保護者が利用したことがなく、9.9%の保護者は利用経験があった。また、利用してみて満足したかという質問に対しては全員が満足したと回答している。市町村や民間企業が主催する「子ども食堂」に期待することや具体的なサービスについては「栄養のある食事」、「困っている子どもにこのような場所があることを知らせてほしい」、「気軽にに行けるようにしてほしい」であった。「気軽にに行けるようにしてほしい」という回答の中に、「金銭的に困っている家庭だけを対象としている元々のイメージが強いため気軽にに行けるようにしてほしい」という回答があった。初めに記載したとおり、子ども食堂は元々から貧困家庭の子どものみを対象にしている。「どなたでもどうぞ」という開かれた場所である。今回のアンケートの結果では少数の回答であったが、子ども食堂を貧困家庭のみが利用する所であると誤認している保護者は一定数いた。香蘭女子短期大学食物栄養学科が主催する子ども食堂を利用したいと思うかという質問には利用したいと答えた保護者が61.7%、どちらでもないが37.0%、利用したくない1.2%であった。その理由については栄養のある食事をとらせたい、知りたいが26.2%、困っている人に利用してほしいが13.8%、自身は困っていないため12.3%、附属の短大に対する興味、安心感が9.2%であった。本アンケートでは、困っている人に利用してほしいという回答や自身は困っていないという回答を合わせると回答数の1/4を超える。湯浅¹⁾は子どもたちの貧困を便宜上「赤信号の子(貧困、深刻な虐待・非行、不登校などの深刻な課題を抱えた子ども)」と「黄色信号の子(たかだか修学旅行に行けない程度の子)」と分けて説明している。行政や福祉専門職が赤信号の子どもの対応に追われている中、黄色信号の子どもは自覚がないため相談窓口に行くこともない。黄色信号の子どもは自身が赤信号ではないという自覚があるため、『あなたは大変なんだね』と自他から認定されるような場所には行かない。本アンケートで困っている人に利用してほしいや自身は困っていないと回答した家庭は、この定義を使えば「青信号の子」であると推察される。青信号の子が子ども食堂を利用することにより黄色信号の子どもが利用しやすくなる。困っている人に食事を提供してほしいとあるが、困っていないから参加を控えるのではなく、参加することが困っている人を助けることにつながるのではないかと考える。

香蘭女子短期大学食物栄養学科の主催する子ども食堂に期待することや具体的なサービスについては「栄養のある食事の提供」「栄養のある献立、レシピを知りたい」という回答が51.6%であった。また、アレルギー対応食や離乳食を期待する回答もあった。

以上のアンケート結果より、共通して考えられることは、保護者は子ども食堂に対して、栄養のある食事を期待しているということである。また、子ども食堂は貧困家庭が利用する場所という認識が一定数あることも確認できた。地域交流の場であり、「大人も子どもも気楽に行ける場所」という認識となるような活動が必要である。地域交流の場であることはあまり認識されていなかった。東京都港区の子ども食堂「みなと子ども食堂」は子ども食堂＝貧困というイメージを払拭するため、孤食防止とコミュニケーションを強調している。NPO法人「みなと子ども食堂」広報担当愛敬氏は、年収が600～700万円ある世帯の子どもにも孤食やコミュニケーションの課題があり、子ども食堂を必要としている人は生活に困窮している家庭だけではない⁶⁾としている。子ども食堂には、多世代が交流する場で価値観が広がり、人生の選択肢が増えることによる貧困対策としての機能、ワンオペ育児と言われる母親の家事・育児負担軽減を行い、母親たちが一息つける時間と空間を提供することによる虐待予防機能がある¹⁾。子どもたちが多世代と交流し、価値観を広げていく中、親は家事・育児の負担が軽減されるなど、子どもや親にとって大きなメリットがある場所である。「どなたでもどうぞ」と開かれた場所であるため、経済的に困窮していない家庭も、

表3 子ども食堂へのイメージに関するアンケート結果

アンケート項目	内容	実数
回答者の年齢層 (n = 81)	20代	3名 (3.7%)
	30代	51名 (63.0%)
	40代	25名 (30.9%)
	50代	2名 (2.5%)
子ども食堂を知ったきっかけ (n = 61)	知人、親族	5名 (8.2%)
	新聞、テレビ	47名 (77.0%)
	SNS	4名 (6.6%)
	地域からの案内	4名 (6.6%)
	香蘭幼稚園	1名 (1.6%)
子ども食堂のイメージ (n = 54)	孤食を防ぐ	15名 (27.8%)
	子どもの居場所づくり	9名 (16.7%)
	栄養のある食事がとれる	8名 (14.8%)
	貧困の子どもに対する支援	7名 (13.0%)
	栄養のある食事がとれることに加え、地域交流の場となる	2名 (3.7%)
	その他	13名 (24.1%)
香蘭女子短大主催の子ども食堂を利用したいか (n = 65)	栄養のある食事をとらせたい、知りたい、食育	17名 (26.2%)
	困っている人に利用してほしい	9名 (13.8%)
	自身は困っていないため	8名 (12.3%)
	附属の短大に対する興味	6名 (9.2%)
	その他	25名 (38.5%)
香蘭女子短大主催の子ども食堂に期待する内容 (n = 31)	栄養のある食事、食育	16名 (51.6%)
	応援の言葉	6名 (19.4%)
	その他	9名 (29.0%)

このメリット享受することができるということを伝えていく必要があると考える。そうした活動を通して、子ども食堂は生活に困っている人がいく場所、自身には必要ない場所という誤解が解けるのではないかと考える。本校の子ども食堂はその誤解を解くための一助となれるよう活動していくことが必要である。

2. 子ども食堂の運営への参加による学生の資質の向上

子ども食堂への参加による学生の資質の向上効果について、アンケート結果を図1に示す。子ども食堂への参加による学生の資質の向上を活動前・後でみたところ比較によりコミュニケーション力である「自分の意見を分かりやすく伝えることができる」については、平均で2.7点から3.9点となり、1.2点上昇している。論理的・批判的思考である「手順を踏まえて考えることができる」については2.8点から4.0点となり、1.2点上昇している。実行・行動力である「目標を定めて実行することができる」については、3.2点から4.4点となり、1.2点上昇している。この3項目については、メンバーと意見を出し合い、献立作成、食育、準備、運営を行ったため自己評価が上昇したと考えられる。奥田ら⁷⁾も学生が課外活動することにより論理的分析力などが向上したことを報告しており、本研究と同様の結果であった。コミュニケーション力である「相手の意見を丁寧に聞くことができる」については、3.7点から4.2点となり、0.5点の上昇しか見られなかった。また、IT活用力である「各種ソフトを用いることができる」についても、3.1点から3.6点と0.5点の上昇しか見られなかった。「相手の意見を丁寧に聞くことができる」については、開始前から自己評価が1番高い項目であったため上昇した点数が低くなっていると推察する。「各種ソフトを用いることができる」に関しては唯一、活動前・後で「劣っている」と回答する者の数に変化はなかった。子ども食堂の運営ではアンケート調査や申し込みに関してはグーグルフォームを用い、案内用ポスターではワード、PDFを使用した。また、参加申し込みの案内、活動報告をインスタグラムに投稿

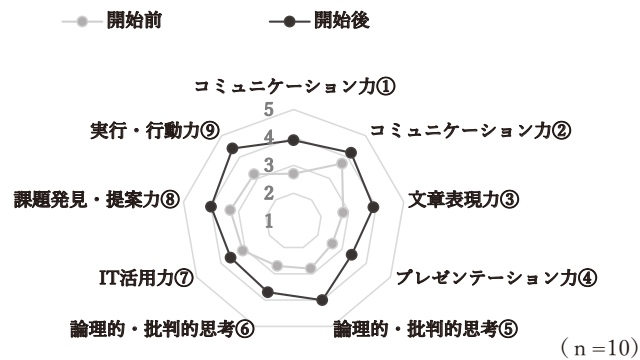


図1 子ども食堂の運営への参加による学生の資質の向上アンケート結果

するなど各種ソフトを使用している。しかし、活動の中で作業内容が分担され、同じソフトしか使わない学生がいた。そのため、「各種ソフト」を用いることができるかという問いに対し、評価が低いままであったと推察する。アンケート結果より、子ども食堂開始前・後では学生の自己評価は全項目において、上昇していた。個人別の結果を見ても、ほとんどの項目で「やや劣っている」、「劣っている」と回答する者は減少していた。学生は、子ども食堂の活動を通して自身の成長を実感していることが伺えることから、子ども食堂の活動は学生の資質の向上をさせるため、有効であると考えられる。花田⁸⁾は学習効果の獲得は、ごく単純化すれば、異なる他者との関わり、プロジェクトメンバーとしてのアイデンティティーの形成、実践力を中心とした学習効果の獲得を経て進むものとする。柳田⁹⁾は単に講義を受けることや学内での活動に限った学びだけではなく、実際の社会の現場を体験し学生自身が自ら考え実践する活動は、総じて学生の意識の面でも成長が見込まれると考える。本研究の子ども食堂の立ち上げ、運営についても学生に同様の影響があったと示唆された。学習効果を得るためには、最初の段階である異なる他者とのかわりが必要である。子ども食堂の運営は学生同士のかかわりはもちろんであるが、地域の保護者、子どもともかかわる。異なる他者とのかわりにより、学生の資質向上に寄与することが考えられた。

本研究では、子ども食堂に関する幼稚園保護者のイメージ調査および子ども食堂の運営への参加による学生の資質の向上に影響を及ぼした経験要因について検討した。その結果、幼稚園保護者については、子ども食堂に対するイメージとして生活に困っている人がいく場所という誤認をしていることが分かった。また、子ども食堂への参加による学生の資質向上に影響を及ぼした経験要因については、子ども食堂の立ち上げ運営をとおして、学生はコミュニケーション力、実行・行動力、論理的・批判的思考が向上することが示唆された。

V. 謝辞

本研究を遂行するにあたり、アンケートにご協力いただいた香蘭女子短期大学附属幼稚園保護者の皆様に深く御礼申し上げます。また、本研究に協力いただきました食物栄養学科学生の宮内杏氏、西村彩氏、牧野由希菜氏、森杏樹氏、森本さくら氏、諸富茉白氏、堀幸都氏、毎熊唯氏、吉田稀咲氏、高木亜弥氏に心より感謝いたします。

VI. 参考文献

- 1) 湯浅誠：こども食堂の過去・現在・未来, 「地域福祉研究」編集委員会 編, (47), 14-26, 2019
- 2) 2019年 国民生活基礎調査の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf> (閲覧日2022年11月1日)
- 3) 木村直子, 菅玲奈:「子ども食堂」を「子どもの居場所」として地域に広げる方策に関する研究 — 徳島県内の子ども食堂運営者へのインタビュー調査より—: 鳴門教育大学研究紀要第37巻, 2022
- 4) 「広がれ、子ども食堂の輪! 全国ツアー」: <http://kodomoshokudo-tour.jp/> (閲覧日2022年11月1日)
- 5) 黒谷佳代, 新杉知沙, 千葉剛, 山口麻衣, 可知悠子, 瀧本秀美, 近藤尚己: 小・中学生の保護者を対象とした「子ども食堂」に関するインターネット調査, 日本公衛誌, 第66巻第9号, 2019
- 6) 湯浅誠: 「なんとかする」子どもの貧困, 株式会社 KADOKAWA, 2017.
- 7) 奥田玲子, 深田美香: 看護学生の社会人基礎力の経年的変化と影響を及ぼす経験要因, 米子医誌, Vol70, 13-24, 2019.
- 8) 花田朋美, 山岡義卓, 白井篤: 自主参加型の地域連携プロジェクトによる大学生の学習効果 — 社会人基礎力評価からの考察 —, 東京家政学院大学紀要, 第52号, 2012.
- 9) 柳田健太: 地域連携教育の実践と学習成果に関する考察—社会人基礎力測定結果をもとに—, 宮崎学園短期大学紀要, Vol.13, 32-41, 2021.

女子短期大学生のストレス耐性とストレス性格傾向との関連

Relationship between Tolerance to Stress and Stressful Personality Traits of
Female Junior College Students

遠 矢 幸 子

Sachiko TOYA

ライフプランニング総合学科 教授

【問 題】

現代社会はストレス社会ともいわれ、あらゆる年代に影響のある大きな問題となっている。ストレスの定義は様々であるが、厚生労働省の働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」によると、ストレスを風船に例えて、風船を指で押さえる力をストレスサー、ストレスサーによって風船が歪んだ状態をストレス反応と表現し、医学や心理学の領域では、こころや体にかかる外部からの刺激をストレスサー、ストレスサーに適応しようとしてこころや体に生じたさまざまな反応をストレス反応としている。

厚生労働省の平成30年労働安全衛生調査(実態調査)結果の概要によると、現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスになっていると感じる労働者の割合は58.0%にものぼり、平成25年の52.3%と比べても増加傾向にある。特に、30代は64.4%と最も割合が高く、40代が59.4%、20代が57.6%と、いわゆる働き盛りの世代において強いストレスを感じている人の割合が高いことがわかる。また、強いストレスの内容に関しては、仕事の量・質が59.4%と最も多く、次いで仕事の失敗、責任の発生等が34.0%、対人関係(セクハラ・パワハラを含む)が31.3%となっている。

大学生のストレスに関する青田ら(2008)の調査によると、実に男子学生の85%、女子学生の94%が普段の生活においてストレスを感じていると回答しており、山岸(2008)の調査においても男子学生の64.5%、女子学生の75.5%がストレスを感じていた。これらのことから、大学生にとってもストレスは看過できない問題であり、また、男子学生に比べて女子学生の方がストレスを感じやすい傾向があることが伺える。ストレスの原因に関しては、青田ら(2008)では、男子学生があげたストレスとしては「身体不調」が16.1%と最も多く、次いで「勉強」15.6%、「アルバイト」12%、「友人関係」11%の順であったのに対して、女子学生で最も多かったのは「勉強」17%で、「友人関係」16%、「アルバイト」16%と続いていた。山岸(2008)は、家族関係、アルバイト関係、部活・サークル関係、授業関係、友人関係、恋愛関係という6つのストレス原因について調べたところ、第一位は授業関係で、次いで友人関係という結果を得ている。さらに、大石ら(2004)が大学1年生に対して行った調査でも、大学生全体の60%、このうちストレスが強い群では80%近くの学生が授業・試験にストレスを感じている結果を得ていることから、大学生にとって授業や勉強は、友人関係などの人間関係と同等かそれ以上のストレスとなっていることがわかる。本学科においても、入学後の早い段階あるいはしばらく時間が経過した頃から欠席がちになる学生が一定数存在し、現状としては主にクラスアドバイザーが授業担当教員とも連携しながら本人や父母等保護者と密に連絡を取り対応・支援している。このような学生の状況には様々な要因が複雑に関わっていると考えられるため、一概に言えることではないが、学業や人間関係をはじめとするストレスの影響も一因だと思われる。

一方、大学生と短期大学生のストレス行動特性とメンタルヘルスの関係について検討した武田ら(2004)によると、大学生に比べても短期大学生のメンタルヘルスは良くない状態で、調査対象の86.4%が高い不安傾向に、31.1%が高い抑うつ傾向にあった。この女子大学生のストレス度に関連する要因については、日

常生活の中で趣味など好きなことをする時間が少ないほどストレス度は高く、女子大学生の精神衛生には親子関係の果たす役割が大きいことなどが指摘されている(久保田ら, 2020)。また、大学生を対象にストレス耐性と心理特性との関連について分析した上田ら(2012)は、ストレス耐性度と問題解決型行動特性および自己価値観との間に正の相関を見出しており、ストレス耐性度の向上には問題解決度や自己価値観を高める必要があると考えられる。ここで、ストレス耐性とは「ストレッサーに対し、その要求や社会的支援また環境などの相互に関わる要因を総合し調和的かつ適正に認知、評価、対処する機能」とされ(折津ら, 1999など)、ストレスに対する適応力や対応力を表す。桂ら(1991)は、このストレス耐性を簡便に測定する目的で20項目から構成されるストレス耐性度チェックリストを作成している。

また、ストレスの感じやすさは個々の性格によっても異なると考えられるため、様々な性格特性を捉える尺度を用いてストレス特性との関連性が検討されている(岡安, 1992など)。ただし、性格特性の尺度がまちまちであることもあって、ストレスへの影響性に関して明確な結果が得られていないのが現状である。この性格特性尺度の一つとして、Jongeward, D. & James, M. (1981) (藤田・西元翻訳, 1987) は、ストレスをため込みやすい性格を捉えることを目的にストレス性格チェックリストを提示している。

このような大学生のメンタルヘルスの維持・向上に関連したストレスマネジメント教育の必要性を指摘し、そのプログラム開発に関する研究も増加している。堀・島津(2007)は、ストレスに関する基礎知識および問題解決スキルの修得を目的とした90分間のセミナーを3回実施し、このプログラム実施によって短期的にストレスに関する知識が向上し、問題解決の自信の向上からストレス反応が低減する傾向を見出している。三浦・細田(2015)は、大学生を対象としたストレスマネジメントプログラムには、認知・問題解決スキルなどコーピングスキルに焦点を当てた取り組みや、自律訓練法や呼吸法などストレス反応の低減を目的としたリラクゼーション技法を取り入れたもの(大澤香織, 2009, 竹端・後和, 2021など)など、様々なアプローチがあることを指摘し、武田ら(2004)も、大学生に対するストレスマネジメントの必要性を主張している。

本研究は、女子短期大学生のストレス特性の現状を知ることで、今後、主に初年次教育を対象に行うストレスマネジメントをはじめとする効果的な学生支援の方策について検討することを目指す。まず本報告では学生のストレス傾向の把握を目的とし、ストレス耐性とストレス性格傾向の関連性について検討する。

【方法】

調査対象は本学ライフプランニング総合学科の1年生で、2017年10月に1年生の必修授業である「基礎科目Ⅲ」のなかで実施した。本学科では1年生の1期から4期に渡る一年間、初年次教育科目「基礎科目Ⅰ～Ⅳ」を設けており、このうち「基礎科目Ⅲ」の中では基礎科目のコンテンツの一つである“心の管理”の一環としてストレスに関する講義を実施している。具体的な内容としては、様々なストレッサー(物理ストレッサー、化学的ストレッサー、生物学的ストレッサー、社会的ストレッサー、身体的ストレッサー、心理的ストレッサーなど)や強いストレッサーを受けた時に生じる心理面、行動面、身体面に現われるストレス反応の特徴、ストレスにうまく対処しようとするストレス・コーピングの種類と方法等が含まれている。今回、ストレスに関する講義の後、学生自らのストレス特徴について知ることを目的として以下の質問紙を実施した。一つは、折津ら(1996, 1999)による20項目のストレス耐性度チェックリストで、「めったにない」から「いつも」の4段階評定で実施した。このチェックリストは、数値が大きいほどストレスに対する耐性が高いことを表わす。二つ目は、藤田ら(1987)による30項目のストレス性格チェックリスト(学生用に若干文言を修正)で、「決してない」から「いつもある」の5段階評定で実施した。こちらは数値が大きいほどストレスを感じやすい性格であることを表わす。またライフイベントスケールも実施したが、今回の分析には用いない。質問紙の有効回答数は99名分であった。なお、質問紙の実施に際しては、得られたデータを個人が特定されないかたちで全体傾向の把握を目的とした分析に用いる旨を口頭で伝えている。

【結果】

ストレス耐性度の平均値は52.09、標準偏差は8.65であった。ストレス性格得点の平均値は98.11、標準偏差は16.47であった。これらストレス耐性度とストレス性格得点の関係を調べるためにピアソンの相関係数を算出した結果、 $r = -0.31$ 、 $p < .01$ で、弱い負の相関が認められた。図1に相関図を示す。

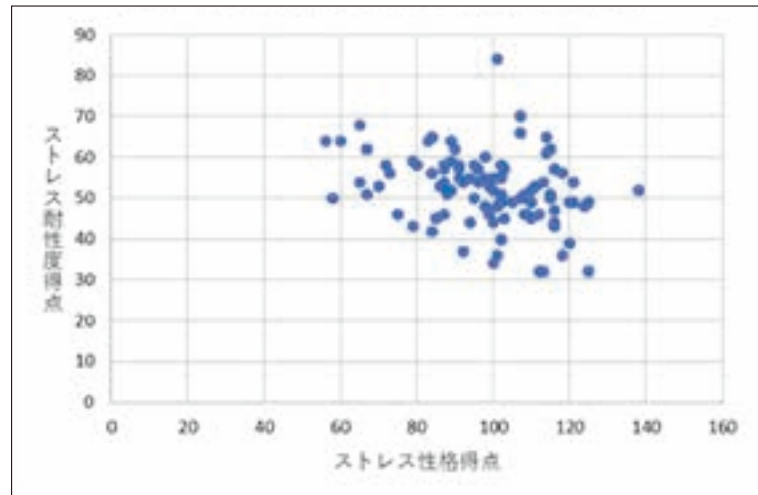


図1 ストレス耐性度とストレス性格得点の相関図

次に、ストレス耐性度を平均値±標準偏差によって3群に分け(ストレス耐性度高群14名、ストレス耐性度中群73名、ストレス耐性度低群12名)、ストレス耐性度によるストレス性格得点の違いについて検討した。各群の平均値は図2に示している。一要因の分散分析を行った結果、 $F(2, 96) = 3.22$ 、 $p < .05$ で、ストレス耐性の強さによってストレスを感じやすい性格傾向に差があることが示唆された。各群間で対応のないt検定を行った結果、ストレス耐性度高群と低群との間で差が認められ、ストレス耐性が高い人は低い人に対してストレスを感じにくい特性があることがわかった($t = -2.23$ 、 $p < .05$)。

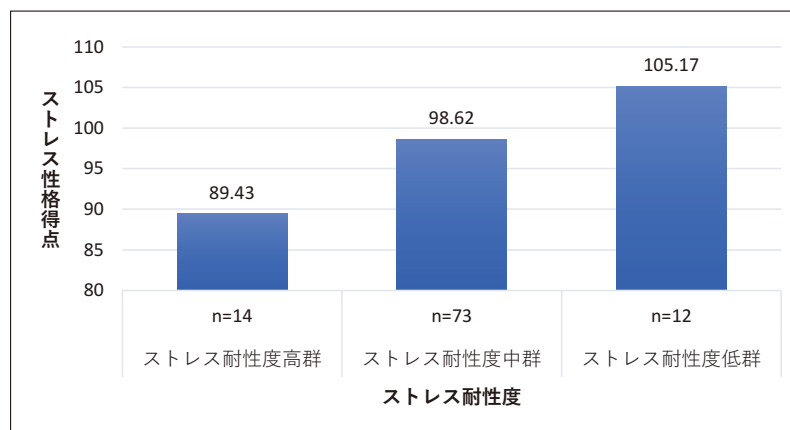


図2 ストレス耐性度群別ストレス性格得点

【考 察】

現在、大学の規模の大小に関わらず、どの大学も学生の長期欠席や休学、さらには早期退学などの問題を抱えている。大学生・短期大学生の多くが日常的にストレスを抱え、メンタルヘルスに様々な不調をきたしている現状からも、ストレスはキャンパス生活の質に多大な影響を及ぼす要因であり、大学での学業や勉強、友人関係などが大学生の大きなストレス因であることが明らかになっている（青田ら, 2008; 山岸, 2008など）。一方、同じような物理的あるいは心理的ストレス下にあったとしても、それをストレスだと認知する程度や耐えうる力は人によって異なるため、ストレスに対する適応力や対応力と個々の性格との関係についても多くの関心が寄せられてきた。

本報告ではこのうちストレス耐性度とストレス性格傾向を取り上げ、その関係性について検討した。その結果、まず、ストレス耐性度とストレス性格得点の間には弱い負の相関が認められ、ストレス耐性度が高い人はストレスを感じにくい性格である結果であった。また、ストレス耐性度の強さを基準に3群を設けてストレス性格得点の違いについて検討した結果、ストレス耐性度が高い人とストレス耐性度が低い人との間にストレス性格得点に差が認められ、二つの指標の関係性が示唆された。

ただし、今回の調査対象は主に20歳未満の女子短期大学生に限られている点、被験者数も充分とは言えない点などは本報告の限界点である。また、本報告で測定した二つの指標に関連性があることは示唆されたものの、ストレス耐性の向上に関わる効果的な要因を探るためにはさらに綿密な研究計画が課題となる。

先にも述べたように、堀・島津(2007)は、ストレスに関する基礎知識や問題解決スキルの修得を目的としたセミナーによってストレスに関する知識が向上し、ストレス反応が低減する傾向を見出している。本学ライフプランニング総合学科の初年次教育では、ストレスの理解に関する講座およびストレスマネジメントに関する講座を実施しており、年度によってはソーシャルサポート関連の講座も実施している。授業前後の統計的検証は行っていないが、授業後の振り返り記述にはストレスについての理解が進んだ内容が多く含まれていることなどから、堀・島津(2007)と同様の効果がある可能性がある。今後、女子短期大学生の体系的なストレスマネジメント教育の開発という長期目標のためにさらなる検討を重ねてその効果の検証を行いたい。

【引用文献】

厚生労働省平成30年度労働安全衛生調査(実態調査)

厚生労働省 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/nowhow/nh001/> 2022年11月1日閲覧

青田和哉・石崎美保子・公文杏・近藤聖也・田邊数馬・森田貴恵・山口真紗子・西垣千春 2008

大学生のストレスの現状とその対処の実態 — 神戸学院大学生へのアンケート調査を通じての検討 — 神戸学院総合リハビリテーション研究, 3, 2, 63-70.

堀匡・島津明人 2007 大学生を対象としたストレスマネジメントプログラムの効果 心理学研究, 78, 3, 284-289.

Jongeward,D.& James,M. 1981 Winning Ways in Health Care -transactional analysis for effective communication Addison-Wesley Publishing Company,Inc.(藤田敬一郎・西元勝子 1987 ナースのための交流分析トレーニング 医学書院)

桂載作(監) 1991 心と体の健康ノート フェスマック

久保田和歩・真弓夏生・櫻木惣吉 2020 女子大学生のストレス度に関連する要因について 愛知教育大学研究報告(教育科学編), 69, 59-64.

三浦正江・細田幸子 2015 大学生を対象としたストレスマネジメントプログラムの効果 — 知識・スキ

- ルの理解および実行の観点から— 東京家政大学研究紀要, 55, 1, 113-121.
- 岡安孝弘 1992 大学生のストレスに影響を及ぼす性格特性とストレス状況との相互作用 健康心理学研究, 5, 2, 12-23.
- 大石哲夫・芦沢幹雄 2004 静岡県立大学生のストレスについて 経営と情報, 17, 1, 35-46.
- 大澤香織 2009 複数のリラクゼーション技法を用いた集団ストレスマネジメント教育が大学生のストレス反応に及ぼす影響 東海学院大学紀要, 3, 107-111.
- 折津政江・村上正人・桂載作・野崎貞彦 1996 ストレス耐性度チェックリストの検討(第1報) 心身医, 36, 6, 490-496.
- 折津政江・横山英世・野崎貞彦・村上正人・桂載作 1999 ストレス耐性度チェックリストの検討(第2報) 心身医, 39, 8, 595-602.
- 武田一・内田和寿 2004 大学生・短期大学生に対するストレスマネジメント教育効果に関する研究 ヘルスカウンセリング学会年報, 10, 41-48.
- 竹端佑介・後和美朝 2021 大学生に対するストレスマネジメント手法に関する実践的研究, 国際研究論叢, 35, 1, 59-71.
- 上田敏子・窪田辰政・橋本佐由里・宗像恒次 2012 大学生におけるストレス耐性と心理特性との関連 筑波大学体育科学系紀要, 35, 203-207.
- 山岸さやか 2008 大学生のストレス状況 文教大学情報科学部 社会調査ゼミナール報告書

嚥下障害者向け市販ソフト・ムース食品の現状と課題

Current Status and Issues of Commercial Soft and Mousse Foods
for People with Swallowing Difficulties.

北 原 勉
Tsutomu KITAHARA
食物栄養学科 講師

I. はじめに

我が国は少子高齢化社会の進展に歯止めがかからず、今後さらなる高齢者の増加とそれをケアする労働人口の減少が確実である。日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行し65歳以上の人口は、現在3,500万人を超えており2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。

厚生労働省においては2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している¹⁾。高齢者は様々な疾病に加えサルコペニア、フレイル、認知症などを抱える事が多く、独り暮らし又は家族等による毎日の食事の負担はかなり大きい。地域包括ケアシステムに基づき、包括的に支援するために、地域の医療福祉資源を状況に応じて、医療機関や介護福祉施設での治療や療養、そして状態が落ち着けば在宅療養へと行き来する。高齢者において、関係する機関や家庭との栄養情報の受け渡しは煩雑である。さらに在宅療養では、高齢者の低栄養が進むと寝たきり・要介護のレベルが上がっていき、介護者や家族などの負担が増加する。そのため高齢者の食事と栄養管理は、在宅でも、なおさら重要であることは言うまでも無い²⁾。この地域包括ケアシステムによって、地域が支え、在宅で人生の最後まで暮らし続けられるように施策が展開される中、高齢者を支える年代の人口は減り続けている。在宅療養では医食住等のケアが大切となるが、特に高齢者の口から食べる食の維持は重要である。高齢者は、歯牙の欠損、摂食障害、嚥下障害、サルコペニア、フレイル、認知症、低栄養など高齢者特有の食と栄養に関する課題を抱えた状態での在宅ケアとなることが多い。摂食・嚥下障害者への食事提供は簡単ではなく、堅い食べものは咀嚼できるように柔らかくすることや、食塊形成ができるようミキサーし増粘剤等でその人に合った粘性に調整し、適切な食形態で提供する必要がある。大変な手間と専門的な調理技術が求められる。地域での在宅生活にて高齢者の世話をする一般の家族や訪問介護者にとって、このような特殊調理を行い、きめ細やかな嚥下障害食を1日3食以上手作りして提供することはかなり困難である。そのため、咀嚼・嚥下困難者向け市販食品が開発され市販されるようになってきた。これらの市販食品は一般家庭での在宅介護支援の食支援の重要な部分を占めてきており、今後も様々なものが普及してくると思われる。今までは医療機関や高齢者施設、介護福祉施設において、咀嚼・嚥下困難者向け食品は手作りしての提供が主流であった。しかし、昨今の人手不足の深刻化によりすべて手作りは難しくなり、市販ソフト・ムース食に移行したり、一部手作りとして併用であったりする施設が増加してきている。医療機関や高齢者施設、介護福祉施設では嚥下調整食品が抱える問題点を認識しながら、他の栄養補給方法を併用するなどして栄養管理を行っている施設もある。しかし、実際の家庭では市販ソフト・ムース食についての栄養上の特性や問題点を知ることが、適切な選択を行うことも難しいと考えられる。本研究では、今後在宅療養が推進されていく中で、家庭用に向けて市販されている咀嚼・嚥下用介護食であるソフト・ムース食につ

いて、その内容と今後の課題の検討を行ったので報告する。

Ⅱ. 咀嚼・嚥下困難者向け市販食品であるソフト・ムース食のこれまでの経緯と課題

(1) 咀嚼・嚥下困難者向け市販食品におけるテクスチャー表示と栄養表示

ここ20年で在宅療養者でも活用しやすい嚥下障害者用ソフト・ムース食が商品開発され市販されるようになってきた。その背景には、およそ2010年頃までは、嚥下における各種テクスチャーの指標は、はちみつ状とかヨーグルト状などあいまいな感覚的な表現でしかなく、性状のばらつきが多く安定していなかったものが、その後、咀嚼や嚥下レベルに合わせた食品のテクスチャーについての測定方法・区分がいくつかの団体等より策定された。現在、主なものは、日本介護食協議会自主規格の「UDF・ユニバーサルデザインフード」³⁾、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の「学会嚥下調整食分類 2021」⁴⁾、農林水産省の「スマイルケア食(新しい介護食品)」⁵⁾が普及している。このように少なくとも3種類の異なる表示規格は現在も混在しており、一般消費者はどの表示に従ったらよいのかわかりにくい状況は続いている。もう一つの課題は、食品表示法に基づいた商品に対する栄養成分表示はされているものの、対象者に対して栄養素量が適合しているかの表示は無い。特に高齢者の低栄養状態の対象者にとって、栄養の充足率などは重要である。誤嚥防止のための嚥下のテクスチャー表示は表示されるようになったが、栄養素は一部表示されているだけで、対象者に対して適合しているのかの栄養表示は無いまま、栄養素が大幅に不足していても、わからないままである。

(2) 嚥下食物性表示のこれまでの経緯

平成12(2000)年に介護保険制度が施行されたことで介護用加工食品市場へ参入する企業が相次いだ。当時は、各メーカーがそれぞれ独自の考え方で商品を開発していた。その後、複数の団体や省庁主導で介護食のテクスチャー表示区分が発表されたが、製造する食品メーカーにおいても、どれに従うか決め手に欠け、介護食のテクスチャーや栄養の内容は統一感のないばらついたものとなっている。ちなみに厚生労働省は、かなり早い時期の平成6(1994)年に高齢者用食品の表示許可を開始したものの「病者向け」であり、食品メーカーが扱う一般用食品としての「介護食品」と領域が混在していた。そこで、平成21(2009)年4月1日より、嚥下困難者用食品と咀嚼困難者食品及び高齢者食品の整理と棲み分けを考慮し、特別用途食品制度が改正・施行された。UDF(ユニバーサルデザインフード)に関連する制度としては「えん下困難者用食品」のみが特別用途食品に組み入れられ、日本介護食協議会の要望のとおり「高齢者食品」や「そしゃく困難者食品」といった分野がこの制度の対象から外れることとなった。これにより、それ以降これら対象外となった分野が業界の自主規格UDF(ユニバーサルデザインフード)による表示にて取り組みができるようになった。したがって、テクスチャーに配慮した一般の加工食品としてユニバーサルデザインフードの表示がされた加工食品が増えることになり、製品やパンフレット等へ記載できる表現についても大きく緩和されることとなり、一層の高齢者食のメーカー参入がしやすくなった。

(3) 嚥下食の物性表示の現在

今後推進されていく地域包括ケアシステム制度に基づき、在宅へ送り出す側の医療機関や福祉施設では主に、日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2021を使用している。栄養ケア計画書において、この分類を主に使用し栄養食事情報がリレーされるが、一般の家庭で手に入れられる市販ソフト・ムース食の表示においては、日本摂食嚥下リハビリテーション学会分類2021の表示を見ることは少なく、主に、UDF(ユニバーサルデザインフード)かスマイルケア食をよく見る事となる。一般の高齢者家族は食品のテクスチャーについては様々な表記で悩むことになる。農林水産省のスマイルケア食は、一般の方に理解しやすいようにと平成28年(2016年)に改訂された。スマイルケア食では介護食品を「噛むこと・

飲み込むことに問題はないものの、健康を維持するうえで栄養補給を必要とする方向けの食品」、「嚥むことに問題がある方向けの食品」、「飲み込むことに問題がある方向けの食品」の3つに再整理し、それぞれ青・黄・赤のマークを設けた。その主旨は、健康維持上栄養補給が必要な人向けの食品に「青」マーク、嚥むことが難しい人向けの食品に「黄」マーク、飲み込むことが難しい人向けの食品に「赤」マークを表示し、それぞれの方の状態に応じた「新しい介護食品」の選択に寄与するものとして制定された。青マークは平成28年(2016年)2月より運用開始され、黄マークと赤マークは平成28年(2016年)11月より運用が開始された。赤マークの食品は、特別用途食品であるえん下困難者用食品に限定されており、赤0は許可基準Ⅰ、赤1は許可基準Ⅱ、赤2は許可基準Ⅲのテクスチャーに基づき表示されることが条件となっていて次の基本的許可基準で示されている⁷⁾。(表. 1)。

ア 基本的許可基準

- (ア) 医学的、栄養学的見地から見てえん下困難者が摂取するのに適した食品であること。
- (イ) えん下困難者により摂取されている実績があること。
- (ウ) 特別の用途を示す表示が、えん下困難者用の食品としてふさわしいものであること。
- (エ) 使用方法が簡明であること。
- (オ) 品質が通常の食品に劣らないものであること。
- (カ) 適正な試験法によって成分または特性が確認されるものであること。

イ 規格基準

表に示す規格を満たすものとされている。

なお、温めるなどの簡易な調理を要するものにあつては、その指示通りに調理した後の状態で当該規格を満たせばよいものとされている。

規格	硬さ(一定速度で圧縮したときの抵抗) (N/m ²)	付着性(J/m ³)	凝集性
許可基準Ⅰ	$2.5 \times 10^3 \sim 1 \times 10^4$	4×10^2 以下	0.2 ~ 0.6
許可基準Ⅱ	$1 \times 10^3 \sim 1.5 \times 10^4$	1×10^3 以下	0.2 ~ 0.9
許可基準Ⅲ	$3 \times 10^2 \sim 2 \times 10^4$	1.5×10^3 以下	-

表. 1 特別用途食品の表示許可基準 えん下困難者用食品(消費者庁)

なお、青マークは「自己適合宣言」により事業者がエネルギーおよびタンパク質の量が基準を満たしていることを宣言することになっている。黄マークを表示するには新たに制定された「そしゃく配慮食品の日本農林規格」のJASマークを付けることが条件となっている。

特に青マークはエネルギー密度、及びたんぱく質密度について基準が設定されており、栄養管理に役立つが、残念ながら咀嚼・嚥下に問題が無い人向けの栄養基準となっている。

要介護者の咀嚼・嚥下能力を評価し、医療・介護福祉施設を退院し在宅療養へと移行するためには様々な取り組みが必要となる。そのような問題を解決するために、日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類2021とスマイルケア食とUDF(ユニバーサルデザインフード)の物性評価の相関一覧表が作られ、一部ではこれを利用し物性内容を相互に確認することはできるようになった⁸⁾。しかし、咀嚼・嚥下障害者向けの市販食品における栄養素の内容は、依然低栄養のままで、テクスチャー表示や区分は改善されてきたが、もう一つの重要な要素である、栄養素量自体は殆ど気にされていない。

(4) 高齢者食・咀嚼・嚥下困難者における栄養補給ルートを選択と課題

咀嚼・嚥下困難者に対してのテクスチャー表示と咀嚼・嚥下能力とのマッチングについては、「かまなくてよい」、「舌でつぶせる」、「歯茎でつぶせる」、「容易に嚥める」など併記がされるようになり、30年以

上前のそのようなものすら無かったころに比べれば、大きな改善を遂げてきた。昭和末期（1980年代）頃にはキザミ食を片栗粉デンプンでとろみをつけたものとミキサー食しかない時代で、ミキサー食が嚥下できなくなり誤嚥性肺炎を起こすようになると経管栄養となっていた。経管栄養法もまだ一般的でなく濃厚流動食も液体のものは殆んど製品化されてなく、1985年頃は粉乳ベースの粉末を微温湯で溶くベスビオン[®]（雪印）か、輸入液体流動食か、ミルクセーキを裏ごしした手作り濃厚流動食程度しかなかった。逆流性肺炎を起こしたり、腸管利用が困難となってきた事例では、止む無く絶食扱いになっていた。そのような場合、絶食後 PPN（末梢経静脈栄養）点滴の管理となるが、細い末梢静脈では血管痛のため一日360kcalが限界といわれ、ソルデム3A[®]点滴液に代表されるブドウ糖入り維持液による循環動態維持が限界で、栄養補給としてのPPN輸液は限られている。そのため、絶食でPPNの場合、衰弱していくのは仕方ないという時代であった。ほどなく、高カロリー輸液 TPN（中心静脈栄養）が開発され高濃度の栄養を送り込むことが可能となり、画期的な栄養療法と一時普及したが、TPN（中心静脈栄養）を実施するためには、手術にて栄養カテーテルチューブを鎖骨下静脈に通し、上大静脈から下大静脈の中心静脈まで挿入し留置する手術が必要であり高齢者には身体への負担が大きい。留置後も、先端位置がずれたり、接続部の穿刺ポートからの細菌の侵入などにより血管系のトラブルや敗血症などのリスクがある。さらに数ヶ月以上の長期連用すると腸管を使用しないことによる腸管機能の荒廃にて、バクテリアルトランスロケーションのリスクに加え、同一組成の輸液の安易な長期連用によって、栄養素欠乏のリスクや様々な合併症を招くため、TPNは咀嚼・嚥下障害時の絶食後の低栄養の抜本的な解決にはならなかった。現在では日本臨床栄養代謝学会 JSPEN（旧・日本静脈経腸栄養学会）ガイドライン第3版にて、栄養療法の選択基準として「A4.1 腸が機能している場合は、経腸栄養を選択することを基本とする。」とし推奨度ランクは「A II、強く推奨する・RCTではない比較試験、コホート研究による実証」にて示され、可能な限り腸管を使用することとされている⁹⁾。そのため口から食べる事での栄養補給の維持、回復がより一層重要となっている。咀嚼・嚥下障害時こそ、口から食べる事が重要で、かつ、栄養素が補給されなければ、衰弱し末期となる事がやむなしという時代と変わらない。

（5）高齢者食・咀嚼・嚥下困難者向け市販食品の栄養素の希薄化

ソフト・ムース食は一定のテクスチャーでの手作りが難しく、人手不足が深刻化している高齢者施設や病院の給食現場でも、市販品の利用が増えてきている。その作り方は基本的に手作りでも市販品でもほぼ同じ工程を経る。まず、一般の食品・料理を粉砕・ミキサーするために加水を行う。さらに、滑らかな均質な食感とするために油脂添加と増粘剤や酵素添加で凝固し半固形化、形成するという工程が一般的である。栄養的な視点では、この加水し添加物で必要なテクスチャーに形成することが大きな問題点で、本来の食品成分は薄まりわずかとなる。エネルギーはもちろんのこと各種栄養素の密度も大幅に低下する。飲み込むためにテクスチャーを調整し、やっと口から食べることが出来たソフト・ムース食の大部分が油脂と水と増粘剤であるため、必要な栄養素は薄まってしまうのが実態である。これらのソフト・ムース食は油脂が多いためエネルギー量（カロリー）だけで見ると栄養量が足りているように見える。一般の方が製品の栄養成分表示を見ただけでは、栄養素としては、何が重要で、どれくらい入っているのかなど、食品選択する際のポイントが何なのか判別は付きにくい。

（6）高齢者の PEM 予防、改善のために必要な栄養素

近年、高齢者においても、たんぱく質摂取が重要視され、腎機能に問題が無ければ、20歳代とあまり変わらないたんぱく質が推奨されるようになった。併せてエネルギー量についても栄養障害がある高齢者は、傷害係数が高くなるため、低栄養脱却に向けては、健常高齢者以上に十分なエネルギーとたんぱく質が必要とされている。

さらに、たんぱく質が体内で活用されるためには、摂取エネルギーの総量のうち、非たんぱく質エネルギー

ギーと窒素量の比率が重要であり、やみくもに高たんぱく質食を与えても体内での利用効率は上がらない。摂取エネルギー当たりのたんぱく質質量が低ければ、体内のたんぱく質不足は顕著となり、PEM（プロテインエナジーマルニュートリション）という、低たんぱく栄養障害を惹起する。舌でつぶせるというレベルの咀嚼・嚥下障害食が必要とされる在宅療養者は、口腔機能の低下が顕著で、低栄養状態となっていることは容易に想定できる。その低栄養の改善が急務であるのに、栄養量が少ない、NPC/N比が極端に高い（低たんぱく食）場合、そのリスクが非常に高い。2000年代に入って、咀嚼・嚥下障害者用の食品が様々な開発され、テクスチャーについては、厚生労働省、農林水産省、消費者庁などが様々な基準を示し、利便性が良いように工夫を重ね、複数の基準が考案され、依然とは叶わなかった口から食べることに繋がってきている。再び口から食べられた喜び、家族の喜びは大きく、それは今でも重要なことである。

しかし、2023年を超えて既に高齢化社会に突入している現在、肝心な栄養面についての指標、基準の表示は残念ながら決められていない。咀嚼・嚥下障害者に向けた食品については、この四半世紀過ぎる中、いまだ、油脂と水と増粘剤で固められた半固形食、ムース食を一生懸命食べさせてはいるが、必要な栄養素はごくわずかで、口から食べられた喜びに反して栄養状態は良くならないと考えられる。

Ⅲ. 調査の目的

これらの事を踏まえ、咀嚼・嚥下困難者向けの食品の多くはテクスチャーが基準を満たすことを優先的に考えて作られているため、肝心な栄養素量が不足しがちとなっていることが予想される。一般の利用者が市販品のソフト・ムース食を購入する時代となってきているが、対象者に栄養量が十分であるか、または、何が不足しているのか、利用者目線での表示や指針が示されていない。そこで今回、一般の在宅療養の咀嚼・嚥下障害を抱える方が頼らざるを得ない市販ソフト・ムース食を利用した場合の栄養量を調査した。栄養学的な視点から、どのような点に配慮して利用すべきか、また、在宅利用者が活用するにあたっての課題を考察した。

Ⅳ. 研究方法

多くの方が入手しやすいと思われる、カタログ通販、インターネット通販やパンフレット掲載の市販されているソフト・ムース食について主なものを調査対象とした。それらの公表されている成分値について、おかずのみのものは、主食のやわらかごはんとおかず1回分を組み合わせるとして1食とし栄養素量を算定した。在宅療養での食事については2005年（平成17年）10月分からは介護保険対象外となり、基本的に利用者の自己負担となっている。現在のソフト・ムース食にて栄養量を確保するためのコストも患者の負担となるため、購入費用が幾らかかるのか、在宅療養を推進する上で重要な要素となる。そのため、エネルギー単価とたんぱく質単価についても検討を行った。

これらの市販品は、利用者が便利のように、おかずのセット以外にも単品のおかずメニュー、1食単位におかずセットとなっているもの、やわらかご飯とおかずが組み合わせられた主食を含む弁当形式のセットなど様々な形態で販売されている。多くの在宅療養者はこれらのいずれかを組み合わせ利用することが多いと考え、主食と舌でつぶせるやわらかご飯150gを付加し1食分の栄養素量として集計した。おかず方式や弁当形式のソフト・ムース食は1週間分などのセット販売が多く、日替わりの異なる献立の組み合わせであった。これらのうち、舌でつぶせるテクスチャーのソフト・ムース食の様々なメニューについて、各メーカーシリーズ5種の14食の平均値を集計し、日本人の食事摂取基準2020の75歳以上生活活動レベルⅠとした男女平均値と比較した。栄養成分表示は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順で、ナトリウムについては食塩相当量で表示とされている¹⁰⁾。これらの食品表示基準の表示義務がある栄養素以外にも情報開示してある栄養素の集計も行った。各栄養素量だけでなく、栄養素エネルギー比、NPC/N比、エネルギー単

価、たんぱく質単価について計算し検討を行った。その他の栄養素については推奨量 (RDA) または目標量 (DG) に基づいて検討した。(表. 2)

表.2 日本人の食事摂取基準2020 75歳以上区分男女平均値

推奨量 又は目標量	エネルギー (kcal/日)	たんぱく質 (g/日)	脂質 (g/日)	炭水化物 (g/日)	食物繊維 (g/日)	カルシウム (mg/日)	鉄 (mg/日)	亜鉛 (mg/日)	ビタミンA (μ gRAE/日)	ビタミンB1 (mg/日)	ビタミンB2 (mg/日)	ビタミンD (μ g/日)	ビタミンC (mg/日)
75歳以上 男女平均	1,600	55	52	270	18.5	650	6.5	9	725	1.05	1.15	8.5	100

V. 結果と考察

加水してミキサーし、油脂及び増粘剤等の添加という一般的な製法によると、たんぱく質やビタミン、ミネラル、食物繊維等重要な栄養成分は大幅に薄まることは予想していたが、ほぼ予想通りの、栄養量が大幅に不足しているという結果となった。

食品表示法での表示義務は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量となっておりメーカーやシリーズによってはこの最低限の表記のみとなっていた。食品表示法で表示が推奨されている栄養成分の飽和脂肪酸、食物繊維、任意で表示されている栄養成分のミネラル(亜鉛、カリウム、カルシウムなど)、ビタミン(ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンCなど)などは表記が殆どされていなかった。

高齢者のPEM(たんぱく質・エネルギー欠乏症)は、低栄養での寝たきりなどの誘因として挙げられるため、高齢者対象の食品は一般食品よりもビタミンやミネラルについては詳細な表示があった方が良いと思われる。しかし、ビタミンやミネラルは記載がないものが多かった。記載されているシリーズも一部あったが、その栄養量は極く僅かな量しか含んでおらず、これらを継続して食べることはPEMのみならず、各種栄養素欠乏症を惹起するリスクがあると考えられる。ビタミン、ミネラルの情報開示がないシリーズについても、ソフト・ムース食の製造について、特段の工夫をしない限り加水ミキサーにより栄養素は薄まるため、開示できる程の栄養素は入っていないと思われる。

続いて全体の結果を示す(表.3)。

表.3 市販ソフト・ムース食栄養素量と食事摂取基準2020(75歳以上男女平均)との比較

栄養素	エネルギー	蛋白質	脂質	炭水化物	カルシウム	鉄	レチノール当	亜鉛	VD	VB1	VB2	VC	食物繊維	食塩相当量
単位	kcal	g	g	g	mg	mg	μ g	mg	μ g	mg	mg	mg	g	g
食事摂取基準2020 75歳以上男女平均 身体活動レベルI	1,600	55.0	52.0	270	650	6.5	725	9.0	8.5	1.05	1.15	100	18.5	7.0
① 舌でつぶせるおかず +舌でつぶせるご飯	1,039	45.1	45.1	104	439	1.9	-	0.9	-	-	-	-	14.4	3.8
	65%	82%	87%	38%	68%	29%	-	10%	-	-	-	-	78%	55%
② 舌でつぶせるおかず ご飯セット弁当	1,231	61.4	36.5	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.6
	77%	112%	70%	61%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94%
③ 舌でつぶせるおかず +舌でつぶせるご飯	929	16.4	47.8	111	46	1.4	-	0.8	-	-	-	-	2.5	4.6
	58%	30%	92%	41%	7%	22%	-	9%	-	-	-	-	14%	66%
④ 舌でつぶせるおかず +舌でつぶせるご飯	473	14.0	7.3	85	15	0.6	-	-	-	-	-	-	0.9	2.9
	30%	25%	14%	31%	2%	9%	-	-	-	-	-	-	5%	41%
⑤ 舌でつぶせるおかず +舌でつぶせるご飯	1,122	18.9	56.0	141	57	1.6	149	0.8	1.0	0.12	0.19	13	3.1	6.7
	70%	34%	108%	52%	9%	25%	21%	9%	12%	11%	17%	13%	17%	96%

1. エネルギー量についての比較と考察

日本人の食事摂取基準2020の75歳以上生活活動レベルIの男女平均の推定エネルギー必要量1,600kcal/日に対し、高いもので1,231kcal/日で77%、低いもので473kcal/日で30%の充足率であった。推定エネルギー必要量の充足率は低いものから30%、58%、65%、70%、77%となっており、PEM予防

に重要なエネルギー確保はどのソフト・ムース食を選択しても大幅に不足することが分かった。ソフト・ムース食は普通の食事とは異なるため、家族や介護者から見て、十分な量なのかどうかは分かりづらい。そのため低いものは30%しかエネルギー量がないにもかかわらず、周りは食事を十分与えているつもりとなるリスクが考えられる。ちなみに、この中でエネルギー含有率が高いセットを購入して1ヶ月食べさせ続けた場合、推定エネルギー必要量に対して約10,300kcal 不足し、低いもの場合は約34,000kcal も不足する。

2. たんぱく質についての比較と検討

たんぱく質は、PEM 予防に重要で、全身の身体活動はもとより免疫力確保にも重要な栄養素である。高齢者のたんぱく質摂取の重要性は、日本人の食事摂取基準2020でも示されているように、高齢者でも青年期、成人期とほぼ同じ必要な量とされている。75歳以上のたんぱく質の推奨量の男女平均値55g に対し、高いものは61.4g で112%であったが、低いものは14g で25%しか入っていなかった。もっとも低い④のソフト・ムース食を1ヶ月間食べ続けた場合、実に約1kg 以上のたんぱく質不足を起こしてしまう。たんぱく質含有率が112%の「②舌でつぶせるおかずとご飯セット弁当」製品シリーズは、加水ミキサーにより薄まる分のたんぱく質を添加して製造してあることが見込まれ、たんぱく質は補強してあったが、結果一覧表の(表.3)を見る限り、ビタミン、ミネラルは表示無しのため知ることができなかった。たんぱく質充足率はシリーズ別に低い順に25%、30%、34%、82%、112%とメーカーとシリーズによって大幅に異なっており、見かけ上これらを判別するのは難しい。高齢者に重要なたんぱく質について、一般の利用者でも容易に充足率をわかるようにしなければ、市販ソフト・ムース食利用の在宅療養者にとって、低栄養、低たんぱく質の大きなリスクとなる可能性がある。

3. 脂質についての比較と考察

脂質については、脂質量しか表示がなく、食品表示法での推奨表示である飽和脂肪酸についてはいずれのソフト・ムース食シリーズも表記はされていなかった。加水しミキサーして製造されるソフト・ムース食は水分が多く、エネルギー量は大幅に低くなる傾向があるので、カロリーを上げるため大部分のソフト・ムース食にはかなり多めの油脂添加がみられる。脂質異常症や脂質代謝関連の疾患を持つ高齢者には脂質構成が不明であり注意が必要である。また、私が病院で実施していたNST 回診においても低栄養の高齢者には脂質の消化吸収、代謝の負担が大きく、高齢者施設で市販のソフト・ムース食品を多用している場合に、脂質消化不良による下痢、白便がよく見られていた。在宅療養者でも脂質量が多いソフト・ムース食には十分に注意が必要と思われる。脂質量の充足率は、低い方から14%、70%、87%、92%、108%となっており、1食当りの製品重量が少ないシリーズ④の14%を除き、70%から108%と脂質量はかなり多いものが多い。エネルギーアップのためと、滑らかなテクスチャー形成のために油脂が多く配合されていると思われる。

4. 炭水化物についての比較と考察

健常者の主食として炭水化物は1日のエネルギーのうち50～65%を占めているが、ソフト・ムース食での炭水化物はやわらかご飯やおかゆペーストとの組み合わせであり、やわらくするため水分量は多く、ソフト・ムース食全体での炭水化物量は多くない。また、弁当形式以外のおかずのみのソフト・ムース食は、別途、主食タイプのやわらかご飯やおかゆペーストを併せて喫食する必要がある。主食を付加した形での炭水化物の充足率でも、低い方から順に、31%、38%、41%、52%、61%と目標量(%E)の半分を下回るものが多い。これは、加水ミキサーして薄まっていることによると考えられる。

5. カルシウムについての比較と考察

献立の料理をベースに加水ミキサーし、増粘剤で固めるという工程を経るソフト・ミキサー食は、元の献立の栄養素は希薄化し低栄養となるが、特にビタミン、ミネラルはその影響が著しい。国民栄養調査でも日本人のカルシウム摂取量は推奨量を一度も超えたことがなく、日本においては万年欠乏ミネラルとして知られている。そこへ希薄化したソフト・ムース食そのままでは大幅にカルシウムが不足する。また、ビタミンDは腸でのカルシウムの吸収を促進させるため、併せて摂取が好ましい栄養素である。カルシウムの推奨量650mg/日に対して低いものは2%、7%、9%、68%、表記なしとなっており、1つのシリーズを除き殆ど入っていないという結果であった。カルシウムは骨の形成だけでなく、血中カルシウムイオンの維持で神経伝達や筋肉の活動などに重要である。高齢者は軽い転倒など小さな衝撃でも骨折が発症しやすく、寝たきりへの入口となるため高齢者に欠かせない栄養素である。しかし、1つの製品を除き表記無しや一桁台ということで、殆どまともに入っていないことを示していた。高齢者においてカルシウム不足も大きなリスクとなる。一番低いカルシウム充足率が2% (15mg/日) というのはほぼ入っていないのと同じ、ごくわずかな量であり、実際に1日ごとで献立を調べると、カルシウム含有量は0mgという献立が多々あった。このようなカルシウムが入っていない食品を1ヶ月食べ続けた場合、カルシウムが17,780mg欠乏するという状態を招く。カルシウム量は食品表示法では義務づけられていないが、高齢者食としては自主的にでもカルシウムを表示があったほうが良いと思われる。

6. 鉄についての比較と考察

鉄分は酸素運搬を担うヘモグロビンの材料となり全身状態を維持するためには重要な栄養である。鉄の充足率は、低いものから9%、22%、25%、29%、表記無しとなっている。いずれも大幅な不足を示しており、これらを継続して喫食した場合、鉄欠乏性貧血を惹起する。ソフト・ムース食を長期間喫食させる場合は、対策が必要であることを示している。

7. ビタミンA・レチノール当量についての比較と考察

1種のシリーズを除きいずれも表記がなかった。食品表示法上義務ではないため表示されていないと思われる。表示されていた1種は充足率21%であり平均149 μ gRAE/日であった。食事摂取基準での推奨量は725 μ gRAE/日なので大幅に不足している。表記無しのシリーズはもっと少ないとも考えられ、ビタミンA欠乏のリスクにも注意が必要と考えられる。

8. 亜鉛についての比較と考察

亜鉛は200種以上の酵素の構成や酵素反応の活性化、ホルモンの合成や分泌の調整、DNA合成、タンパク質合成、免疫反応の調節などに作用し、身体の維持に必要な栄養素とされている。また、亜鉛が不足すると、たんぱく質やDNAの合成がうまく行えなくなり、味覚障害になる可能性がある。亜鉛不足は他にも、貧血、食欲不振、皮膚炎、慢性下痢、免疫力低下、低アルブミン血症、神経感覚障害、認知機能障害など症状が現れ、特に褥瘡の皮膚の治癒にも大きな影響があり高齢者にも重要な栄養成分である。しかし、希薄化され作られたソフト・ムース食で亜鉛が充足することはなく、低い方から9%、9%、10%、表記無し、表記無しという結果であった。亜鉛についても高齢者食として配慮がほとんどされていないものしか流通していないことに注意が必要である。

9. ビタミンDについての比較と考察

ビタミンDが欠乏すると、腸管からのカルシウム吸収の低下と腎臓でのカルシウム再吸収が低下し、カルシウムが不足して低カルシウム血症となる。近年、高齢者の骨粗鬆症や転倒など筋肉の活動にも影響があるという研究もある重要なビタミンである。しかしソフト・ムース食での充足率は、5種シリーズ中表

記があるものは1種のみで、残り4種シリーズはビタミンDの表記は無かった。唯一表記があったものも、充足率12%で1.0mgであった。いずれにしても大幅に不足しており注意が必要である。

10. ビタミンB₁についての比較と考察

ビタミンB₁も栄養成分表記は5種中4種シリーズに表記がなく、唯一表記があったものは、充足率11%で0.12mg/日という結果であった。食事摂取基準での推奨量は1.05mg/日となっているため大幅に不足しており、脚気や神経障害などのビタミンB₁欠乏症のリスクが極めて大きい。高齢者食としてリスクは大きい。

11. ビタミンB₂についての比較と考察

ビタミンB₁と同様に、栄養成分表記は5種中4種シリーズに表記がなく、唯一表記があったものは、充足率17%で0.19mg/日という結果であった。ビタミンB₂はリボフラビンのことであり、欠乏症としては、頭痛、口唇・口腔粘膜の病変、舌炎、結膜炎、脂漏性皮膚炎、正色素性正球性貧血などが挙げられ、高齢者の喫食に関して口腔衛生の維持にもリスクが生じる可能性がある。

12. ビタミンCについての比較と考察

身近なビタミンとして知られているが、栄養成分表記は5種中4種シリーズに表記がなく、唯一表記があったものは、充足率13%で13mg/日という結果であった。

食事摂取基準での推奨量は、100mg/日なので大幅な不足となっている。いずれのソフト・ムース食を選択しても、大幅なビタミンC不足は避けられないと考えられる。ビタミンCは、抗酸化作用・心血管系疾患の予防や、免疫力向上、植物性鉄の吸収促進作用がある。細胞間を保持するコラーゲンの維持生成にも重要であり、長期にわたり欠乏すれば、中世の大航海時代に船員を襲った出血が止まらず命を落とした壊血病が、現代の身近な在宅療養で発生するリスクがある。

13. 食物繊維についての比較と考察

食物繊維は消化吸収に必要な腸管を維持するために重要な栄養素で、75歳以上の男女平均で18.5g以上の食物繊維摂取が望ましい。充足率は低い方から5%、14%、17%、78%、表記無しとなっており、1種のシリーズを除き、ほとんど入っておらず大幅な食物繊維不足である。

14. 食塩相当量についての比較と考察

食塩相当量は、日本人の食事摂取基準2020での目標量は、健常者でも男性7.5g未満、女性6.5g未満の食塩相当量とされている。加水して栄養素が薄くなっているソフト・ムース食でありながら、食塩相当量は低い方から41%、55%、66%、94%、96%となっていた。他の栄養素が殆ど含まれていないのに対し食塩だけ増量されてあった。塩味だけ濃く付いているということになる。他の重要な栄養素は薄いままだが、塩分はしっかり添加されてあった。

15. NPC/N比(Non-Protein Calorie Nitrogen Ratio)

製品シリーズごとに、3大栄養素量からNPC/Nを算出した。臨床の現場では、高齢者の栄養管理として、たんぱく質の体内利用効率を示す、NPC/N比(ノンプロテイン(非たんぱく質)カロリー窒素比)が重要視されている。私が行っていた医療機関における臨床栄養管理、NST(栄養サポートチーム)での栄養回診や多職種協働のカンファレンスの場面では、この非たんぱく質エネルギー・窒素比は必ず確認するようにしていた。NPC/N比(非タンパクカロリー/窒素比)(Non-Protein Calorie/Nitrogen)とは、たんぱく質は炭水化物や脂質から十分なエネルギーが投与されないと体たんぱく合成に利用されないため、折角摂取したたんぱく質が無駄になる。その指標としてNPC/N比が用いられる。摂取時のたんぱく質とその他

の栄養素のバランスが重要である。NPC/N 比は非たんぱく質エネルギー（糖質エネルギー kcal + 脂質エネルギー kcal）÷ 窒素量（摂取たんぱく質 g × 6.25）で求められる。その結果、NPC/N=150が通常のたんぱく質利用のための適正摂取値であり、100以下の場合、高たんぱく食の栄養となり術後や侵襲の大きな傷害が発生した場合のたんぱく質設定量となる。逆に200以上は、低たんぱく食となり、非たんぱく質エネルギーに対し、たんぱく質補給が少なく、わずかに摂取したたんぱく質の利用効率さえも低下するという事を示している。低たんぱく食を必要とする腎臓疾患、CKD（慢性腎臓病）ステージ3b以降のたんぱく制限時に200前後を目標とされているが、PEM、低栄養状態の高齢者においては、NPC/N 比は100～150辺りが望ましいと考えられる。

表.4 今回調査した5種類の市販ソフト・ムース食における NPC/N 比
（おかずのみのものは、主食分としてやわらかご飯150gを付加して算定）

ソフト・ムース食	NPC/N
① 舌でつぶせるおかずA社+舌でつぶせるご飯	194
② 舌でつぶせるご飯とご飯セット弁当B社	255
③ 舌でつぶせるご飯C社+舌でつぶせるご飯	313
④ 舌でつぶせるおかずD社+舌でつぶせるご飯	371
⑤ 舌でつぶせるおかずE社+舌でつぶせるご飯	327

今回調査したソフト・ムース食において NPC/N 比が適切な100～150のものは無く、CKD（慢性腎臓病）用たんぱく制限食レベルの200前後のものが1シリーズのみで、さらに他の4種の③④⑤はCKD食でさえも行わない超低たんぱく質食である300を大きく超えたものばかりでたんぱく質が非たんぱく質エネルギー量に対して大幅に少なかった。継続して摂取するには PEM リスクが非常に高い水準である。加水ミキサーしているため、たんぱく質量は大幅に薄まったままで、栄養的な配慮が不十分なままのソフト・ムース食として製品化されていることがわかった。ソフト・ムース食に関しては、テクスチャーは適合しているが、特に、たんぱく質量不足については、メーカーがあまり気にしていないことが見受けられ、今後の課題である。現在流通しているこれらの低栄養のリスクが高い市販ソフト・ムース食が多い中、筆者はこれをクリアした NPC/N 比150のソフト・ムース食を数年前に既に開発している。さらに、盛り付け後の離水が誤嚥のリスクを招くため、栄養面だけでなく、離水もほとんどしないものを開発済みなので、テクスチャーを維持しながらたんぱく質量や各種栄養素を増やすことは不可能ではないことは実証済みである。現在でも、栄養的な配慮と検討が不十分なメーカーが多いことを示している。（図.1、写真.1）

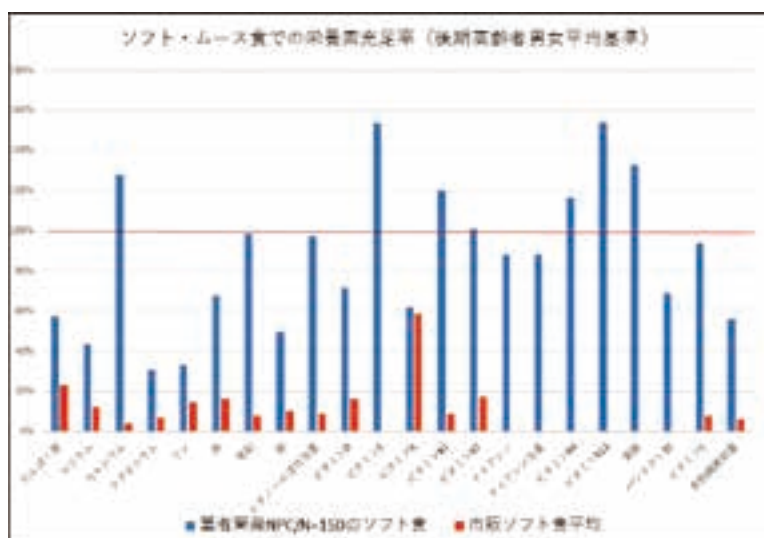


図.1 栄養量に配慮した NPC/N=150のソフト・ムース食と市販ソフト・ムース食の栄養素充足率



写真.1 たんぱく質ビタミンミネラルが充足し離水も少ないNPC/N比150のソフト・ムース食

16. 栄養量を満たす量の市販ソフト・ムース食のコスト比較

これらのソフト・ムース食を活用することで咀嚼・嚥下困難者の食事について在宅で栄養療法を行うにあたり、適切な価格でなければ普及は難しい。経管栄養患者の在宅療法であれば、薬価表収載の栄養剤である濃厚流動食は健康保険対象の薬品扱いなので医師の処方箋があれば医療費自己負担の1割負担から3割負担で収まる事になる。しかし、今回検討した食品扱いのソフト・ムース食は健康保険・介護保険の対象外なので、完全に自己負担となる。そのためコストも重要なポイントである。

75歳以上の男女における食事摂取基準を充足させるたんぱく質量は55g/日であり、各ソフト・ムース食において、55gのたんぱく質を1日で摂取するための金額を求めた。

また、エネルギー当りのコストも重要なので同様に1,600kcalを満たすために必要なコストを試算して比較した。(表.5)

表.5 たんぱく単価、エネルギー単価と1日の栄養量を充足させた場合のコスト

おかずのタイプ	たんぱく質コスト		エネルギーコスト	
	たんぱく質1g/円 (消費税8%込)	たんぱく質55g/円 (消費税8%込)	エネルギー1kcal/円 (消費税8%込)	エネルギー1,600kcal/円 (消費税8%込)
① 舌でつぶせるおかずA社+舌でつぶせるご飯	41.3	2,272	1.8	2,880
② 舌でつぶせるご飯とご飯セット弁当B社	66.0	3,630	3.2	5,120
③ 舌でつぶせるご飯C社+舌でつぶせるご飯	92.7	5,099	1.6	2,560
④ 舌でつぶせるおかずD社+舌でつぶせるご飯	173.1	9,521	5.1	8,160
⑤ 舌でつぶせるおかずE社+舌でつぶせるご飯	108.9	5,990	1.8	2,880

どのソフト・ムース食も栄養素量の充足はほとんど考慮されていないため、コスト当りの栄養充足率は低い。食事摂取基準を満たす栄養量を確保する分を購入して摂食したとした場合の金額を算出した。たんぱく質を55g/日を満たすためには、安いもので1日当たり2,272円、高いもので9,521円となった。また、エネルギー摂取量1,600kcal/日を確保するためには1日当たり安いもので2,880円、高いもので8,160円となった。これは栄養量、内容量が少ないものほどコストは高くなり、コストパフォーマンスが悪いことを示している。計算上では高いものは1日9,521円、月間約30万円の食費がかかることになる。在宅療養者には相当な食費負担となる。栄養素量が十分なものを毎日買うことができる価格で流通することが、今後、地域包括ケアシステムとして在宅療養を推進させることにつながると思われる。

VI. まとめ

(1) 今後は、栄養素が入ったソフト・ムース食が必要

現在の咀嚼・嚥下障害者向けソフト・ムース食の市販食品は、物性が嚥下困難者用食品の許可基準の範囲内に収まるように注意は払われているが、栄養素が大きく希薄化していることは全く気にされていなかった。口から食べられなかった時代からすると、誤嚥を防ぐテクスチャーが決められ、口から食べられることができるようになったことは大きな進歩である。しかし、口から食べる事がせっかくできるように

なったのに、中身は、栄養的に水と油脂と増粘剤等で固められフレーバーで味つけられているソフト・ムース食がほとんどで、NPC/N比から見ても、ほとんどが低栄養障害を招く水準の栄養量しか含まれていなかったことが今回判明した。料理由来の献立による栄養素は薄まったままで、一生懸命食べても、栄養状態は改善しないことが今回改めて確認できた。

口から飲み込むことができるようになった食品のテクスチャー表示の標準化が咀嚼・嚥下障害者向けソフト・ムース食の第一世代とすれば、これからは、第2世代として中身の栄養が身体維持、栄養改善につながる栄養量を考えて作られたものが普及するよう取り組む必要があると思われる。食品表示法での表示義務の栄養成分は、健康な人が健康維持や保健の一環として熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を食品自体に入っている「モノ」として表示されているに過ぎない。高齢者や低栄養患者を対象とした場合、対象者の「ヒト」に対して、低栄養、PEM 予防、サルコペニアなどを維持、改善させる食べ物であるかの表示はされていない。単なる食品に入っている栄養素量だけ示して「ご自分で判断して下さい」でなく、NPC/N比のように体内でのたんぱく質利用率を考慮した製品なのか、ビタミンやミネラルが、高齢者に適合しているのか、ちゃんと入っていることなどを一般の方がわかるようにすることが重要である。実際、今回の調査で、ビタミンCやカルシウムは献立によっては全く入っていない日も多々あり、入っていても数パーセントも入っていなかった。この点は全く栄養学的な配慮がなく、栄養素欠乏は全く気にしないで製品化されているものばかりであった。セット物で長期に喫食させるものが実際に広告販売されているからには、長期に亘って栄養素欠乏のリスクがある。製品案内の中にはそのメーカーの「管理栄養士が監修しました」のような表記もあったが、利用者は安心してしまい優良誤認に近いものを招く可能性もあると考えられる。このほか今回表示が無かった栄養素も多かったが、食品表示法で表示義務が無い栄養素についても、おそらく同様に栄養素欠乏状態が著しいと考えられる。

(2) 在宅療養を支える介護食支援としてのソフト・ムース食の活用に栄養士に活用を

在宅療養を推進していく上で、このように食品のパッケージに栄養成分表示がされているだけでは、食事と栄養管理は一般の方では難しい。在宅栄養管理においても毎日の食事について、いつでも相談できる栄養士・管理栄養士を地域の身近に配置し、ドラッグストアやスーパーや通販の現場で細やかな栄養の支援ができるようになることが望ましい。結果的に地域包括ケアシステムの確立においても重要と思われる。よく、一般の方から薬剤師さんは薬局に行けばいるのですが、栄養士・管理栄養士からアドバイスが欲しい時どこにいますかとの質問もよく受ける。高齢化社会にあたって、本人や家族等が介護食品の購入時に何をどのように選択して栄養補給すればいいのか、医療機関や施設の栄養士や栄養ケアステーションの栄養士だけでなく、薬局やドラッグストア、スーパーや商業施設などのフィールドで栄養士・管理栄養士を配置し、アドバイスが評価される仕組みがあると、地域で安心して利用できるようになると考えられる。栄養士に高齢者食支援アドバイザーのような制度を取り入れ購入時などに相談できる制度があると、地域包括ケアシステム推進にもっと寄与できるのではないかと考える。

(3) 商品名などに内容物を誤認させるものが多く一定の基準が必要

これらのソフト・ムース食にもおいしそうな献立名が付けられているため、利用者は飛びつくと思うが、実際の中身は殆んど入っていないのが実態である。例えば、豚の角煮、鮭のタルタルソース、牛すき焼き、筑前煮、牛肉のみぞれ煮、焼鳥味噌だれなど、どれも美味しそうな名前が付けられて販売されているが、実際は加水ミキサーし油脂添加、増粘剤でテクスチャー調整され、本来の献立成分は1割から半分も入っていないものが殆どと思われる。献立の中身がほとんど入っていないものでも、この表示に対して今のところ何の制約もない。例えば、わずかな量の鶏肉とタレをミキサーして様々なものを添加しソフト・ムース食を形成し、焼鳥のフレーバーを入れて、実体は焼き鳥が殆ど入っていないとしても、焼鳥と称し自由に名称を付けることができる。今後は、献立名を付けるならば、「焼き鳥5%含有」「焼き鳥は入っていま

せん」などのように、実際に料理がされているのか、料理として何パーセント含まれているのかなど示す必要もあるのではないだろうか。優れたものに対しては、マル適マークのような解り易い表示が必要ではないかと思う。現在のテクスチャー表示だけのソフト・ムース食を食べさせ続けて、飲み込むことは出来ても、期待通りの栄養の効果は得られない。NPC/N比、エネルギー密度、たんぱく質単価、エネルギー単価など、栄養評価を含んだ指標のわかりやすい表示が必要と考える。さらに、栄養素表示も大事だが、そもそも、きちんと美味しく料理されたものがソフト・ムース化され、栄養素が充足したソフト・ムース食の開発が広く進むように取組みを広げて行く必要がある。今までソフト・ムース食のテクスチャーの表示を決めることに30年以上もかかっていたが、高齢化社会の進展の速度は速く、ソフト・ムース食であっても栄養が取れるものを作り、表示させ普及させるための時間はあまり残されていない。関係機関や栄養士と食品業界が協力して、高齢者を支えていけるよう迅速な取組みが求められる。

参考文献

- 1) 厚生労働省 地域包括ケアシステム
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
- 2) 地域包括ケアシステムにおける栄養管理の重要性 田中 弥生
 静脈経腸栄養 29 (5) :1143-1149,2014
- 3) 日本介護食協議会 ユニバーサルデザインフードとは
<https://www.udf.jp/outline/udf.html>
- 4) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2021
 日摂食嚥下リハ会誌 25 (2) : 135-149, 2021
- 5) 農林水産省 スマイルケア食(新しい介護食品)スマイルケア食
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/kaigo.html>
- 6) 超高齢社会における新しい介護食品(スマイルケア食)の取組 桃野慶二
 日補綴会誌 Ann Jpn Prosthodont Soc 8 : 121-125, 2016
- 7) えん下困難者用食品の許可基準(消費者庁)
 令和元年9月9日 消食表第296号(消費者庁次長通知)一部改正 令和2年4月1日
 消食表第92号 令和2年11月17日 消食表第428号 別添1表.7
- 8) ヘルシーフードナビ「学会分類と嚥下食ピラミッド、特別用途食品、UDF、スマイルケア食の対応表」
https://healthy-food-navi.jp/?post_type=use&p=4886
- 9) 日本静脈経腸栄養学会編(現・日本臨床栄養代謝学会)「静脈経腸栄養ガイドライン第3版」クイックリファレンス
https://www.jspen.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/201404QR_guideline.pdf
- 10) 食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項 食品表示基準 別表第9

外傷体験を受けた乳幼児への心理支援に対する 保護者及び保育者の認識

Understanding of parents and nursery teachers
regarding psychological support for infants with traumatic experiences

姫 島 源 太 郎
Gentaro HIMESHIMA
保育学科 准教授

寺 地 亜 衣 子
Aiko TERACHI
保育学科 講師

1. 問題と目的

毎年のように頻発する自然災害や、地域社会全体を巻き込むような事件・事故に巻き込まれた時、その影響を受けた者には身体面や生活面の被害だけではなく、心的外傷と呼ばれる心理面の被害が生じることがある。災害や事件・事故から生じる被害を防ぐためには防災や減災という備えが必要であるが、その被害の中に心的外傷も含むのであれば、防災や減災という発想を心的外傷への支援、つまり心のケアにも援用することが必要だと言える。しかしながらこの「心の減災」(窪田ら、2016)は、一般的な防災や減災に比べてその理解はあまり広がっていない。

窪田ら(2016)は、心の減災をプログラムとして整備し、広く定着させることを目的として小学校以降の防災教育の一環に位置付けて実践している。そこに盛り込まれているテーマは、①ストレス反応の基礎知識と自分でできるリラクゼーションを身につける、②ストレス反応や対人関係上のトラブルなど、困難状況に対しての認知や考え方を变えることを学ぶ、③人と助け合うための対人関係を育てる、の3点である。このプログラムを小学校で実践した結果、呼吸法に代表されるリラクゼーションが認知の修正を促進することにつながり、さらにその認知の修正が対人の信頼感を促進していることが明らかになった。このように、心の減災に取り組むことは自然災害だけでなく事件や事故等から受ける心的外傷全般のケアに有用であることが示され、さらには日常の人間関係など心の健康促進にも作用することが示唆されている。

窪田らの心の減災プログラムは小学校以降を対象としているが、災害や事件・事故は乳幼児にも心的外傷を生じさせる。しかし窪田らによって行われた教員調査において、ストレス対処を防災教育や教員研修に取り入れている幼稚園は調査対象69園のうち2園にとどまっていた。このような乳幼児施設ではあまり取り入れられていないという指摘は東日本大震災以前から存在する(浅野、2008)ものの、取り組みが進んでいるとは言えない現状がある。

乳幼児の心的外傷については一部において誤解や理解の不十分さがあることが指摘されている。田中(2012)は、「災害が及ぼす影響についての神話」というものの存在を指摘しており、その内容として「子どもは幼すぎて、周囲で何が起きているのかわからない」「幼いので影響は出ない」「子どもは自然の回復力と若さゆえの柔軟性を持ち、衝撃を吸収し、適応し、悪い結果を残さない」「もし短期間に観察可能な反応を示さないのであれば、災害はストレスや不適応の原因ではなく、長期にわたって問題になるような痕跡を子どもに残さない」「子どもが災害の現場にいないければ影響は受けない」といった現実とはかけ離れた考え方があることを紹介している。現実には子どもたちは様々な影響を心身に受れたり、不安げな大人の様子を目にすることによる第二の困難を体験したりしており(藤森、2011)、大人以上に適切かつ継続的な支援を必要としているにもかかわらず、こうした非合理的な考え方によって子どもの心的外傷に対する心理支援は脇に置かれがちどころもあった。

自然災害をきっかけとした乳幼児期の心的外傷とその影響に着目すると、姫島(2018)のまとめによれば、

不安や恐怖といった感情や、それに伴う分離不安の表面化（退行も含まれる）と抑うつ反応あるいは外出の拒否などが多くの調査・論文において報告されている。また、興奮、過覚醒、過敏性などの感情の変化もよく見られるようであった。これに加えて、乳幼児期には大人と異なる特徴的な現れ方もあるとされる。

とりわけ乳幼児期に特徴的な心的外傷の現れ方は【身体化】と「地震ごっこ」や「津波ごっこ」に代表されるような【再演する遊び】である。まず【身体化】については、幼児は言語発達や認知発達が未熟なため、さまざまな情報を客観的かつ正確に捉えることができず、身体感覚レベルで主観的に認知する傾向がある。結果として恐怖や不安などの感情を引き起こす情報はフィルターなしに幼児を直撃し、心身への影響を引き起こすことになる。

次いで【再演する遊び】については、PTSDの侵入症状として理解することもできるが、遊びの中でトラウマを再現しながら自らを回復へと導いていくというポストトラウマティックプレイとして理解することが可能である。これらの遊びについてはその治癒的意味合いが理解されてきたことで、「無理に止めなくてもよい」という関わりが知られるようになってきたが、災害を遊びとして表現することに周囲の大人が不謹慎さを感じたり、自らの体験を思い出したりしてしまうということなどから、対応に困る大人がいることは想像に難くない。

乳幼児を対象とした心理支援は、言語発達や自己認知の未熟さが故に、セルフケアではなく子どもを取り巻く保護者や保育者などの養育者が実践することになるため、それらの養育者による適切な理解と関わりが求められる。しかしながら、周囲の養育者による乳幼児の心的外傷に対する認識に温度差があると、必要としている子どもに支援の手が届かないということが生じる可能性がある。さらに、必要性は認識していながらも上述のような特徴的な表出も含めて正確に見立てることができるかとなると、そこにも個人差が生じるのではないだろうか。このような点から、外傷体験を受けた乳幼児への支援にあたっては、支援者となる保護者と保育者が十分な知識や理解の方法を身につけることが必要であり、そのためにはそれらの養育者を対象にした心の減災に関する心理教育を実践する必要があると言える。

保護者と保育者を対象とした心の減災に関する心理教育を検討するにあたって、まずは保護者や保育者が現時点で乳幼児の心的外傷やその支援をどのように認識し、実践しているかを明らかにする必要がある。そこで本研究の目的は、自然災害や事件・事故によって心的外傷を受けた幼児の支援を行う主体となりうる保護者および保育者に着目し、それら養育者が幼児の心的外傷や心理支援についてどのような認識を持っているか、そして十分な支援を行うために保育や心理の専門職にどのようなニーズを抱いているかを明らかにすることである。この結果を踏まえることによって、乳幼児を対象とした心の減災教育の目的や内容の検討に移行することができると考えられる。

2. 対象と方法

(1) 調査時期：2019年12月

(2) 調査対象者：外傷体験を受けた乳幼児の支援を行う当事者である未就学児を持つ保護者と、未就学児の保育・教育を行う保育者を対象に、それぞれ調査を行った。なお、協力対象者の在籍する園は近年の大規模な自然災害の被害を受けていない。

①保護者について

九州北部に位置する幼稚園、認定こども園に子どもを通わせる未就学児の保護者300名

②保育者について

幼稚園、認定こども園に調査時時点で勤務している幼稚園教諭、保育教諭、保育士56名(管理職を含む)

(3) 調査方法：質問紙調査と、質問紙を踏まえての半構造化インタビューを実施した。保護者、保育者ともに子どもが外傷体験を受けた後の保育や子育てに関する内容について質問紙に記入していただいた。なお、質問紙においては、回答者のわかりやすさを考慮して外傷体験を「ショックを受けたできごと」また

は「災害」と表現し、調査した。質問紙については園に協力を依頼し、園にて配布・回収を行った。その後、同意を得られた保護者、保育者に対して質問紙の内容を踏まえた半構造化インタビューを実施した。本論文においては質問紙調査のみを分析対象としている。

(4) 調査内容：

①質問紙について

外傷体験を受けた子どもとの関わりについて、無記名式、五件法にて回答していただく。質問紙の作成にあたっては、窪田ら(2016)の調査および日本児童青年精神医学会(2011)が作成した「被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ」にある項目を援用した。①については40項目、②については47項目ある。

②半構造化インタビューについて

質問紙の内容に沿って、回答に対する理由や具体的内容を問うた。

(5) 分析方法：質問紙で得られた5件法の回答を使用し、単純統計を行った。

(6) 倫理的配慮

調査協力園の園長や主任に対し文書及び口頭で研究の説明を行い、調査の同意を得た。質問紙への回答は強制されるものでないことを説明し、協力を了承していただける先生方及び保護者に回答をしていただいた。質問紙には個人情報の保護についての説明文を載せ、個人を特定するようなデータの収集は行わないこと、インターネットにアクセスできない方法で保存することを明記した。併せて、特定の個人のデータを取り出して分析することがないことも明記した。

研究にあたっては、個人情報の保護に配慮している。

結果と考察

(1) 調査協力者について

①保護者について

調査に協力していただいた保護者300名のうち、分析の対象は291名である。年齢については30代が一番多く、半数以上を占めている(表1)。保護者の年齢を問うた設問に子どもの年齢で回答されたものについては不明として計上している。回答者の性別は95%にあたる278名が女性、つまり母親であった。次に回答者である保護者が養育している未就学児の年齢についての集計を表2に示す。養育している未就学児を全て回答(複数人数分)した結果である。なお、乳幼児教育施設の種別についての回答は87.9%が幼稚園と回答しているが、この回答には認定こども園の幼稚園部利用という意味も含まれている。利用施設種別の回答から3歳以上児の養育者が多いことが結果として表れている。最後に、自然災害や事件・事故の被害にあった経験があるかという質問に対しては(外傷体験の有無)、経験ありが45名、経験なしが242名、回答無しが4名であり、多くの保護者に外傷体験はない。

表1. 保護者の年齢と人数

年 齢	人 数
～ 29歳	20名
30～ 39歳	171名
40～ 49歳	86名
50歳以上	2名
不明	12名

表2. 子どもの年齢と人数

年 齢	人 数
0歳児	21人
1歳児	18人
2歳児	65人
3歳児	102人
4歳児	93人
5歳児	116人

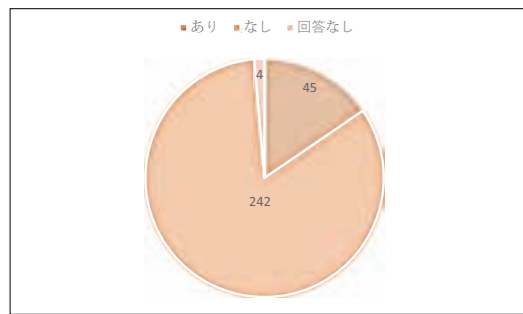


図1. 保護者の被災経験の有無

②保育者について

以下本論において、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の総称として保育者を使用する。

調査に協力して下さった保育者は56名、うち50件を有効な回答として分析の対象とする。所属については幼稚園が30名、認定こども園が19名、回答無しが1名である。年齢は20歳～64歳で詳細は表3および表4に示す。立場については担任が28名で最も多く、次いでフリー・補助、主任や園長といった管理職が続いた。外傷体験を受けた子どもを保育した経験は82%がないと答えた(図2)。

表3. 保育者の年齢と人数

年齢	人数
20～29歳	19名
30～39歳	9名
40～49歳	11名
50～59歳	6名
60歳以上	2名
回答無し	3名

表4. 保育経験年数と人数

保育経験年数	人数
1～5年	13名
6～10年	8名
11～15年	10名
16～20年	4名
21～25年	7名
26～30年	3名
30年以上	2名
回答なし	3名

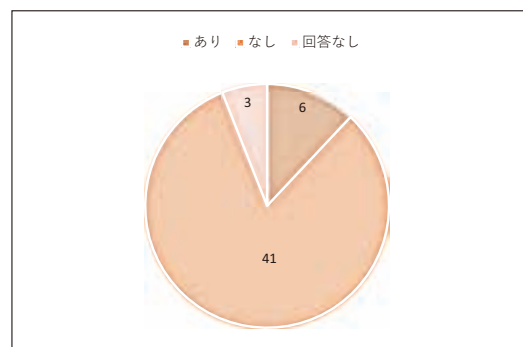


図2. 災害後の保育経験の有無

(2) 保護者の認識について

①災害に対する保護者の認識の現状(質問紙調査)

災害や事件・事故の子どもへの影響を尋ねた結果、図3の回答が得られた。95%の保護者は災害が子どもの心に影響を与えるということを認識しているようである。近年頻発する自然災害や子どもが巻き込まれる重大な事故の後に、子どもの心についての報道がなされるようになったことも保護者の認識に繋がっていると考えられる。しかしながら、その子どもの心にかかるストレスへの対処法について知っているのは12%に過ぎないことがアンケートから浮き彫りとなった。このことは、保護者の不安も引き起こしていることがわかり、「どちらとも言えない」を含めると86%もの保護者が子どもへの対応に不安を抱えている(図4)。

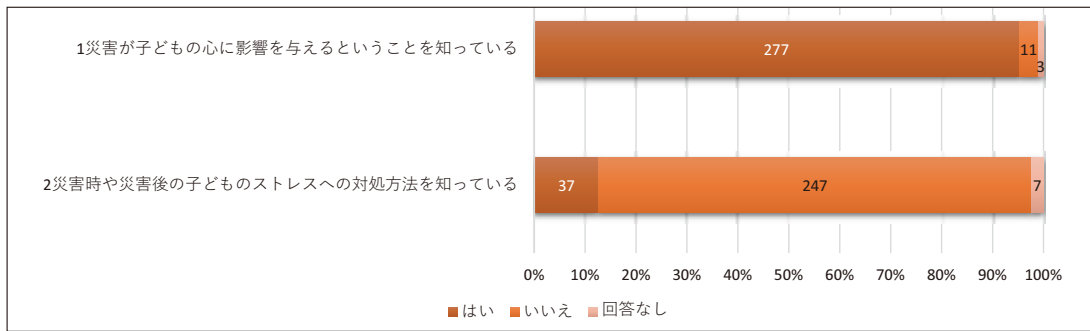


図3. 災害が子どもに与える影響に対する認識

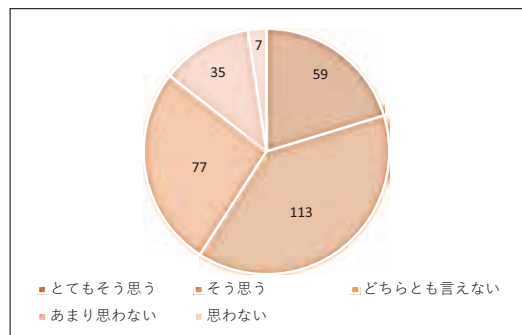


図4. 保護者が抱く子どもへの対応の不安

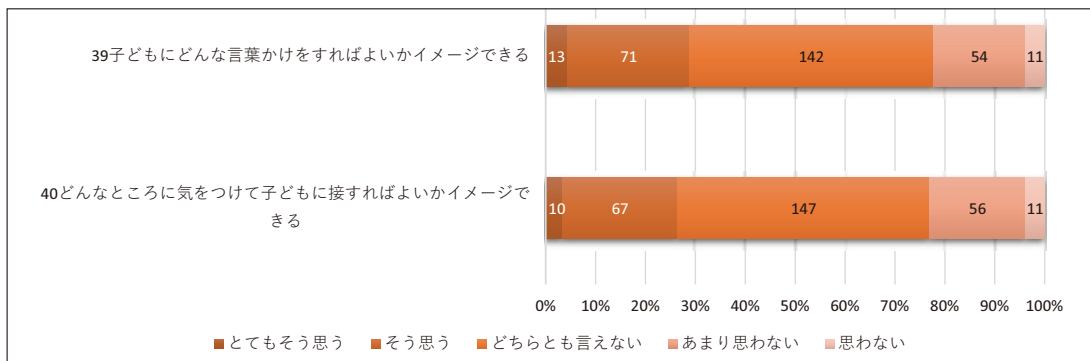


図5. 具体的な対応のイメージ

災害が与える子どもの心への影響に対して理解している様子が伺える一方で、災害後の子どもへの関わりの一つとして子どもにどんな言葉かけをしたらよいかイメージできるか(Q39)を尋ねたところ、「どちらとも言えない」「わからない」「あまりわからない」が72%であり、具体的な言葉かけはイメージできない保護者が多いことが示された。同様に、どんなところに気をつけて子どもに接すればよいかイメージできるか(Q40)についても「どちらとも言えない」「わからない」「あまりわからない」が74%を占めている(図5)。保護者の多くは子どもへの対応について、具体的なイメージも持てないことが明らかとなり、このことは漠然とした不安を抱く要因にもなっていると考えられる。

長田ら(2017)は、災害後の子どもたちに関する心配事について保育者と保護者とを比較しながらその内容を検討しているが、保育者の心配事が「将来」という全般的内容に加えて「情緒の発達」「体力健康」「自然体験不足」など具体的な項目について高く評定された一方で、保護者の心配事は「将来」が他の項目に対して抜きん出て高く評定されていた。このことから長田らは、保護者の心配が漠然としたものになりやすい傾向があると指摘しているが、本研究においても同様の傾向を持つと言えよう。

②災害後の子どもの様子の変化に対する認識について

災害後に見られる子どもの変化について、具体的に33の質問を行った。質問では行動面、心理面、身体面について尋ねている。災害や事件・事故にあった経験がほとんどないにもかかわらず、質問項目の6割20問について「わかる」「よくわかる」と半数以上が答えている。「わかる」「よくわかる」という回答が30%以下と理解が得られにくかった回答は5項目あった。Q18「ショックな出来事に関連する話題を話したがるようになる」とQ21「急に素直になる」については子どもの災害や災害後の状況に対する過剰適応を思わせる項目である。Q34「ぜんそくやアトピーなどのアレルギー症状が強まる」とQ35「カゼをひきやすくなる」については、日常の体調の変化と区別がつきにくい為、理解が得られにくかったと考えられる。また、報道では耳にしたことがある保護者も多いと考えられるが、Q16「地震ごっこや津波ごっこのような、ショックな出来事に関連した遊びをする」の回答についてもあまり理解は得られておらず、「どちらとも言えない」という回答が多く見られた。しかしながら、保護者の多くは災害後に子どもの心身に何らかの変化があることは理解していることがうかがえる結果となった。

③子どもの心理支援についての保護者のニーズについて

保護者に子どものストレス反応について知っておきたいかを尋ねたところ、95%が「少しあてはまる」「あてはまる」と回答し、保護者の子どもに対する心理支援教育のニーズがあることが示された(図6)。また、心理支援について園の先生と一緒に学ぶ必要があるかを尋ねたところ、89%の保護者が「あてはまる」「少しあてはまる」と回答し、必要性を感じている。自由記述回答の中には、「災害はいつどこで起こるかかわからないため、園の先生との共通理解が必要だと感じている」という意見や、「園の先生には統一した接し方をして欲しい」という回答も見られた。

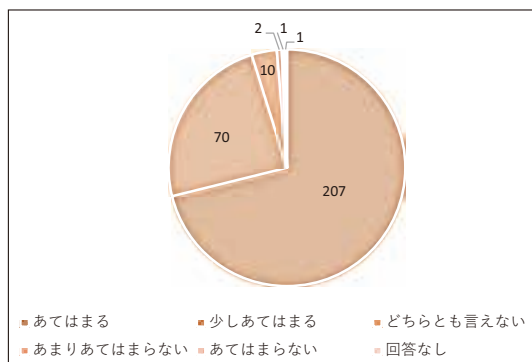


図6. ストレス反応について知りたいと思う保護者

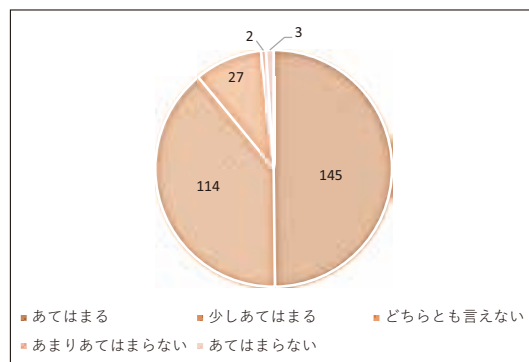


図7. 保育者とともに学ぶことへの希望

④保護者の思い

質問紙の最後に自由記述を設けたところ、37名から回答を得られた。その中で多くを占めたものは子どもの心理支援について学びたい、知りたい、知識として持っておきたいというものだった。小学生になると離れる時間も長くなるため、今のうちに親も子どもも学んでおきたいという意見も見られた。その他、対処法について具体的に提案された意見や、災害に対する不安も述べられた。また、アンケートを通して災害時の対応について考えさせられたという意見も複数寄せられた。回答については災害の経験がないため答えづらかったようで、想像や一般論で答えたという意見も見られた。アンケートが分かりづらいという意見も寄せられ、保護者のニーズを的確に得るための質問項目の精査や聞き方に調整が必要なことも明らかとなった。

久保ら(2012)の調査では、乳幼児を持つ母親は災害時にとるべき対応は理解しているものの、実際に備えをしていたり防災訓練に参加したりしているかという点、そこまでの行動には繋がっていないことが指摘されている。また、松澤ら(2014)の調査では、対象が東日本大震災を経験した家庭ということもあってか9割以上が何らかの備えを実践しているとされているが、その内容に着目すると、備蓄などの備えが行われ

ている一方で緊急時の連絡方法などのコミュニケーションに関する備えなど、ソフト面の備えはあまり進んでいないことが明らかになっている。保護者は災害について不安やそこから生じるニーズを持ちつつも行動に至るまでには乖離があり、さらに心のケアや子どもの変化への対応という明確にイメージすることの困難な事象への対応については、漠然とした不安だけが残り、具体策には繋がりにくい現状が明らかとなった。

(3) 保育者の認識について

① 乳幼児施設における心の減災に対する取り組みの現状

心の減災に関する取り組みは保育者間でも、保護者に向けてもほとんど行われていないことが明らかとなった(図8)。このことは、2012年に行われた「教育現場での防災教育におけるストレス対処に関する取り組みの現状とニーズ」(窪田ら、2016)の調査結果である幼稚園、小学校、中学校、高校においては職員研修を行っていない学校が95%を占めているということに類似している。さらに、災害後の大人の心理的負担とその対処法、資料の準備についての結果は図9の通りである。ショックな出来事が起こった後の子どもへの関わりについては「どちらとも言えない」を含めると90%が知識としてもっていない。また、そのための資料の準備もない。しかし、子どものストレスに関わることが大人の心理的な負担になることについては「どちらとも言えない」を含めると多くが理解を示している。

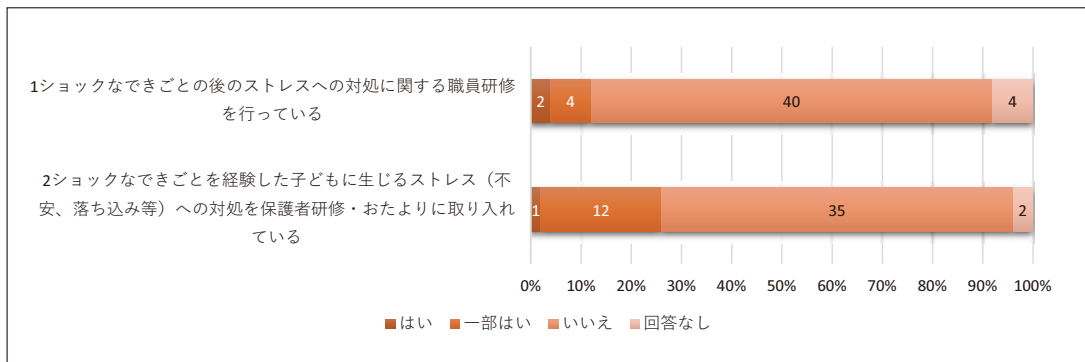


図8. 心の減災に関する取り組みの現状

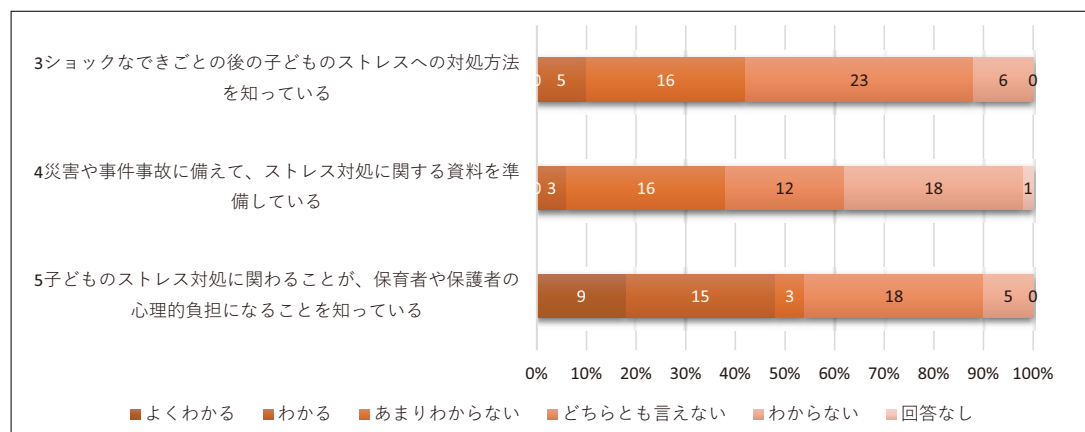


図9. 保育者の認識と災害後の保育への準備

保育所や幼稚園における避難訓練は、法律の要請もあり必ず実施されているが、災害後の乳幼児への関わり、特に心のケアに関しては取り組みが少ないことが明らかになった。『保育施設のための防災ハンドブック』(経済産業省、2012)や『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』(文部科学省、2012)にはいずれも心のケアについて言及されているものの、具体的な取り組みには至っていないようである。清水ら(2016)による全国各地の幼稚園・保育所・認定こども園561園の災害マニュアルの内容を整理した研究では、災害

後の子どもの心のケアについて言及されたマニュアルは全体の21.2%にとどまり、そもそも、災害前や災害中の対応と比較して災害後の対応について触れられたマニュアル自体が全体の49.2%しかないことが明らかになっている。災害に備えてどのような準備をしておくべきか、発災時にどう行動するか比べ、災害後にどのようにして子どもたちと関わっていくべきかという視点は疎かにされがちであるということがわかる。

②災害を経験した子どもと関わる際の保育者の意識

上述のように、災害後の子どもへの対応について備えが十分ではないことが窺えるが、かといって保育者がそのような対応を軽んじているわけではないようである。ショックを受けた子どもに対する対応に不安を抱える保育者は6割を超えており(図10)、「どちらとも言えない」を含めると94%が何らかの不安を抱えていると言える。具体的な関わりがイメージできるかについては(Q43、Q44)「どちらとも言えない」と答えた保育者が多い。子どもへの関わりについてはまったくイメージできないことはないようだが、保護者との関わりについて(Q45)は全くイメージできない保育者も少数見られる(図11)。岡本ら(2021)が自然災害発生時の保育者の不安の実態を明らかにしたところでは「子どもの心のケア」を不安に感じているという記述もあり、子どもの心のケアの難しさを感じているからこそその不安だと言える。

心理支援教育へのニーズはいずれも高く90%を超えており(図12)、宍戸ら(2015)の保育者の防災に関する意識をとらえた研究においても【災害後のこころのケアの必要性】に言及されていることなどから、一定のニーズはあるものと考えられる。資料の準備については88%にとどまっている(図9)が、実際に災害が起こった時の対応を事前知識として身に付けておきたいという気持ちの表われが結果に出たと言えよう。

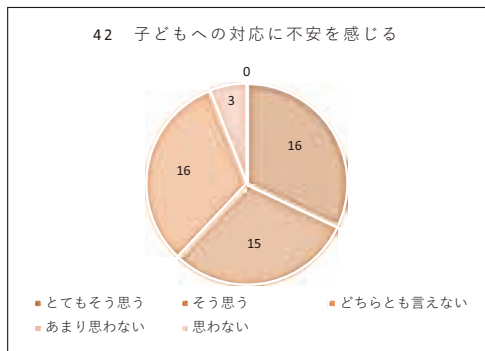


図10. 保育者の不安

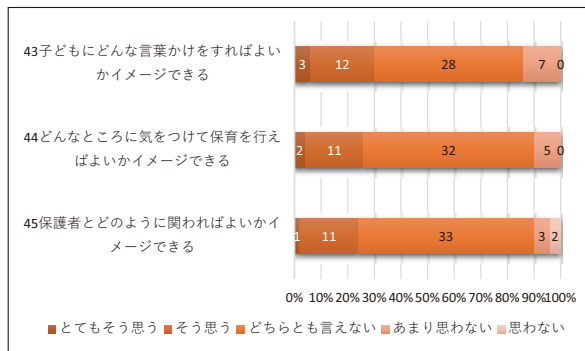


図11. 保育者の現時点でのイメージ

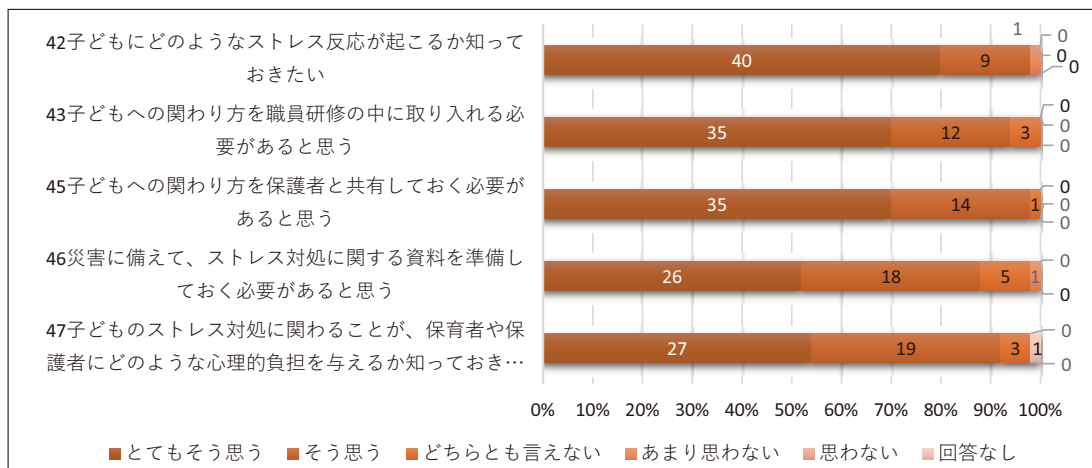


図12. 保育者の心理教育へのニーズ

③災害後の子どもの様子の変化に対する認識について

保護者と同様に保育者にも災害後の子どもの様子の変化について尋ねている。保育者に対しては33の質問を行い、約7割にあたる24の項目で半数以上が「わかる」「よくわかる」と回答した。保護者の認識と異なる傾向として、Q14「反抗的だったり、乱暴になる」、Q15「話をしなくなったり、話しかけられることを嫌がる」について、保育者は理解を示している。「わかる」「よくわかる」という回答が30%以下で理解が得られにくかった回答は保護者の回答と同一の5項目であった。Q18「ショックな出来事に関連する話題を話したがるようになる」Q21「急に素直になる」(子どもの災害に対する過剰適応を思わせる項目)、Q34「ぜんそくやアトピーなどのアレルギー症状が強まる」、Q35「カゼをひきやすくなる」(日常の体調の変化と区別がつきにくい内容の項目)、さらに、Q19「地震ごっこや津波ごっこのような、ショックな出来事に関連した遊びをする」についての理解も保護者の認識と同様に得られていない。普段から子どもと関わる保護者と、保育実践を日々行う保育者が同一の回答をしたことは興味深く、実際に災害を経験しないと、あるいはその意味を理解する研修会等の機会がなければイメージしにくい子どもの様相なのかもしれない。

大宮(2011)は東日本大震災後の福島県内の保育者が「あたりまえの保育」ができなくなってしまった現状の中で工夫して保育を継続したことを報告しているが、これにとどまらず多くの災害後の保育実践において「日常を取り戻す」方針が掲げられている。しかしながら、保育者がそのような視点を持つに至った経緯や、その基盤となる理論的背景についてはあまり指摘されることがない。このことから、保育者はそれまでの日常の保育の中で経験した素朴な知見の積み重ねによって外傷体験を受けた子どもの心理やその対処を理解しようとしていることが窺えるが、一方でそれは経験していないことへの理解を難しくさせることにも繋がる。日常の保育の延長として想定できることと、専門的な知見を踏まえた心のケア特有の理解とをバランスよく併せ持つ必要がある、この点には専門職者による研修や資料の準備が求められると言える。

4. 総合考察

保護者、保育者ともに、災害時の子どもの心のケアについて必要性を感じているものの実践的な取り組みは行われておらず、そうであるがゆえに不安を抱いているという現状があることが明らかになった。そもそも、園での防災について、避難訓練は盛んに行われているにもかかわらず心の減災に関する取り組みが少ないのはなぜだろうか。宍戸ら(2015)や岡本ら(2021)の研究から浮かび上がるのは、災害時の保育においては第一に子どもの命や安全を守る責任があるという大前提が大半を占め、それ以外にも保護者への確実な引き渡しなどすべきことの多さとそこから生じる不安が大きいのということである。これは保護者についても同様に、安全を守る、食糧を確保するなど(久保ら、2012)への意識が強いことがわかる。災害対策や災害後の保育を想定した際に保護者や保育者が不安に感じるものは数多く、心のケアが不要という認識はないものの、それ以外の不安などの大きさがゆえに相対的に取り組みが少なくなってしまうと考えられる。

しかしながら、こうした背景要因があるにせよ心のケアが脇に置かれるという事態は避けられるべきことである。日常の保育を再開することによって「子どもたちの生活のリズムを立て直し、安全な感覚を回復する」(青木、2011)ことは回復のために意義を持つものの、中には発達の偏りや複雑な家庭環境、他の子どもよりも心の傷が深い子どもなど日常の関わりだけでは十分にケアが行えない乳幼児もいると考えられる。保護者や保育者が子どもの健全な日常を支え、さらにその外側を支える専門職者の枠組みを作ることも必要であろう。

今後は、専門的な研修などがない中で素朴に積み重ねられてきた保育者等による心のケアのありようをより詳細に理解し、そこに専門的な心理支援の知見を加えていくことのニーズと意義を明確化する必要がある。そして、その枠組みを通して保育者や保護者が潜在的に持つ不安をサポートできる体制を整えていくことが求められるのではないだろうか。

引用文献

- 青木紀久代(2011) 被災後の保育・子育て支援 藤森和美・前田正治(編著) 大災害と子どものストレス—子どもの心のケアに向けて,61-63 誠信書房
- 浅野房雄(2008) 保育現場における心のケア—災害・事故・事件を中心に— つくば国際短期大学研究紀要,36,55-66.
- 藤森和美(2011) 子どもが体験する災害 藤森和美・前田正治(編著) 大災害と子どものストレス—子どもの心のケアに向けて,9-11 誠信書房
- 姫島源太郎(2018) 幼児期の心理的危機に対する理解と支援の概観—自然災害時の支援を中心とした検討—香蘭女子短期大学研究紀要,61,113-128.
- 経済産業省(2012) 保育施設のための防災ハンドブック
- 久保恭子・宍戸路佳・倉持清美(2012) 乳幼児を持つ両親は親の防災意識の特徴 福島大学研究年報別冊 東京学芸大学紀要 総合教育科学系Ⅱ,63,169-177.
- 窪田由紀・松本真理子・森田美弥子・名古屋大学心の減災研究会(2016) 災害に備える心理教育 今日から始める心の減災 ミネルヴァ書房
- 松澤明美・白木裕子・津田茂子(2014) 乳幼児を育てる家庭における災害への「備え」—東日本大震災を経験した通園児の母親への調査より— 日本小児看護学会誌,23(1),15-21.
- 文部科学省(2012) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き
- 長田瑞恵・野口隆子・加藤陽子(2017) 東日本大震災後の乳幼児の保護者と保育者の意識の変化—被災地ではない地域に焦点を当てた検討— 十文字学園女子大学紀要,48,135-143.
- 一般社団法人日本児童青年精神医学会 「2011.03.14被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ」(https://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_guardian.pdf) (2022年11月30日参照)
- 大宮勇雄(2011) 震災後の保育現場が直面する課題とその対応事例に関する調査研究 福島大学研究年報別冊 福島大学東日本大震災総合支援プロジェクト「緊急の調査研究課題」,1-10.
- 岡本和花・白神敬介(2021) 就学前施設における保育者の自然災害発災に対して抱く不安の実態 日本家政学会誌,72(1),13-24.
- 清水益治・千葉武夫(2016) 幼稚園・保育所・認定こども園における災害マニュアルの実態 帝塚山大学現代生活学部紀要,12,75-84.
- 宍戸路佳・久保恭子・坂口由紀子・田崎知恵子・草間真由美・倉持清美(2016) A県の保育専門職者の防災、災害に関する意識 東京学芸大学紀要 総合教育科学系Ⅱ,66,349-356.
- 田中究(2012) 被災直後、子どもたちに何が必要か 清水将之(編著) 災害と子どものこころ,13-42 集英社新書

地域と連携した公開講座のあり方について

An extension course for local people

河 野 洋 子

Hiroko KOHNO

ライフプランニング総合学科 教授

1. はじめに

大学の持つ使命の一つとして地域貢献が挙げられて久しくなる。本学においても、本学が持つ資源（シーズ）を地域のニーズにいかにかにマッチングできるのか、また立地する地域（福岡県福岡市南区）の課題を見すえた地域貢献としての公開講座とはどのような内容であるべきかを模索しながら、これまで公開講座を企画・開催してきた。

そのような中、2020年春から日本国内でも広がったコロナウイルス感染症の流行を機に、公開講座は多くが中止を余儀なくされた。2年が経ち、現在では少しずつ日常を取り戻しつつあるが、2019年以前と同じ状況にはなく、公開講座の内容・開催方法について今一度、見直しが必要であると考え。本稿ではコロナ感染症の影響下での地域の状況および地域活動の現状を探り、今後の公開講座の開催について考察していく。

2. 福岡市南区の特徴

第9次福岡市基本計画(注1)では南区の特徴を「昼間人口に比べて夜間人口が多い『くらしのまち』」です。人口は、近年は概ね横ばいで、今後も2022年(令和4年)まではほぼ横ばいで推移すると予測されます。その中で、少子高齢化はさらに進行し、2022年(令和4年)には、南区全体で65歳以上の人の割合(高齢化率)が4人に1人になると予測されています。高齢化の現状は校区によって異なっており、区の西部・南部地域を中心にして、高齢化率が既に20%を超えている地域が全25小学校区のうち13校区あり、うち5校区は25%以上となっています。」と記載されている。他の自治体同様、南区でも高齢化率の高さおよび上昇は予測されていた。

では上記の報告から5年が経過した2022年現在の状況はどのようになっているのか。福岡市の登録人口(行政区別)(注2)によると2022年10月の南区の登録人口は266,782人で、そのうち65歳以上の登録人口は61,685人である。南区全体の高齢化率は23%を超えており、福岡市全体の高齢化率(22%)と比べ若干高い。他の6区の高齢化率と比較すると、博多区(18%)中央区(19%)東区(22%)の3区が南区より低く、城南区(26%)、早良区・西区(ともに24%)の3区が南区より高くなっている。福岡市の高齢化の状況は市の中心部である博多区・中央区のみが20%を切っており、他の5区は福岡市全体の高齢化率22%以上となっている。

南区全体では4.32人に1人が65歳以上であり、先の資料で指摘されていた「4人に1人」という状況が現実となっている。

さらに南区の高齢化の状況について各小学校区のデータ(注3)をもとに詳しく見ていく。

表1は各校区データ(令和2年3月)をもとに作成したものである。高齢化率が低い校区は大楠校区(15.0%)、次いで玉川校区(15.4%)、塩原校区(16.8%)となっている。この3校区は博多区・中央区の高

齢化率よりも低い。これに対して高齢化率が高いのは、弥永校区(35.1%)、次いで東花畑校区(32.9)、西長住校区・鶴田校区(31.8%)、長住校区(31.0%)と続く。実に5校区が30%を超えている。住民3人に1人が65歳以上という状況である。南区全体の高齢化率は23%と一口にいても、校区によって大きな差があることがわかり、これも先の資料(注1)の通りである。弥永校区の高齢化率をもっとも低い大楠校区の実に2倍以上である。大楠校区は6歳未満のいる世帯の割合も低く、世帯人数の平均も1.50と区内で最も低い。校区の概要(注3)にも「都心に近く、校区の中央に日赤通りが通り、西鉄電車平尾駅・高宮駅に隣接した交通利便性の高い地区」で、「そのため、ワンルームマンションなどの単身世帯が多く、生産年齢と言われる15歳から64歳までの人口割合が、福岡市や南区の平均値に比べ高くなっています。」とある。

さらに世帯に着目してみると南区全体で65歳以上のいる世帯は31.5%(福岡市全体27.7%)である。これを校区別に見ると17.6%(大楠校区)から50.9%(東花畑校区)と幅広い分布を示している。これも高齢化率同様大きな差がある。東花畑校区では実に半数以上の世帯が65歳以上のいる世帯となっている。このほか10校区で40%を超えている。

表1 南区校区別状況 (南区の各校区データをもとに作成)

校区	校区の人口 (2019年)	世帯数 (2019年)	高齢化率 (2019年)	65歳以上のいる世帯割合 (2010年)	6歳未満のいる世帯割合 (2015年)
大池	8,740	4,024	24.3	36.4	9.5
大楠	11,122	7,415	15.0	17.6	4.4
日佐	7,150	3,239	20.9	30.8	12.4
柏原	9,199	3,922	28.2	41.9	12.2
塩原	13,929	7,685	16.8	20.9	9.7
高木	10,134	5,558	18.3	23.0	8.0
玉川	17,070	9,870	15.4	18.5	8.2
筑紫丘	9,389	4,491	23.0	34.6	7.0
鶴田	7,197	3,172	31.8	48.8	9.0
長丘	10,653	4,488	21.4	33.2	11.6
長住	8,603	3,953	31.0	49.2	7.5
西高宮	17,409	8,481	18.9	26.4	10.1
西長住	5,636	2,708	31.8	45.4	7.4
西花畑	12,586	5,626	25.9	42.0	11.9
野多目	11,416	5,028	25.8	39.1	10.7
花畑	9,405	4,268	26.4	41.6	10.2
東花畑	9,265	4,308	32.9	50.9	9.8
東若久	7,609	3,450	28.0	44.3	11.8
三宅	16,957	8,955	20.6	26.4	8.0
宮竹	16,542	8,817	19.4	24.0	7.2
弥永	6,044	3,144	35.1	48.8	7.6
弥永西	8,300	3,962	25.4	38.1	12.3
横手	8,451	4,341	19.3	25.4	9.6
老司	8,648	3,941	29.1	45.3	10.3
若久	11,318	5,355	21.3	29.5	10.7

3. 公民館の活動

南区の25小学校区にはそれぞれ公民館が設置されており、25の公民館がある。各公民館を中心として地域での活動が非常に活発であったが(注4)、他の社会活動と同じく2020年春からのコロナウイルス感染症の拡大の影響により、地域活動は多くが中止を余儀なくされた。

本学においても地域との連携事業として行ってきた行事の中止や、密をさけるための対策を受けて本学学生の参加を見送るなど行った(注5)。

資料1(注6)は南区の大池公民館の公民館だよりである。(左:令和元年10月、右:令和4年10月)コロナウイルス感染症流行前後の発行年の違う公民館だよりを比べると、ともにさまざまな公民館主催事業が計画されており、コロナウイルス感染症流行前に戻りつつあるように見える。しかしながら、令和4年版は1面のみの発行で、加えて福岡市の事業の紹介(勧誘)が大きく紙面を割いており(注7)、完全には戻っていないことがわかる。(令和元年の公民館だよりは、資料1の裏面で毎月行われている事業などの紹介が行われている。)

4. コロナ禍の公民館活動の現状

では大池公民館以外の公民館の状況はどのようになっているのか。表2は2022年10月の公民館だより(注6)をもとに各公民館で開催されている事業を一覧にしたものである。各公民館での主な活動や行事をみると、それぞれの公民館で2~7事業(公民館主催事業+各団体の事業・活動)(注8)が予定されている。

実施状況は各公民館(各小学校区)でかなり異なり、地区運動会・文化祭等の中止を決定した公民館(校区)もあれば、3年ぶりの文化祭の開催を決定したところもあるのが現状である。コロナウイルス感染症は高齢者の重症化が知られており、各地区の状況(高齢化率等)に合わせた活動が行われていることが推察される。

各公民館で実施(企画)されている内容は、大きく高齢者向けと子育て支援にわかれる。高齢者向けには教養講座(歴史講座が人気)、健康を意識したからだを動かす講座や介護食などの講座、文化・実学(相続・終活の話、干支づくり、パンづくり、みそづくり)などが開催されている。

子育て支援は定期的(週1回程度)な子育て講座(教室)で、絵本の読み聞かせや親子体操などが行われている。基本は仲間づくりを行うことで母親の孤立を防ぐことを目的としたものである。(カフェなどの名称も多い)。そのほか中高生へ自習室を開放している公民館も見受けられる。これは、若い世代の多くが、小学校卒業を境に公民館から足が遠のいてしまうという現状があり、次世代の公民館活動の担い手の育成を目的とした開放である。

福岡市の目標のひとつである「さまざまな支えあいができる」を実現するための場としての公民館の活動が行われていることがわかる。



資料1 大池公民館だより (令和元年10月)

(令和4年10月)

表2 2022年(令和4年)10月 公民館での主な活動(公民館だよりより作成)

公民館名	主 催 事 業 ・ 共 催 事 業 ほ か	
大池公民館	さくら教室 みんなでたのしむハーモニカ演奏 もやい教室 来年の干支を自分で手作りしよう すこやかハイハイ教室 絵本の読み聞かせほか	はつらつ教室 健康寿命を延ばそう！ ～お口の健康・運動編～ サロンあじさい パンづくり
大楠公民館	子育てサロン のびのび子育てサークル やさしい介護職	ふれあいサロン(ほのほの倶楽部) (社協) 地域カフェ(ふれあいカフェ)
日佐公民館	めばえちゃん集合！～乳幼児の親子交流の場です～ スマホ教室⑥～入門編～ 茶の湯体験	仮装 de モルック ふれあいサロン、おさっこサロン、おさカフェ (社会福祉協議会) 公民館で遊ぼう (青少年育成連合会)
柏原公民館	サークル発表会 いのちのコンサート 人権問題学習講座 基礎から学ぶ相続対策“相続”と“争族”のはなし	歴史講座 柏原の弥生時代(福岡大学連携事業) あそびにおいて(フリースペース、くれよん) おもちゃ病院
塩原公民館	しおばるまつり&公民館文化祭 ふれあいサロン絆 フラダンスを楽しもう レコードで学ぶ昭和とその芸能文化 しおばる・しみず散歩5 秋だ！歩こ歩こしおばる	わくわく子育てブックパール ～親子で絵本の楽しさを～ 育児サロンきらきらっ子 三世代交流 塩原のおばあちゃんに教わるおいしいみそづくり
高木公民館	高木校区文化祭 コスモス学級「ながら防犯講座」	高木スマイルカフェ「さげもん作り」⑥ みんな集まれ「低学年レクレーション」
玉川公民館	二胡ニコ体操 玉川シニアミーティング	ふれあいサロン、たまびよサロン(社会福祉協議会)
筑紫丘公民館	文化祭説明会 スキルアップ講座「干支づくり」 お料理キッズ PART3 かおりの料理塾～旬を覚えよう！栗ごはん～	びよんびよんカフェ 「入学前に知っておきたい整理整頓術」 子育てサロン「ひよっこ広場」 びよんびよんクラブ「ハロウィンを楽しもう」
鶴田公民館	児童館“あいくる”がやって来る 「終活」いろは モルックをやってみよう	ふれあいクラブ、子育てサロン“つるっこ”、ぶくっこ
長丘公民館	公民館文化祭(11月開催 申し込みについて) 長丘フェスティバルここのす祭り すくすく倶楽部親子で遊ぼう！出張あいくる 親子で楽しくパネルシアター グラウンドゴルフ交流会	ふれあいサロン、長丘びよびよサロン (社会福祉協議会) にこにこ広場 防災講演会 *中学生向けバスタボー大会中止
長住公民館	『珈琲講座～おいしい入れ方とは～』 『年賀状を手書きしてみよう！』 ながずみこどもひろば『カプラで遊ぼう』	キッチンにおいてよ《子育てサロン》 キラ☆キラ de Gate ～音で遊びましょう♪ にこにこベビークラブ
西高宮公民館	高の宮学園(高齢者教室) 防災講座 よかトレ	
西長住公民館	自転車講習会 西長住校区防災講座 悠々大学《健康講座》運動指導編	ふれあいサロン、にしながずみランド (社会福祉協議会)
西花畑公民館	第8回西花畑校区灯明まつり 子育てサロン『さくらっこひろば』2回開催	シニア教室 わくわく体験広場
野多目公民館	令和時代の二つの「そうぞく」 マイエンザを作ろう たんぼば広場 あんしん年金講座	来てみんしゃい 歴史講座 ヨーガ教室
花畑公民館	第14回花畑ふれあいまつり 花畑ふれあい広場「プリティ ハロウィン」 よりあい塾花畑「いきいき楽しい健康づくり」	花っ子クラブ「HAPPY HALLOWEEN」 子育てサロンバンビ(2回開催)

公民館名	主催事業・共催事業ほか	
東花畑公民館	ちびっこひろば 二胡ニコ体操 みんなのこどもべや よかトレ	カルチャー学園 公民館スマホ塾 子育てサロン♪ドレミ
東若久公民館	東若久文化祭(作品展示のみ) 子育てひろば スタンパード読み聞かせ講座	カフェ・ド・パピヨン『かぎ針編み物教室』 東若久カレッジ
三宅公民館	虹学級(高齢者教室)バスハイク 魅力学園パートⅣ(2回開催) 乳幼児ふれあい学級 親子リズム体操「楽しく遊びましょう」	わくわく教室 ネイチャーゲーム 子育てサロンひだまり
宮竹公民館	新生大学(7回開催) 教養講座～ぬり絵教室～ すくすく!みやたけっ子!～ミニミニ運動会～	さわやか健康スポーツ みやたけ健康ウォーキング
弥永公民館	文化祭(11月開催) コースター作り教室 弥永中央公園に花の苗を植えよう!	校区防災訓練☆いざという時のために☆ 耳ヨガ教室 ぼんぼサロン(芋ほり)
弥永西公民館	ほほえみ学級(高齢者教室) 『睡眠と健康の知恵袋講座』	地域スポーツ事業『ターゲットゴルフ』 ファミリー講座『ハッピー♪ハロウィン』
横手公民館	横手校区運動会 人物歴史講座 よこの手広場 3回目の成人を祝うつどい よこの手広場	令和4年度人権講演会「中村哲がつくる平和」 ステップアップルーム(高校生対象 自習室開放)
老司公民館	老司まつり 第4回老司っ子広場「人形劇を見よう!」	第3回かがやき広場「パパちゃんのジジ放談」
若久公民館	サークル文化祭・シニア文化祭 人尊協コンサート プレイバック!国語・算数・理科・社会	知りたい!〇〇(介護の話) サロン“いずみ”歴史講座 (社会福祉協議会)

5. 南市民センター(南区生涯学習課主催事業)

市民センターは「市民の教育、文化の振興を図り、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域連携の意識の高揚に資すること」(注9)を目的として設置された施設である。南市民センターでは南区生涯学習推進課および、管理運営団体が市民に向けてのさまざまな事業を行っている。生涯学習推進課主催事業の主なものは人権啓発事業、公民館人権啓発支援事業、人権尊重推進協議会支援事業、PTA支援事業等、子育て支援事業、高齢者対応事業、人材育成事業という7つの柱に沿った各種研修・交流会等である。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で多くの研修会や交流会が中止となったが、オンライン配信という新しい試みも行われた(オンラインによる配信とその後の1～2週間程度の動画配信)。この形式は令和4年度においても続けられている。対象が幅広い年齢層の場合、時間と場所を選ばない(配信期間の制約はあるが)録画配信は多くの人の参加を可能にしている(2022年6月開催の人権講座では、会場での参加177名、ライブ配信76名、翌日より2週間の録画配信101人という結果が報告されている。)(注10)。

また、高齢者対応事業「セカンドライフセミナー」として対面(超初級編)とオンライン(基本操作+応用編、上級編)で行われた「シニアのためのZoom実践講座」には各回70名を超える参加があり、オンラインに対する興味が高いことがうかがえる(注10)。

6. 本学における公開講座

本学では地域住民対象の地域公開講座を平成18年より実施してきた。当初は年間1,000人を超える受講希望者があり、その中でも特にパソコンの基本操作を学ぶパソコン講座(Word・Excelなど)の人気が高かつ

た。本学の資源（シーズ）のひとつである充実した実習室（パソコン室）を利用したものであったが、この講座が人気であった理由は

- ・パソコンの家庭への普及の時期と重なった
- ・Word・Excelといったパソコンの基本的な操作を自宅近くで気軽に学べる
- ・短大が行う公開講座であるという安心感を与えた

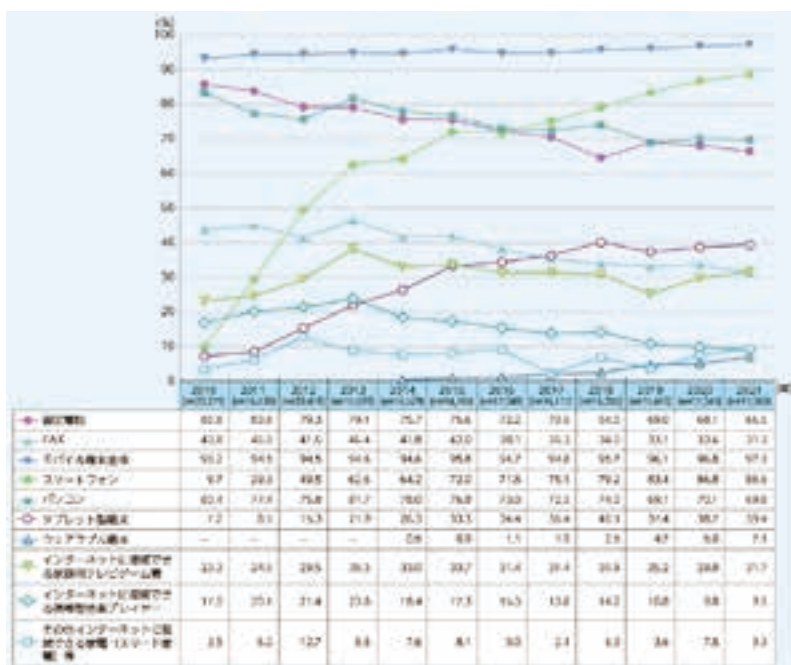
などによるところが大きいと考える。

しかし残念ながらその後、パソコン講座の受講希望者は徐々に減少した。情報通信白書（注11）によるとパソコンの普及率は2009年には87.5%の世帯に上ったが、2021年には69.8%まで落ちている。それに代わり、2010年に9.7%であったスマートフォン普及率は2021年には88.6%まで上がっていることがわかる。パソコンに代わってスマートフォンの普及が加速しており、パソコン講座の需要は時代とともに少なくなっていくと考えられる。（令和4年10月の公民館だよりによると2公民館でスマホ教室が開催されている。）

パソコン講座の他、被服や干支づくりなどの講座も開催していたが、年に1度開催していた文化講座（沖縄講座）以外は徐々に受講者が減少していった。これは、地域の高齢化が進んだことが理由の一つであると推察される。

現在本学では南区が行っている「南区出前講座（大学版）」への講座提供や「南区こども大学」の開催を通して地域貢献としての公開講座を行っている。令和4年度は出前講座（大学版）に10講座を提供し、南区こども大学では4講座を開講した。表3は過去5年間の南区出前講座（大学版）の開催実績である。出前講座（大学版）は団体（公民館、育成会、保護者会等）からの申し込みを受け、スケジュールの調整等を行い講師が出向く形の公開講座である（注12）。そのために申し込みはあっても担当者の業務（授業・出張等）の関係で実施できない場合もあることが難点である。

しかし、南区出前講座（大学版）への申し込みは子育て世代から高齢者まで幅広い世代の団体から行なわれており、こちらから出向いて、地域の実情把握や要望などの聞き取りができるなどの利点があり、実施する意味は大きいと考える。



(資料2) 令和4年 情報通信機器の保有状況(注11)

表3 南区出前講座(大学版)実施状況

	提供講座	申し込み	実施数	備考
2018年度	20	18	18	
2019年度	16	20	15	5件は日程調整ができなかった
2020年度	22	—	—	中止
2021年度	14	5	5	コロナウイルス感染症のため公民館閉館の時期あり
2022年度	10	8	7	11月30日現在

7. 今後の公開講座について

①対象 子どもと高齢者

南区では65歳以上の割合が25%以上という校区が半数近く(25校区中12校区)である状況を考慮すると65歳以上に向けた講座の企画は必要である。しかし、それだけではなく、南区こども大学や南市民センターでのイベントの申し込み状況を見ると、子どもを対象にした講座や子育て中の親子講座への要望も多いことがわかる(注13)。

②内容

公民館単位では講義形式のもの(歴史講座)も開催されているが、演習も多く望まれている(注14)。

また令和4年度の南区出前講座について、窓口である南区企画振興課より「子どもを対象とした講座」の要望が地域より伝えられた。これに対して「透ける紙のペーパークラフト」(注15)を提供したところ、公民館・留守家庭子ども会・地域の子ども会等から複数件の申し込みがあっている。高齢者や子育て世代以外を対象とした講座の要望への対応も必要であると考え。

③実施方法

オンライン・オンデマンド(動画配信)での講座の開催。対象が幅広い年齢層の場合には期間限定での動画配信など、今後視野に入れていく必要があると考えるが、本学の強みである実学の講座(演習系)の場合には工夫が必要となってくる。

一方高齢者や子供向けの講座では対面での開催が望まれていることも多く、南区出前講座(大学版)を通して各公民館や団体へ出向くことは、地域貢献の形の一つであると考え。特に高齢者の多い校区の住民にとっては徒歩圏内で気軽に参加できること、さらに福岡市がかかげる公民館を「地域の支えあいができる」場所にするための公民館や校区の各種団体への貢献になると考える。

これらを踏まえて今後の公開講座について地域の現状を理解しつつ企画・実施を行っていききたい。

(注1) 福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画 区のまちづくりの目標(2017年)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/fukuokashikihonkosokihonkeikaku/kihonkonsoukihonkeikaku9.html>

(注2) 福岡市登録人口(行政区別)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/jinkou/tourokujinkou/TourokuJinko_kubetsu.html

(注3) 南区の各校区データ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/kakukunokoukude-tasyuu/minami.html> より引用

- (注4) 第9次福岡市基本計画において福岡市では8つの目標を定めている。そのうち目標2では、「さまざまな支えあいとつながりができている」において公民館などを活用した活動の場づくりを施策として挙げている。具体的には公民館の利用率を上げることを目標にしている。
- (注5) ライフプランニング総合学科では地域の避難訓練への留学生の参加や、地域と連携した清掃活動などを行ってきたが、行事そのものが中止、あるいは規模を縮小して行うために本学学生の参加を見送るなどしている。
- (注6) 公民館だより(福岡市南区ホームページ)
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/minami/mi-miryoku-event/kouminnkannkoukunozyouhou.html>
- (注7) 令和4年10月の公民館だよりの約3分の1のスペースを割いて福岡市社会福祉協議会からのお知らせを掲載している。これとは別に校区内で活動しているサークルの紹介(館外活動含む)がある。
- (注8) 各校区には自治協議会のほか、校区単位の社会福祉協議会、男女共同参画協議会、健康推進連合会(健康づくり協議会)などが存在し、さまざまな活動を行っている。
- (注9) 福岡市立市民センター条例(昭和52年4月1日 条例第49号)
- (注10) 令和4年度第1回南市民センター運営審議会資料による。
- (注11) 令和4年情報通信白書
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/nd238110.html#:~:text=%E3%82%A2%20%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%80%9A%E4%BF%A1%E6%A9%9F%E5%99%A8%E3%81%AE,8%2D1%2D1%EF%BC%89%E3%80%82>
- (注12) 南区出前講座(大学版) 南区総務部企画振興課が申し込み窓口となり、日程調整等を行っている。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/minamiku/k-shinko/shisei/015.html>
- (注13) 令和3年度の南区こども大学は企画された20講座のうち13講座がコロナウイルス感染症流行のために中止となったが、300名を超える参加者があった。本学のこども大学でも毎年多くの申し込みがあり、すべての講座で抽選を行っている状況である。
- (注14) 令和4年度に申し込みがあった本学の南区出前講座(大学版)はすべて演習講座(手作り等)であった。受講人数を制限し、十分な換気といった対策を取りながら実施されている。
- (注15) 対象を「小学生」と限定した講座であったが、成人(障がい者)の団体からの申し込みもあり、対象の記載については検討が必要と考える。

店舗の改装や除却に関する会計処理

－ アパレル小売業を想定して －

Accounting for Store Renovation and Loss on Disposal of Fixed Assets – Assuming Apparel Retailing –

青 柳 薫 子

Kaoruko AOYAGI

ライフプランニング総合学科 教授

1. はじめに
2. 店舗の改装（リフォーム・修理）、除却、店舗の閉店についての会計
 - (1) 店舗の改装・修理
 - (2) 除却
 - (3) 閉店
3. 引当金について
 - (1) 我が国の引当金の会計基準
 - (2) 国際会計基準第37号
4. 国際会計基準における引当金と日本基準における引当金の検討
5. むすび

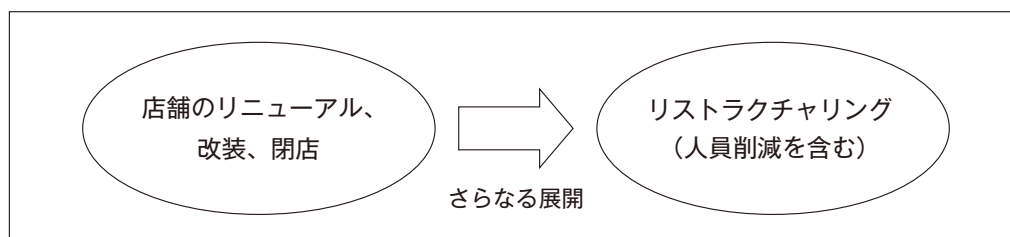
1. はじめに

小売業経営においては、店舗の改装、有形固定資産の除却を行うことがある。このような現象は、アパレル企業に限ったことではないが、他の業種と比較すると、アパレルおよびファッション関連企業における販売の側面において、店舗の改装やリニューアルはしばしば行われる傾向にあると思われる。スクラップアンドビルドの一例として、店舗の出店や改装、撤退などの企業活動、また、さらなる展開としてリストラクチャリング（事業の再構築）という企業活動は、企業の中長期的な視点に立った改善であり、企業の存続のために必要な活動といえる。また、除却や店舗の閉店のような活動は、企業のリストラクチャリングの活動の中に含まれることもある。

国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(International Accounting Standard 37：以下、IAS37と称する。)では、リストラクチャリングに関する引当金について、非金融負債が負債の定義を満たしたときのみ認識される(企業会計基準[2009]第42項)とみられている。リストラクチャリング引当金は、国際会計基準においては設定されており、我が国では、2009(平成21)年「引当金に関する論点の整理」において引当金が検討されてきた。

本稿では、店舗の改装、修理、除却、店舗の閉店についての我が国における会計処理を説明し、さらにIAS37における引当金およびリストラクチャリング引当金について考察し、将来発生する費用に対応する会計処理について考える。

図1 企業のスクラップアンドビルド



2. 店舗の改装(リフォーム・修理)、除却、店舗の閉店についての会計

(1) 店舗の改装・修理

店舗の改装や修理は、企業の営業活動を継続するために必要な活動である。店舗の改装については、主に改築(リフォーム)と修繕の2つのパターンがある。企業は、現行使用している固定資産を、継続して使用するために固定資産への追加支出を行う場合がある。この場合の、当該資産(建物や備品)の金額を増額させる。このような会計処理を資本的支出という。他方、窓や備品の修理など「元に戻す」ための費用は原状回復のための支出であり、修繕のための支出である。修繕のための支出は修繕費として支出額は費用として計上する。このような支出を収益的支出という。また、修繕費については、次期に発生する修繕を見越して、前期末に修繕引当金を設定することがある。資本的支出の場合は、会計上の固定資産を、建物や備品の価額を増加させる。資本的支出によって、有形固定資産の耐用年数は延長がなされるため、このような会計処理は当該資産をバージョンアップさせるために支出する金額と捉えることができる。

図2 改装と修繕の仕訳例

仕訳1：店舗の改装を行った。改装に係った¥1,000,000円は、月末に支払う。				
(借) 建	物(店舗を含む)	1,000,000	(貸) 未 払 金	1,000,000
仕訳2：窓ガラスが破損したので、¥30,000円を普通預金口座から支出した。修繕引当金 ¥10,000円がある。				
(借) 修繕引当金		10,000	(貸) 普通 預 金	30,000
	修 繕 費	20,000		

(2) 除却

固定資産の除却とは、使用しなくなった機械や備品などの固定資産を、解体・撤去し、その固定資産を帳簿から外すこと(あずさ監査法人 [2019] 163頁)と説明される。例えば、ある備品はまだ使用できるが、古くなったため使用しなくなることをいう。使わなくなった備品を売却予定として保管すれば、その帳簿価額は「貯蔵品」として計上する。

また、固定資産の撤去には、多額の費用が発生するため、すぐには撤去処理を実施しない場合には有姿除却処理が行われることがある(あずさ監査法人 [2019] 163頁)。さらに、会計実務では固定資産登録時には、個別に固定資産を固定資産登録をしている会社もあれば、複数の構成部位に分けず一体として機能する単位で固定資産登録をする会社もあり、固定資産登録時に、取替や撤去時の処理も視野に入れ、除却資産の帳簿価額を把握しやすい単位で登録するよう社内で設定することが望ましい(あずさ監査法人 [2019] 163頁)とされる。

ここで重要なことは、日本基準では、小売業においては、固定資産除却損は、一般的に「特別損失」に計上されることになるが、小売業では、これを「営業外費用」として計上する企業と、「特別損失」として

処理することもできる(あずさ監査法人 [2019] 163頁)という点である。すなわち、小売業においては、リニューアルが頻繁であるため、除却を経常的に発生するものとして捉え、「営業外費用」として計上する会社も存在する(あずさ監査法人 [2019] 165頁)。小売業における店舗の改装、固定資産の除却、店舗の閉店を、頻繁に発生することをスクラップアンドビルドと捉え、除却損を「営業外費用」として経常損益として認識することとなり、小売業の実情に即した会計処理が選択できるといえるだろう。実際には、イオン株式会社の有価証券報告書では、固定資産除却損の内容は、建物及び構築物、器具及び備品などが計上されており、2021年3月1日から2022年2月28日までの有価証券報告書では、24億3900万円を「特別損失」に計上しているⁱ。またIFRSを採用している(株)ファーストリテイリングは、2021年9月1日から2022年5月31日までの四半期決算書において、固定資産除却損を「その他の費用」として9億円計上しているⁱⁱ。

図3 固定資産除却損の仕訳例

古くなった備品 ¥100,000円を除却した。除却時の減価償却累計額は ¥80,000円 (間接法)。 備品は貯蔵品 ¥10,000円として保管する。			
備品減価償却累計額	80,000	備 品	100,000
貯 蔵 品	10,000		
固定資産除却損	10,000		

さらに、決算期末前後で店舗や備品の除却の意思決定を行った場合に、「除却損失引当金」の計上など、会社の方針に基づいて決定されるのが実状である(あずさ監査法人 [2019] 164頁)ということである。よって、あらかじめ引当金として設定することも可能ということである。すなわち、我が国では、将来の固定資産の除却に伴い発生する費用または損失を「引当金」として会計処理することは、一般に行われない(あずさ監査法人 [2019] 165頁)。しかし、経営者が年度末前後に除却することを意思決定すれば、あらかじめ引当金を設定することも可能となるのである。

(3) 閉店

小売業では老朽化した店舗や不採算の店舗を、改装やリニューアルによって継続する場合もあれば、店舗を閉店する場合もある。改装やリニューアルの効果が十分に見込まれない場合は、当該店舗を閉鎖し、当該商圏から完全撤退するか、当該商圏内に新店舗を出店することとなる(あずさ監査法人 [2019] 185頁)。また、店舗所有者の都合で閉店を余儀なくされることもあるが、所有者(オーナー)から補償金が出されることもある(あずさ監査法人 [2019] 185-186頁)。

店舗閉店に係る費用の例

- ・ 固定資産除却損
- ・ 撤去費用
- ・ 原状回復費用
- ・ 賃貸借契約解約違約金
- ・ 撤退補償金
- 等

(引用：あずさ監査法人 [2019] 186頁)

店舗閉店に発生する費用は、「店舗閉鎖損失」という勘定科目で処理される場合と「店舗閉鎖損失引当金」を計上する場合がある(あずさ監査法人 [2019] 187頁)。実務では、イオン株式会社が、2022年2月期決算時、店舗閉鎖損失引当金を流動負債に49億1,200万円、固定負債に29億2,100を計上しているⁱⁱⁱが見られる。

図4 店舗閉鎖損失引当金の仕訳例

来年度のA店閉店を予定しており、賃貸契約の途中解約金の違約金等が発生することが判明したため、期末に¥1,000,000円店舗閉鎖損失引当金を計上した。			
(借) 店舗閉鎖損失引当金繰入	1,000,000	(貸) 店舗閉鎖損失引当金	1,000,000

3. 引当金について

(1) 我が国の引当金の会計基準

我が国の引当金の基準は、企業会計基準審議会 [1982] 企業会計原則注解18において、以下のように説明されている。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部の記載するものとする。」

我が国における引当金には、貸倒引当金のような資産の減価項目である評価性引当金と負債性引当金とがある。負債性引当金の具体例としては、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金等が挙げられる。この中で、修繕引当金や特別修繕引当金、債務保証損失引当金は、法的債務性はないとみなされる(上野 [2013] 164頁)。よって、我が国の引当金の会計基準の特徴は、評価性引当金と負債性引当金、さらに負債性引当金には、法的債務性を有する引当金と法的債務性を有しない引当金が含まれている^{iv}点の特徴である。

また、我が国における引当金の設定の目的は2点挙げられる。1つは当期の収益に対応する費用を計上することによって、適正な期間損益計算を行うためであり、もう1つは決算時における資産および負債を正しく評価し、企業の財政状態を適正に表す貸借対照表を作成するため、(上野 [2013] 163頁)である。前者は費用収益の発生を正確にとらえ、当期純損益の計上を重視する収益費用観に基づく会計処理であり、後者は、当該時点での資産、負債、純資産である財政状態の開示を重視する資産負債観に基づく会計処理といえるだろう。

2009(平成21)年9月、企業会計基準委員会では、引当金の会計基準について検討がなされている。「引当金に関する論点の整理」(以下、論点整理と称する。)では、企業会計原則注解18に挙げられている引当金の他に、役員退職慰労引当金、リストラクチャリング引当金(構造改善引当金等)、ポイント引当金などの計上事例がみられ(企業会計基準委員会 [2009] 第9項)とあり、リストラクチャリング引当金についての言及もある。論点整理では、リストラクチャリング引当金は、IAS37「引当金、偶発負債及び偶発資産」とのコンバージェンスの観点から取り上げられている。IAS37では、リストラクチャリング費用に関する非金融負債は、負債の定義を満たしたときのみ認識される(企業会計基準委員会 [2009] 第42項)。また、「……我が国においては、「構造改革費用」等様々な名称でリストラクチャリング関連の引当金が実務上計上されているが、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、上記のガイダンスを参考に、企業の現在の債務を負ったと認められた時点でリストラクチャリングに係る引当金を計上していくことになるものと考えられる。」(企業会計基準委員会 [2009] 第42項)と説明されている。このことから、IAS37における引当金の定義は、負債性、債務性を有することが前提となるとみられ、論点整理では、我が国における引当金の定義の相違について検討していると思われる。

(2) 国際会計基準第37号

IAS37では、引当金は「時期又は金額が不確実な負債」と定義されている (IASB [2001] para.10)。引当金とは、将来に発生すると予定されている義務の発生に備えて、資金を負債に計上することである。また、引当金は次の場合に認識しなければならない。

- (a) 企業が過去の事象の結果としての現在の義務 (法的又は推定的) を有しており、
- (b) 当該義務を決済するために経済的便益を有する資産の流出が必要となる可能性が高く、
- (c) 当該義務の金額について信頼性のある見積もりができる場合

以上の条件が満たされない場合には、引当金を認識してはならない。(IASB [2001] para.14)

上記は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : 以下、IFRS と称する。) における引当金の認識基準である。第10項では、引当金の設定については、時期や金額が不確実な支出要素である、法的義務および推定的義務が定義されている。法的義務とは、契約、法律の制定、法律その他の運用と説明されており、推定的債務は、確立されている過去の実務慣行、公表されている方針又は十分に具体的な最近の声明によって、企業が外部者に対しある責務を受諾することを表明しており、その結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部の側に生じさせている (IASB [2001] para.10) 事象と説明される。推定的義務については、例えば、不満のある顧客に返金することがその企業の営業方針として広く認知されていることや、環境汚染をすれば法的義務に関係なく、原状回復のために浄化作業を行うことを公表していること (松本 [2010] 262頁) などが説明される。このようにIFRSでは引当金の認識要件は法的義務あるいは推定的義務でなければならない、負債でなければ引当金として認識されないことになる。

また、リストラクチャリング引当金についても明確な定義がある。リストラクチャリングとは、経営者が立案し統制している計画であって、(a) 企業が従事する事業の範囲、(b) 事業を運営する方法を大きく変更するものである (IASB [2001] para.10)。具体的には、(a) 一事業部門の売却又は撤退、(b) 国あるいは地域における事業の閉鎖、またはある国あるいは地域から他の地域への事業の移動、(c) 経営管理構造の編成 (例えば管理階層の削減)、(d) 企業の事業運営の性格と重点に重要な影響を及ぼす根本的な再構成 (IASB [2001] para.70) が挙げられている。

さらに、リストラクチャリングにおいて発生する推定的義務とは、次の (a) (b) の両方に該当する場合に発生する。(IASB [2001] para.72)

- (a) リストラクチャリングについて、以下の公式計画がある。
 - (i) 関係する事業又は事業の一部
 - (ii) 影響を受ける主たる事業所
 - (iii) 雇用契約終結により補償を受ける従業員の勤務地、職種およびその概数
 - (iv) 負担する支出
 - (v) 計画が実施される時期
- (b) 企業がリストラクチャリングを実行する時期を、その影響を受ける人々に事前に、開始時期や実施内容について事前に告知していること。

上記の内容を事前に実施していれば、法的義務でなくても、推定的義務とみなされ、引当金を計上することとなる。例えば、IAS37の第76項では、推定的債務は、経営者の意思決定のみではなく、解雇給付金の支払いについて従業員代表者との交渉や、事業の売却相手との交渉が、事前に会社期間で承認されていて、伝達 (告知) されているなど、一度承認を得ていれば、推定的義務とみなされる。

また、リストラクチャリングに伴う事業の売却は、企業が売却されるまでは、すなわち、法的拘束力のある売却契約が締結されるまで、義務は存在しない (IASB [2001] para.78)。よって、現在の義務は売却が正式に行われる契約でもって負債とみなされる。さらに、リストラクチャリングに係る費用は、リストラクチャリングから直接発生するものでなければならない。つまり、(a) リストラクチャリング費用は、

必然的に発生する費用であり、(b) 営業活動には関係がない費用である (IASB [2001] para.80)。例えば、アパレル小売におけるスクラップアンドビルドも、出店は撤退が頻発する場合には、これらをリストラクチャリングと捉え、経営者が、リストラクチャリングを予定していることを事前に企業内外に向けて、具体的に公表していれば、リストラクチャリング引当金を計上し、次期の費用の支出に対応することもできるだろう。

図5 IFRSと日本基準その相違点

項目	IFRS	日本基準
引当金の認識要件	現在の債務(法的または推定的)であることが要求されている。	修繕引当金のような債務性のないものも含まれる。
リストラクチャリングなどの特別なケース	リストラクチャリングや不利な契約など、特別なケースについての定めがない。	引当金としての規定はない。

(引用文献：加納・吉良 [2018] 158頁)

4. 国際会計基準における引当金と日本基準における引当金の検討

これまでの議論から、我が国の企業会計原則注解18では負債ではない引当金が存在するが、IAS37では、義務および推定的義務が引当金の設定条件となる。3での議論から分かるように、企業会計原則、注解18では、引当金は将来の特定の費用または損失であって、その発生原因が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に掲載するものとする(企業会計基準審議会 [1982] 企業会計原則 注解18)と定義されている。我が国における引当金は、負債性引当金と評価性引当金があるが、評価性引当金には、貸倒引当金があり、金銭債権の未回収額を実積率に基づき、資産のマイナス額として計上する。評価性引当金は負債ではなく、資産のマイナス項目としての会計要素である。また、負債性引当金には、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金等がある。これらのうち、負債性引当金であっても、修繕引当金と特別修繕引当金については、「IAS第37号設例では、修繕や取替は不要(将来において自らの行動により回避することができるから)であることから、法的に修繕が要求されたとしても、負債には該当しないという点から、これらは負債には該当しないとみられている。」(秋葉 [2022] 192-193頁)という見解からもわかるように、負債とはみなされない。一般的に負債の定義は、「過去の取引または事象の結果として、企業が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務などをいう。」(片山他 [2020] 16頁)と説明される。よって、修繕引当金と特別修繕引当金は負債の定義を満たさないと考えられる。

また、IAS37は、リストラクチャリング(非継続事業を含む)に対する引当金に適用される (IASB [2001] para.9)。IAS37では、リストラクチャリング引当金についての規定があるが、日本基準では、リストラクチャリングについての明確な規定はなく、固定資産の改装や除却、閉店に関連する費用及び損失の計上と引当金の計上によって、リストラクチャリングに関する会計処理が行われているように見受けられる。具体的には、リストラクチャリング引当金(構造改善引当金)、除却損失引当金、店舗閉鎖損失引当金などが計上されることで実務がなされてきた。

このような背景には、日本における伝統的な会計観と国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)(以下、IFRSと称する。)における会計観との相違があるとされている。我が国の引当金会計においては、ある特定の将来の発生費用に備えて「引当金」を計上し、費用の計上金額を抑えてきたという側面と、発生主義の観点から、当期に発生したとされる費用については、当期に認識を行う理由、すなわち、従来の我が国における中心的な会計観は、収益・費用の因果関係を根拠として将来発生費用を計上する思考(松本 [2010] 259頁)の側面がある。すなわち、我が国の会計基準は、従来、費用収益観

に基づく会計処理を行ってきたとみられる。よって、企業会計原則注解18では、一期間に発生した収益と費用の正確な対応関係を重視するために、負債（支払い義務）の観点というよりも、費用の発生の認識として引当金が用いられているように推察される。よって、期間損益計算のための費用収益の対応のために負債ではない引当金の設定が見受けられてきたように思われる。貸倒引当金は評価性引当金であり、修繕引当金や特別修繕引当金は負債には該当しないとみなされている。すなわち、日本と国際基準の引当金に関する考え方の相違点は、日本基準は負債以外のものを引当金として認めている点である。

これに対して、IAS37における引当金の定義は、「時期又は金額が不確実な負債」とされている。そして引当金を設定する条件として、現在の義務および推定的義務であることが要求される。秋葉[2022]では、「国際基準は負債の観点から引当金を定義している」(187頁)とある。また、国際会計基準の基礎となる会計観である資産負債観では、負債の認識が引当金計上の直接の目的となる(松本[2010]257頁)と説明されており、IFRSでの引当金の計上は、企業における負債の情報を明確にし、財務諸表上に計上することが引当金を計上する目的となる。よってIFRSは、資産負債観を重視していると思われる。

また、松本[2010]では、「日本基準では、費用や損失の発生を誘発する原因事象の存在が、将来発生費用と当期に計上することが根拠とされているが、IFRSでは、債務発生事象の存在だけでなく、貸借対照表にすでに義務を負っていることが引当金の前提条件である」(262-263頁)と説明されている。これは、引当金が計上される貸借対照表の役割や機能にも関係していると思われる。資産負債観を重視する国際会計基準にとって、引当金は、貸倒れや企業が負っている何らかの義務を負債として認識するための手段であり、その結果生じる純資産の減少を費用として計上する(松本[2010]261-262頁)からとみなされている。

5. むすび

これまでの議論から、我が国では、店舗の改装、修繕、有形固定資産の除却、閉店の会計処理について、除却損等の費用の計上や、前期末に引当金を設定することで、将来の費用の発生に備えた会計実務が行われ、現状に対応してきた。また、固定資産除却損については、一般的に「特別損失」として計上するが、小売業では、「営業外損失」で計上することもできる。これは、小売業では、除却などが頻繁に行われることを示唆しており、業界の実務にそった会計処理が行われているといえる。

日本基準とIFRSの引当金の違いは、日本基準では引当金に負債（債務）のあるものと、負債には該当しない引当金の設定が見受けられるが、IFRSでは、引当金は現在の負債（債務）であることが前提として設定されることである。日本はこれまで、将来の発生費用に対応するため引当金を計上し、費用と収益を対応させ、次期の費用の発生に備えた。これは、収益・費用の因果関係を根拠として将来発生費用を計上する思考(松本[2010]259頁)が重視されてきた日本の伝統的な会計観に基づく理由からであったといえる。日本基準とIFRSにおける引当金に関する相違点は、日本基準は負債以外のものを引当金として認める点である。そして、国際基準は負債の観点から引当金を定義している(秋葉[2022]187頁)。

日本基準では、固定資産除却損や店舗閉鎖引当金などによって、店舗の改装、除却、閉店について、将来の費用に備えた対応をとってきた。また、国際会計基準でも、負債としての引当金を前提に、リストラクチャリング引当金についての明確な規定があった。これらの違いは、日本では伝統的に企業業績を正確に計算し期間損益の算出を重視する傾向に重点が置かれてきたことに対して、IFRSでは、企業の財政状態の情報開示に重点が置かれている点に起因すると思われる。

2015年国連総会で採択された、SDGs(持続可能な開発目標)に関しては、店舗の改装やリストラクチャリングリストラクチャリングとは直接関係ないかもしれないが、リストラクチャリングの本来の目的である事業の再構築としては、SDGsとも関連していると考えられるだろう。

環境問題を考える上で、資源の無駄を減らし、コスト削減を行う点は、SDGs(持続可能な開発目標)にも貢献することが考えられる。具体的には、店舗の撤退やリストラクチャリングは、企業経営をスリムにし、

経営の効率化を促進することとなるが、効率化だけではなく、店舗や工場の閉鎖が、環境に負荷を与えない、環境保全への貢献となるかを見極めることも重要である。また、環境問題や労働問題をどのように捉え、貢献した活動をどのように情報開示していくことも必要と思われる。例えば、女性や子ども労働者の雇用環境も重要視されている。SDGsに貢献することを視野に入れ、企業活動を情報開示の一環としてとして捉えることも、IFRSにおいても検討されるべき項目であり、重要であると思われる。

-
- i この点は、有価証券報告書(EDINET) イオン株式会社 第97期(令和3年3月1日~令和4年2月28日)E03061 [PDF] 91/219頁を参照している。
 - ii この点は、有価証券報告書(EDINET) (株)ファーストリテイリング 四半期決算書第61期第三四半期(令和4年3月1日~令和4年5月31日)E03217 [PDF] 31/39頁を参照している。
 - iii この点は、有価証券報告書(EDINET) イオン株式会社 第97期(令和3年3月1日~令和4年2月28日)E03061 [PDF] 88/219頁を参照している。
 - iv この点については、上野 [2013] 164-165頁を参照している。

参考文献

- IASB [2001] International Accounting Standard 37, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets.
- IASB [2003] International Accounting Standard 16, Property, Plant and Equipment.
- 秋葉賢一 [2022]『エッセンシャルIFRS 第7版』中央経済社。
- あずさ監査法人 [2019]『業種別アカウンティング・シリーズ6 小売業の会計実務 第2版』中央経済社。
- 上野清貴 [2013]『財務会計の基礎 第3版』中央経済社。
- 片山覺・山内暁、高久隆太、井出健治郎、成岡浩一、根岸亮平著 [2020]『入門会計学 改訂版 決算書が読めるようになるエッセンス』実教出版。
- 加納慶太・吉良友人 [2018] 平松一夫監修『IFRS 国際会計基準の基礎 第5版』中央経済社。
- 企業会計基準審議会 [1982]「企業会計原則注解18」『新版 会計法規集<第3版>』。
- 企業会計基準委員会 [2009] 平成21年9月8日 論点整理「引当金についての論点の整理」。
- 新日本有限責任監査法人 [2011]『業界別会計シリーズ 小売業』第一法規。
- トーマツ コンシューマービジネスインダストリーグループ [2017]『Q&A 業種別会計実務小売』中央経済社。
- 松本敏文 [2010]「第11章 負債」『財務会計論 I 基本論点<第4版>』中央経済社。
- 明治大学商学部編 [2017]『ザ・ファッション・ビジネス—進化する商品企画、店頭展開、ブランド戦略—』同文館出版。
- 有価証券報告書(EDINET) イオン株式会社 第97期(令和3年3月1日~令和4年2月28日)E03061。(download (edinet-fsa.go.jp) (2022.11.21閲覧))。
- 有価証券報告書(EDINET) (株)ファーストリテイリング 四半期決算書第61期第三四半期(令和4年3月1日~令和4年5月31日)E03217。(download (edinet-fsa.go.jp) (2022.11.21閲覧))。

保育における子どもの人権研究

－ 子どもの意見表明権に注目して －

The Rights of the Child at Early Childhood Education

溝 田 めぐみ

Megumi MIZOTA

保育学科准教授

キーワード：子どもの権利条約 子どもの人権 子どもの意見表明権 子ども主体

1. はじめに
2. 子どもの権利条約と子どもの意見表明権
3. 子どもの権利条約批准当時の日本の状況
4. 子どもの権利条約批准から約30年が経過した日本の状況
5. 子どもの意見表明権と子ども主体との関連
6. 海外の保育における子どもの意見表明権の状況
7. 日本の保育における子どもの意見表明権浸透の方途

1. はじめに

本稿の目的は、保育における「子どもの意見表明権」を保障する方法を検討することである。

「子どもの権利条約」が1989年に国連総会で採択され、日本では5年遅れて1994年に批准された。それから約30年が経過したが、日本でこの条約の中でも子どもの意見表明権がどの程度実行され根付いてきているのだろうかという点において筆者は危惧を抱いている。日本は、子どもの権利条約の中の最も先進的な部分である子どもの意見表明権については、国連の子どもの権利委員会によって、日本の大人たちの子どもに対する『伝統的な見解』のためにこれを受容することができないでいるとの評価を下され続けている。そこで本稿では子どもの権利条約の中でも子どもの意見表明権に焦点を当ててその現状と現在行われている議論を概観し、保育の中に浸透する方法を検討したい。

2. 子どもの権利条約と子どもの意見表明権

フランス革命の「人権宣言」で一般男性に対する人権概念が生まれてから、人類は徐々に王族・貴族以外にもその人権を適用する範囲を広げてきた。子どもの人権に関する事項では1959年の子どもの権利宣言、1979年の国際子ども年の制定、そして1989年の子どもの権利条約に繋がっていく。先述の通り、日本は子どもの権利条約制定から5年も経って批准したが、その理由として汐見ら(2021)は「日本には、子どもに権利などを与えるとわがままになる。子どもには権利ではなく義務を与えるべきだという思想、考え方が強かったから」と述べている。

ユニセフは子どもの権利条約の内容を大きく分けると次のような4つに分類している。

- 1 生きる権利：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- 2 育つ権利：勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

- 3 守られる権利：紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 4 参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

今回焦点を当てる第十二条「子どもの意見表明権」は上記の「4参加する権利」に分類される権利である。1～3の生きる権利、育つ権利、守られる権利は西欧では近代家族の形成以降徐々に広まっていった権利(子ども観)であるが、4の参加する権利は1989年に子どもの権利条約が制定される際新たに議論された新しい権利(子ども観)である。それだけを考慮しても子どもの意見表明権は他の権利に比して世論の認識はまだまだ低い状況にあると考えることができる。

子どもの権利条約第12条

「(意見を表す権利) 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じてじゅうぶん考慮されなければなりません。」【日本ユニセフ協会抄訳】

後で詳細を述べるが、日本においても子どもの権利条約の批准以降、子どもの参加する権利は注目を集めているが、園での不適切な関わりなど、分類の「3守られる権利」を侵害する保育者のニュースは目にするし、論文等でも明らかで「4参加する権利」の定着までにはまだ時間がかかりそうな現状にあることは否定できない。もちろん、1～3の権利の保障を待って「4参加する権利」が定着するという順番があるわけではないが、「4参加する権利」は日本の保育界において最も認知度の低い権利であるという実感は恐らく筆者だけではないだろう。そして実は「4参加する権利」の中でも子どもの意見表明権は子ども主体と密接な関係にあると考える。つまり、子どもの意見表明権は保育の根幹に直結しているのである。

3. 子どもの権利条約批准当時の日本の状況

日本の「子どもの権利条約」の批准は世界で158番目であり、このことから明らかに出発が遅かったことが分かるがそれはなぜだろうか。まず批准当時の日本の「子どもの意見表明権」について、関連する資料を見ていきたい。子ども白書(2019)¹のインタビューで元文部科学事務次官の前川喜平氏は「伝統的に、文科省をはじめ、日本の学校は子どもを『権利者』としては見ていないですね。」と発言しており、囚監関係に見られるような特別な権力関係があれば、法の根柢なしに人権が制限できる「特別権力関係」という考え方がかつて学校にあったと言い切っている。もちろんあったのは「かつて」の日本の学校なのだが、「日本社会では今でも色濃く残っている考え方」だとも言う。それに対してインタビュアーの一人である森本扶氏は日本が「児童の権利に関する条約」を批准した際に文科省から出された通知「『児童の権利に関する条約』について」には「校則は(中略)学校の責任と判断において決定されるべきもの」と記されていたと付け加えた。つまり児童の権利に関する条約を日本が批准しても校則の作成・変更に関わる余地はないと予め釘を刺した形であり、これは、国が批准した国際条約を真っ向から否定していると受け取られてもおかしくない内容なのである。日本において「子どもの意見表明権」を実行することの難しさを象徴するような話しだと感じる。そして日本の保育における「子どもの意見表明権」は当時に比べて広がりつつある印象はあるものの保護者の理解を含めてまだ根づいたところまでは到達していないというのが現状ではないだろうか。

汐見ら(2021)は子どもの権利条約作成時には国連の人権委員会で子どもを市民として扱うという原理が話し合われたと述べる。市民とは自分の属するコミュニティを善くする行為を大事にする人のことを指し、一般的な市民とは異なる意味合いであるのだが、その市民的権利を子どもにもってもらおうということを考えたとも述べているわけである。ハート(2000)は同様のことを「民主主義社会の形成に資する」と表現し

ている。またハートは子どもの参加の権利上の意義としてこのことを位置づけており、子どもの参加の意義について「民主主義社会の形成に資するという意義」と共に「子どもたちのアイデンティティの形成に資する」としている。また、佐藤（1995）は人間の権利としての自己決定権は「一定の事柄について、公権力から干渉されることなく、自ら決定することができる権利」であるとしている。このように、子どもの意見表明権はハートが述べるように意義があるのは確かだが、意義があるから実現する必要があるのではなく、人間の権利そのものなのである。

子どもの参加については喜多ら（1996）が言うように、社会奉仕型の子ども参加は戦前から行われてきたし、戦後も教育方法として授業や学校行事への生徒参加は行われてきた。しかしながらこれらはD・セルビー（1995）はコンフォーマティブな参加であり、日本においてトランスフォーマティブな参加のものは少ないと述べるⁱⁱ。

4. 子どもの権利条約批准から約30年が経過した日本の状況

では最近の日本ではどのような状況だろうか。意見表明権に限定した資料が少なかった為「子どもの権利」一般についての資料を見ていきたいと思う。保育者向け雑誌の「エデュカーレ」（2018年11月号）では「立ち止まって考えたい！守っていますか『こどもの権利』』という特集がある。71名のモニター回答ではあるが、「日ごろから、子どもの権利について意識していますか？」に対して最も多かったのが「意識している」70.4%、次いで「少し意識している」21.1%、「ほとんど意識していない」21.1%、「全く意識していない」1.4%であった。保育者であれば本来100%が「意識している」という回答になるべきである。

子どもの人権を護るために全国保育士会では平成29年に「保育所・認定子ども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（以下、セルフチェックリスト）」を作成している。セルフチェックリストの目的として「(略) 保育の現場で働く保育士・保育教諭である皆様が、保育を行う上で重要な『子どもを尊重する』ことや『子どもの人権擁護』についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的として作成しました。」とある。子どもの人権を尊重すべきであることは保育者なら誰もが知っていることだが「自らが意識をせずに『子どもを置き去りにした保育』や『保育者の都合ですすめる保育』を行っていないかの自己点検の機会として本チェックリストが活用され、日々の保育の質の向上につながることも期待しています」とあるように、無意識に人権を尊重出来ていない場面も考えられる。

大西ら（2022）は保育者に見聞きした不適切な保育事例を自由記述で回答を求めている。その結果、先述の「セルフチェックリスト」の5類型ⁱⁱⁱ（「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」、「③罰を与える・乱暴な関わり」、「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」、「⑤差別的な関わり」）に加え、「⑥子どもの働きかけに応じない・無視する・放置する関わり」、「⑦その他」が得られ、保育者自身の資質の問題、専門職としての知識・技能の不足、職員間の連携が機能していない、園の方針の問題や管理職の管理責任放棄といった問題が存在することが示唆された。

5. 子どもの意見表明権と子ども主体の関連

「子ども主体」は日本の保育の中核を担う概念であることは言うまでもないが、「子ども主体」と子どもの権利条約第12条の「意見表明権」は密接に関連していると考えられる。今の日本の保育における「子ども主体」は本当に「子ども主体」と言えるだろうか。つまり、「子ども主体」の中に「子どもの意見表明権」が理論的にも実践的にもどれほど忠実に繊細に扱われているだろうか。子ども主体は現在の保育の柱であるにも関わらず、実践が進まないのは何故だろうか。

ハートは、子どもの参加の度合いを8つの段階に分類する「参加のはしご」を提起した。田代（2003）は

この参加のはしごが、子どもが参加しているように見えて、実質は大人の操りや飾りとして利用されるだけの「非参加(Non-participation)」と、子どもが意見を求められたり、主体的に取り組んだり大人と一緒に決定したりする「参加の度合い(Degrees of participation)」とを区別する指標にもなっていると述べ、ハートのこの考えを参考に子どもが真の意味で参加出来ているか否かで参加をめぐる子どもと大人の関係のあり方を次の5つに類型化している。

- ①大人主導-大人決定型
- ②大人主導-子ども関与型
- ③大人と子どもの共同決定型
- ④子ども主導-大人関与型
- ⑤子ども主導-子ども決定型

①は大人が全て決定しまう場合で、一斉保育が主流であった数十年前の保育は①大人主導-大人決定型といえるだろう。田代は①を選択する理由として2つあると指摘している。すなわち「大人が子どもの意向をまったく考慮しない場合」と「大人が子どものためになるはずと解釈して決定してしまう場合とがある。」である。さらに「後者は、大人のパターンリズム(父権的干渉主義)の問題も含むが、大人の決定が真に子どもの意向に合っていれば、結果として子どもの利益に適うが、子どものためだという大人の思いと子ども自身の願いがずれたときには修復の余地はない。」という。①の大人主導-大人決定型の場合、子どもの意見表明権はまったく考慮されていない状況といえる。反対に⑤子ども主導-子ども決定型は「子どもたち自身による決定と運営であり、子ども自治に基づく参加の形態である。」この⑤の場合、乳幼児に全てを任せて放任しても成り立たないのは明らかで、どこまで子どもの意見を尊重するのか、どのように子どもの意見を引き出すのかという問題がある。田代はこれについて子どもの参加能力の形成を促進する大人の関りが問われているとし子どもの参加実践の課題として次のように述べている。「学校や地域で、いかに子どもの参加を保障するための場を設けるかが、大人の側の責務として問われることになる。」まずは子どもに参加する場を保障すること、として「参加の場は家庭・学校・地域・国・世界といった広がりの中で保障されるべきこと」と「『企画・立案』(Plan)段階-『実施・展開』(Do)段階-『総括・評価』(See)段階のそれぞれの場面での参加の保障が求められよう」と述べる。つまり子どもの参加(意見表明権)が特定の場所で、特定の時間だけ許されるのではなく、いつでもどこでも子どもの参加が当たり前になることということである。さらにいつでもどこでも参加できることを保障するためには「大人側の子ども観の意識の変容」すなわち「子どもも権利を有し、それを行使しうる存在であること」を認識すること。そして「子どもが自らの意見を述べ、自己決定し、他者の利害と調整しながら共同決定し、行動していけるようになるための大人による指導・支援のあり方」が課題であり、そのためには「①必要な情報の提供、②参加の場における協議の保障、③年齢や発達における大人と子ども、子ども相互の関係性」を先述の2つの次元の(「大人主導-大人決定型」を除く)各レベルを「社会・地域や学校の状況、子どもの実態などを踏まえつつ、多様に保障し、子どもの参加能力を高めていくことが必要であろう。」と述べる。すなわちこれは子どもの参加能力が形成されていくよう大人の長期的で粘り強い指導・支援が必要ということである。

田代の主張をベースに考えると、保育における子どもの意見表明権は保育の中だけの問題ではないということがよくわかる。社会全体で子どもの参加について理解し、あらゆる場面で子どもの参加が保障され、大人による参加能力形成の指導・支援が必要ということである。それが文化として生活の中に根づき子どものそうした能力・態度が醸成されていくということだ。それが本来理想的な形だろうが、保育の中での子どもの意見表明を尊重した実践を進める上で、園内ではそうした文化が形成されていることが最低条件だろうし、保護者にも理解を求めることが必要であろう。すなわち保育者によってあらゆる場面で子どもの参加が保障され、園全体が子どもの参加を理解すること。さらに保護者には子どもの参加の権利を理解してもらうことも必要である。そして、保育者は参加能力形成の指導・支援の技術を磨かなくてはならない。

田代(2003)は、子どもの参加の権利をめぐる認識と実践が噛み合っていない原因の一つに子ど

もの参加に関する議論が二つの次元で混同されていることにあると述べる。二つの次元とは子どもの参加の権利に関するもので次の通りである。

①子どもが権利を有するか否かの次元

②子どもが権利を行使しうるか否かの次元

この二つの次元が混同された議論、例えば「子どもは未熟で責任を負えないから参加の権利はない」というような議論がそれに当たるとのことである。現場においてこのような権利と行使の混同は非常にあり得るようなことであり、養成校でしっかりと教育が必要なところであろう。

6. 海外の保育における子どもの意見表明権の状況

吉次(2020)はスウェーデンの就学前学校での inskolning という新入園児の家庭から園生活への移行過程期間を観察分析している。そこから見えてくるのは「園に慣れるということだけを目的とせず、人権尊重・民主主義という理念が浸透していることから子どもを主体として育むために、保育者が〈養護の働き〉〈教育の働き〉を行っていること」であった。それは鯨岡(2015)のいう「主体としての心の育ち」と合致するという。その中で、保育者と子どもの応答的場面の分析の結果「子どもが自分の思いをもった一個の主体なのだ」と保育者が受け止め、集団の中で生きる一個の主体として育む保育者の養護の働き・教育の働きという営みは、スウェーデン社会の基盤となる人権尊重と民主主義的な価値観の尊重、そして『子どもの声を聴く』という子どもの権利の保障が inskolning からすでに始まっているということに裏付けられるものであった。

7. 日本の保育における子どもの意見表明権浸透の方途

現在日本においても「子どもの意見表明権」に基づいた保育が模索されている。しかしながら旧態依然とした保育が行われている現実もある。日本で意見表明権を尊重した保育が行われるためには保育者一人ひとりの子どもの意見表明権への理解と納得が不可欠で、これには養成校での確固たる学びが必要であろう。その際に田代が指摘するような議論の混同が起きないようにすること、ハートの「参加のはしご」をイメージし、段階的に子どもの支援を援助する必要があるということにまずは知ること。そしてそれを実践する方法の取得。その方法とは保育方法論や保護者の理解が必要という点からは子育て支援にも関係してくるだろう。そして最も重要なのは園内での意見表明権を尊重するという文化である。それなくしては子どもが自分の意見を表明する雰囲気も生まれずそもそも構造を作ることもできないのである。

現場の保育者には「セルフチェックリスト」を用いた研修やそれに類する研修が必要不可欠である。「セルフチェックリスト」を作成した全国保育士会のホームページにはこのリストを利用した研修の事例なども紹介されている。養成校と現場で改めて子どもの意見表明権とは何か、子ども主体は何か、それらを確認し、実践に活かす工夫が求められる。

今回は主に保育現場で子どもの意見表明権を浸透させる方途について理論的な整理をしたが、今後は子どもの意見表明権を尊重している保育所等での実践や研修、園内文化の醸成方法等に影響を与えていることについて等調査していきたい。

【引用・参考文献】

浅田明日香「保育における人権教育の課題 — 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に焦点を当てて —」

『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要』2021年54, pp.1-7

有馬知江美「美術鑑賞を通じた人権保育に関する一考察」『白鷗大学教育学部論集』2014,8(1) pp.43-59

石田 祥代, 是永 かな子「心理的・福祉的諸問題に注目した義務教育諸学校における児童生徒支援に関する

- 研究デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・フィンランドにおける支援システムモデルの特徴と課題から」『北ヨーロッパ研究』2017年13巻9 pp.1-11
- 磯村正樹・鈴木裕子「『子どもの人権』の視点から保育を捉え直す試み」『愛知教育大学教職キャリアセンター紀要』2022, 第7号, pp.49-56.
- 市川奈緒子「気になる子の本当の発達支援 [新版] (これからの保育シリーズ③)」2017風鳴社
- 大西薫・大西将史「保育者がとらえる子どもへの不適切なかかわりに関する研究 — 同僚保育者の視点から—」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』2022年 第54巻 pp.1-12
- 大野歩「スウェーデンにおける2011年学校改革に関する研究 — 就学前保育・教育領域への影響を中心に—」『北ヨーロッパ研究』2012年 8巻 pp.13-22『北ヨーロッパ研究』
- 大野歩「スウェーデンの保育改革にみる就学前教育の動向—保育制度と「福祉国家」としてのヴィジョンとの関係から—」『保育学研究』2015年 第53巻 第2号
- 大野歩「スウェーデンの就学前教育における義務教育課程との評価の連続性に関する研究」『中国四国教育学会』教育学研究ジャーナル2011年 8号 pp. 51-59
- 大野歩・七木田敦「スウェーデンの就学前クラスに関する研究—『学校化』問題と生涯学習アプローチの観点から—」『保育学研究』2011年 49巻 2号 pp. 135-145
- 学校教育における人権教育調査研究協力者会議「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料」令和3年3月 文部科学省
- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm
- グニラ・ダールベリ「幼児教育、スウェーデンの事例—すべての子どものための包括的で体系的・ホリスティックな幼児教育構築の物語—」『幼児教育史研究』2018年 13巻 pp.16-28
- 小口尚子・福岡鮎美「子どもによる 子どものための『子どもの権利条約』」1995年 小学館
- 木附千晶「子どもの権利条約ハンドブック」2016年 自由国民社
- 喜多明人・林量俣・坪井由実編「子どもの参加の権利—『市民としての子ども』と権利条約」1996年 三省堂
- 佐藤幸治「憲法 [第三版]」1995年 青林書院
- 鯨岡峻「子どもの心を育てる 新保育論のために『保育する』営みをエピソードに綴る」2018年 ネルヴァ書房
- 鯨岡峻「保育・主体として育てるの営み 双書 新しい保育の創造」2010年 ミネルヴァ書房
- 鯨岡峻「保育の場で子どもの心をどのように育むのか『接面』での心の動きをエピソードに綴る」2017年 ミネルヴァ書房
- 汐見稔幸・新保庄三・野澤祥子「子どもの『じんけん』まるわかり」2001年 ぎょうせい
- 白石 淑江・水野 恵子スウェーデン 保育の今—テーマ活動とドキュメンテーション 2013 かもがわ出版
- 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」平成20年3月 文部科学省
- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
- 全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～『子どもを尊重する保育』のために～」平成30年4月一部改訂(平成29年3月作成)
- 厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」(2020年改訂版)
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>
- 厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」
- https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389.html
- 厚生労働省 総合施設モデル事業評価委員会 第4回配布資料「幼稚園教育要領と保育所保育指針の関係(参考資料2)」2006
- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/030/shiryo/06022009/005.htm
- 「白石淑江子どもの最善の利益をめざすスウェーデンの保育」『愛知淑徳大学論集・福祉貢献学部篇』7 pp.47-

57, 2017-03-31

田代高章 「子どもの参加の権利と教育実践研究の課題」『日本教育学会大会研究発表要項』2003年 62 (0), pp.264-267

塚本智宏「コルチャック 子どもの権利の尊重—子どもはすでに人間である」2004年 子どもの未来社

塚本智宏「コルチャックと「子どもの権利」の源流」2019年 子どもの未来社

日本の子どもを守る会編「子ども白書」2019年 かがわ出版

寶川雅子「子どもの最善の利益から考える保育実践例」2018年 一藝社

堀正嗣「『認定こども園』と人権保育 —幼保二元体制をこえて」2007年 明石書店

堀智晴「人権保育の実践研究を通して」『日本保育学会大会研究論文集』2001年 (54)

山縣文治「子どもの人権をどうまもるのか: 福祉施策と実践を学ぶ」2021年 放送大学教育振興会

ユニセフ Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にす教育

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>

D・セルビー「D・セルビー講演会要旨」『月刊子ども論』1995年12月号

脚注

- i 日本の子どもを守る会編「子ども白書」2019 かがわ出版「前川喜平さんインタビュー 学校は子どもを『権利者』として見ているか 子どもの権利条約と教育行政」p.61
- ii 「コンフォーマティブな参加」とは、D・セルビーによると「基本的に中立的で現状維持的な形態」であり、学校や地域の現状をいかなる意味でも批判しないような参加形態」のことであり、「トランスフォーマティブな参加」とは「ある程度批判的な要素が含まれていたり、社会変革を呼びかけるような参加形態」を指す。
- iii 既存の5類型とは全国保育士会による行為類型のことである。

病院事務職採用の現状

Current Status of Recruitment for Hospital Clerk

岩 本 久 美 子

Kumiko IWAMOTO

ライフプランニング総合学科 講師

病院事務職の新卒採用状況から採用実態を明らかにすることを目的として、4府県下の病院事務職採用担当者を対象として、質問紙調査を実施した。

その結果、病院は、事務職について、採用の必要が生じた年に、1回～3回の少ない試験回数で、応募書類や面接試験を中心に、より良い人材の採用を考えている。採用試験では、面接試験を重視し、筆記試験では、適性試験、作文・小論文、一般教養の順で多く実施している。

病院は、病院実習の受け入れや学校営業を行う等、コストを抑えながら採用活動を工夫している。

また、応募書類の中で重視する項目のうち「学生時代に最も打ち込んだこと」について、「外部委託あり病院」と「外部委託なし病院」との間に有意差があり、外部委託あり病院のほうが、学生時代に最も打ち込んだことを重視すると考えているという結果が得られた。

キーワード：病院事務職、新卒採用、採用試験、応募書類、面接

1. はじめに

医師の働き方改革によるタスク・シフティングの推進、ネットワーク化による情報の共有や、EHR (Electronic Health Record、電子健康記録)、PHR (Personal Health Record、パーソナルヘルスレコード)等の医療データの利活用、女性の長期就労等により、病院組織の内部環境や外部環境は変化している。その中で、限られた人材でいかに効率よく病院を運営して生産性を向上させるかということは、喫緊の課題であるとされている(山田 2019)。

また最近ではメンバーシップ型からジョブ型雇用が増加しており、このような状況下において、病院事務職の新卒採用状況から、採用試験の実態を明らかにできないであろうかということが、本研究の問題意識である。

なお、任ら(2009)、喜田ら(2016)らの文献より、本稿では病院事務職を、「病院組織における直接的あるいは間接的な事務に従事するすべての事務職員」と定義することとする。

1-1. 病院事務職の概要

病院事務職の従事者数について、厚生労働省「医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況 従事者の状況」(2020)を表1に示す。2020年職種別にみた施設の常勤換算従事者数は2,102,713人である。そのうち病院事務職(表1事務職員)は223,064人であり、従事者数全体の10.61%を占める。病院での従事者数は看護師、医師に続いて多く、医療行為に直接従事するわけではないが、多くの事務処理に従事しているといえる。

表1 職種別にみた施設の常勤換算従事者数(2020年10月1日) 単位:人

職種	従事者数	職種	従事者数
医師	243,064	臨床検査技師	55,169
歯科医師	10,351	衛生検査技師	88
薬剤師	50,990	臨床工学技士	22,653
保健師	6,135	あん摩マッサージ指圧師	934
助産師	23,806	柔道整復師	439
看護師	827,451	管理栄養士	22,475
准看護師	90,774	栄養士	4,444
看護業務補助者	153,382	精神保健福祉士	9,374
理学療法士	84,459	社会福祉士	14,643
作業療法士	47,853	介護福祉士	38,965
視能訓練士	4,586	保育士	5,493
言語聴覚士	16,799	公認心理士	4,108
義肢装具士	97	その他の技術員	14,552
歯科衛生士	6,124	医療社会事業従事者	3,478
歯科技工士	645	事務職員	223,064
診療放射線技師	45,177	その他の職員	70,981
診療エックス線技師	146		
計			2,102,713

出所:厚生労働省(2020)「医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況 従事者の状況」より作成

また、厚生労働省(2018)によると、職業分類の事務的職業としては様々な職種が含まれているとされている。このように複雑な事務的職業の中でも、病院事務に従事している医療事務、事務総合職等について実際の雇用状況や採用活動状況等についての調査は、管見ではなされていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、病院事務職の採用の実態について、病院事務部門の概要、新卒採用試験から明らかにすることである。本研究を遂行することで、高等教育機関における病院事務職の就職活動や卒前教育のカリキュラム策定の基礎資料としての知見を得られるものとする。

3. 研究の対象と方法

本研究の対象と方法は以下のとおりである。

- 1) 調査対象:福岡県(453)、広島県(238)、岡山県下(162)、大阪府(514)の病院1367病院、事務職採用担当者
- 2) 調査期間:2020年7月7日~8月31日
- 3) 調査方法:無記名式自記式質問紙調査
質問紙調査は、研究の趣旨、目的と倫理的配慮を記した調査依頼書(病院長宛)、調査依頼書(採用担当者宛)、質問紙調査用紙、返信用封筒を同封して、調査対象先の「病院長宛」に郵送し、回答は郵送によるものとした。
- 4) 調査項目:本稿に関するものとしては、①事務部門の概要、②2020年4月入職の新卒採用について、③採用の工夫点である。質問紙調査用紙については、末尾に掲げてある。
- 5) 回収数:有効回収数は185件(回収率13.5%) 有効回答数は185件(有効回答率13.5%)である。
結果のデータを用いてクロス集計を行い、 χ^2 検定、 t 検定、一元配置分散分析を行って差異を確認した。なお、統計的分析には、IBM SPSS統計ソフト StaticsVer.26を使用した。
- 6) 倫理的配慮:本研究は、川崎医療福祉大学倫理委員会の承認(承認番号20-021)を得て実施した。研

究協力者には、本研究の趣旨、研究目的、方法、匿名性の保持や研究参加の自由意思、得られたデータは研究以外には使用しないこと等を書面にて説明し、調査協力については、質問紙調査用紙の表紙の同意欄へのチェックを以て同意の意思確認を行った。

4. 調査結果

調査結果は以下のとおりである。

4-1. 回答病院の属性

病床数について、6つの区分に分けて、分類した。回答病院の病床数は、99床以下（以下、「小規模病院」と略称する。）は62病院、100床以上199床（以下、「中規模病院」と略称する。）は69病院、200床以上299床は28病院、300床以上399床は11病院、400床以上499床は6病院、500床以上は3病院から回答があり、199床以下の病院からの回答が多い結果となった。なお、200床以上を以下、「大規模病院」と略称する。

4-2. 事務部門の概要

4-2-1. 事務職員の人数と雇用形態

(1) 事務職員の人数

事務職員数について、「正規と非正規を合計した事務職員数」の平均人数について、まとめたものが表2である。小規模病院(18.7人)、中規模病院(30.6人)、大規模病院(106.6人)である。

次に、一元配置分散分析を行ったところ、有意差が認められた($F(2, 158) = 13.861, p < .01$)。Bonferroniを用いた多重比較によれば、「小規模・中規模病院」と「大規模病院」との間に有意差があり、規模が大きければ事務職員数が多いという当然の結果が得られた。

したがって、事務職員の人数は、病院規模別によって違いがあるといえる。

表2 事務職員の平均人数(病院規模別)(n=161)

	事務職員数(正規と非正規の合計)	
	平均人数	標準偏差
小規模病院(n=55)	18.7	25.921
中規模病院(n=62)	30.6	36.125
大規模病院(n=44)	106.6	161.329

注) 病床数未記入と未回答は欠損値とした。

(2) 正職員と非正規職員の割合

2020年6月1日現在の事務職員の雇用形態について、正規職員と非正規職員の割合をまとめたものが表3である。

「正規職員のみ」40病院(24.1%)、「正規職員と非正規職員」126病院(75.9%)であった。また、「正規職員と非正規職員」126病院のうち、正規職員と非正規職員の割合では、正規職員のほうが非正規職員より多い病院が116病院(92.1%)であった。

これらから、正規職員を主な雇用としながら非正規職員も雇用している病院が約70%であることが分かる。

表3 正規職員と非正規職員の割合分布 (n=185)

区分	回答数	%
正規職員のみ	40	24.1
正規職員と非正規職員	126	75.9
(内訳) 正規職員>非正規職員	116	92.1
正規職員=非正規職員	2	1.6
正規職員<非正規職員	8	6.3
未回答	19	-
合計	185	100.0

注1) 表3の未回答は、正規記載・非正規未記入(8)、正規・非正規とも未記入(11)。

注2) 表3の「%」値は、未回答を除いたものを分母として、百分率値を表している。

注3) 表3の(内訳)「%」値は、正規職員と非正規職員を分母として、百分率値を表している。

4-2-2. 外部委託の有無

外部委託の有無について、「している」、「していない(以前はしていたが今はしていない、今はしていないが今後する可能性ありを含む)」について、病院規模別にまとめたものが表4-1である。

これを見ると、事務職員の外部委託は149病院(80.6%)が、今はしていないことが分かる。

表4-1 外部委託の状況 (n=185)

項目	回答数	%
1. している	36	19.5
2. していない	125	67.6
3. 以前はしていたが今はしていない	20	10.8
4. 今はしていないが、今後する可能性あり	4	2.2
合計	185	100.0

次に病院規模別に示したのが表4-2である。

「している」は、小規模病院9(14.5%)、中規模病院9(13.0%)、大規模病院18(37.5%)である。

次に、 χ^2 検定を行ったところ、有意差が認められた($\chi^2(2) = 12.387, p < .01$)。したがって、外部委託をしているか、していないかは、病院規模別によって違いがあるといえる。

表4-2 外部委託の有無 (n=179)

	あり		なし	
	回答数	%	回答数	%
小規模病院 (n=62)	9	14.5	53	85.5
中規模病院 (n=69)	9	13.0	60	87.0
大規模病院 (n=48)	18	37.5	30	62.5

注) 病床数未記入と未回答は欠損値とした。

4-2-3. 人事異動の有無

事務職の範囲内での人事異動の有無について、まとめたものが表5である。

「定期的にある」16病院(8.6%)、「不定期にある」118病院(63.8%)、「ない」45病院(24.3%)であった。

これを見ると、事務職の範囲内での人事異動は、134病院(72.4%)が定期的または不定期に行っていることが分かる。

表5 事務職の人事異動の有無 (n=185)

項目	回答数	%
1. 定期的にある	16	8.6
2. 不定期にある	118	63.8
3. ない	45	24.3
4. その他	6	3.2
合計	185	100.0

注) 表5の「4. その他」への具体的な記載はなし。

4-2-4. 新卒採用時の学歴指定

新卒採用時の学歴指定について、医療事務職、医師事務作業補助者、事務総合職ごとにまとめたものが表6である。(複数回答可)。

いずれの職も、高校卒は少なく、専門学校卒以上が多かった。「医療事務職」では、専門学校卒78病院、短期大学卒71病院、大学卒80病院で、専門学校卒や大学卒がやや多かった。「医師事務作業補助者」では、専門学校卒63病院、短期大学卒60病院、大学卒57病院で、専門学校卒や短期大学卒のほうが、大学卒よりやや多かった。一方、「事務総合職」では、大学卒108病院、大学院卒36病院で、大学卒以上が多かった。

これを見ると、事務総合職では、大学卒以上を採用している場合が多いことが分かる。

表6 新卒採用時の学歴指定の状況 (n=185) (複数回答可)

区分	高校卒	専門学校卒	短期大学卒	大学卒	大学院卒	不問
医療事務職	31	78	71	80	22	68
医師事務作業補助者	22	63	60	57	17	67
事務総合職	26	50	51	108	36	57

4-3. 2020年4月入職の新卒採用試験実施状況

4-3-1. 新卒採用実施の有無

新卒採用試験実施の有無について、185病院中「実施した」が61病院(33.0%)、「実施していない」が124病院(67.0%)であった。これを見ると、2020年4月採用の試験を実施していない病院が、実施している病院の2.03倍であり、多いことが分かる。

病院規模別にみると、試験を「実施した」は、小規模病院8(12.9%)、中規模病院28(40.6%)、大規模病院22(45.8%)である(表7)。

次に、 χ^2 検定を行ったところ、($\chi^2(2) = 16.882, p < .01$)。したがって、新卒採用試験の実施の有無は、病院規模別によって違いがあるといえる。

表7 新卒採用試験の実施の有無(病院規模別) (n=179)

	実施した		実施していない	
	回答数	%	回答数	%
小規模病院 (n=62)	8	12.9	54	87.1
中規模病院 (n=69)	28	40.6	41	59.4
大規模病院 (n=48)	22	45.8	26	54.2

注) 病床数未記入は欠損値とした。

4-3-2. 新卒採用の実施月

新卒採用試験を実施した病院(n=61)の実施月について、まとめたものが図1である(複数回答可)。

実施月としては、「11月」(18病院)が一番多く、「10月」(14病院)、「7月」、「9月」、「12月」が10病院と続いている。

これを見ると、試験は10～11月に実施している病院が多いことが分かる。

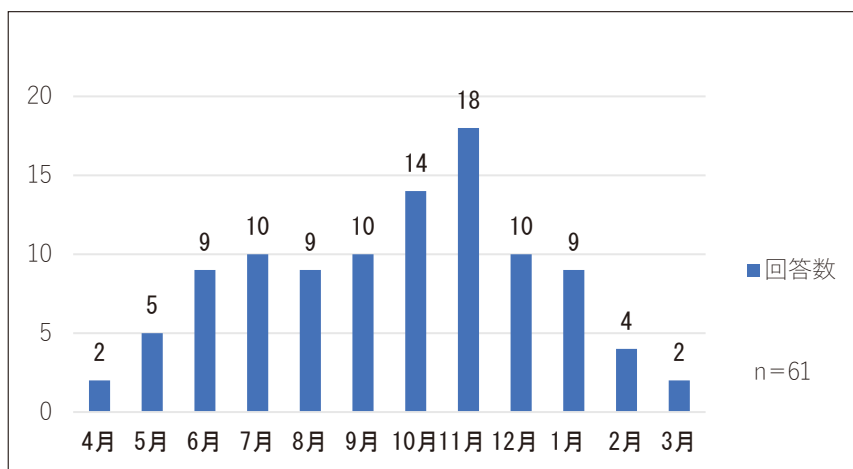


図1 採用試験実施月(複数回答可)

4-3-3. 計画的採用と臨時的採用

新卒採用試験を実施した病院 (n=61) の計画的採用と臨時的採用について、まとめたものが表8-1である。「計画的採用」31病院 (53.4%)、「臨時的採用」14病院 (24.1%)、「両方行った」13病院 (22.4%)であった。これを見ると、2020年に新卒採用を実施した病院は「両方行った」を含めて、44病院 (75.8%) が計画採用を実施していたことが分かる。

表8-1 計画的採用と臨時的採用 (n=61)

項目	回答数	%
1. 計画的採用	31	53.4
2. 臨時的採用	14	24.1
3. 両方行った	13	22.4
4. 未回答	3	-
合計	61	100.0

注)表8の「%」値は、未回答を除いたものを分母として、百分率値を表している。

病院規模別に比較したのが表8-2である。中規模病院・大規模病院は計画的採用が多いのに対し、小規模病院は臨時的採用が多いことがわかる。

表8-2 計画的採用と臨時的採用 (病院規模別)

項目	小規模病院 (n=7)		中規模病院 (n=26)		大規模病院 (n=22)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 計画的採用	0	0.0	14	53.8	14	63.6
2. 臨時的採用	5	71.4	5	19.2	4	18.2
3. 両方行った	2	28.6	7	26.9	4	18.2
合計	7	100.0	26	100.0	22	100.0

4-3-4. 病院説明会、見学会の開催の有無

新卒採用試験を実施した病院 (n=61) の病院説明会、見学会の開催の有無についてである。採用説明会は院内では、「した」18病院 (32.1%)、「しなかった」38病院 (67.9%)、合同説明会等では「し

た」14病院(26.4%)、「しなかった」39病院(73.6%)であった。Webでの説明会では、「した」2病院(3.8%)、「しなかった」50病院(96.2%)と、90%以上の病院がWebでの説明会は行っていないかった。

病院見学会は「した」26病院(51.0%)、「しなかった」25病院(49.0%)で、ほぼ同じ割合であった。

これを見ると、採用説明会を実施する場合は、院内、合同説明会等を約30%が実施しており、Webの利用は3.8%とほとんど行っていないかった。病院見学会は約50%が行っており、説明会より見学会を行う場合が多いことが分かる。

4-3-5. 採用試験の実施回数

新卒採用試験を実施した病院(n=61)の採用試験の実施回数については、「一次試験」31病院(53.4%)、「二次試験」19病院(32.8%)、「三次試験」7病院(12.1%)、「四次試験」1病院(1.7%)であった。

これを見ると、採用試験の実施回数は1回としている病院が一番多いこと、および1から3回までを実施している病院が57病院(98.3%)とほとんどであることがわかる。

4-3-6. 採用試験の実施内容

新卒採用試験を実施した病院(n=61)の採用試験の実施内容別の実施の有無について、まとめたものが表9である。

まず、筆記試験では、一般教養を「実施した」22病院(39.3%)、「実施しなかった」34病院(60.7%)、適性試験を「実施した」24病院(42.9%)、「実施しなかった」32病院(57.1%)、SPI試験を「実施した」6病院(10.7%)、「実施しなかった」50病院(89.3%)、専門科目を「実施した」1病院(1.9%)、「実施しなかった」53病院(98.1%)、作文・小論文を「実施した」24病院(42.9%)、「実施しなかった」32病院(57.1%)、その他を「実施した」3病院(7.5%)、「実施しなかった」37病院(92.5%)であった。

これを見ると筆記試験では、適性試験、作文・小論文、一般教養の順で多いことが分かる。

次に、実技試験では、パソコン操作、接遇で「実施した」が各3病院(5.5%)であった。

これを見ると、実技試験はほとんど実施していないことが分かる。

さらに、面接試験では、個人面接を「実施した」56病院(96.6%)、「実施しなかった」2病院(3.4%)、集団面接を「実施した」10病院(18.5%)、「実施しなかった」44病院(81.5%)であった。

グループディスカッションについても、「実施した」4病院(7.1%)、「実施しなかった」52病院(92.9%)であった。

これらを見ると面接試験では、個人面接を90%以上の病院が行っており、集団面接あるいはグループディスカッションはあまりしていないことが分かる。

表9 採用試験の実施内容別の実施の有無(n=61)

項目	実施した		実施しなかった		未回答 回答数	無効回答 回答数	
	回答数	%	回答数	%			
筆記試験	一般教養	22	39.3	34	60.7	5	1
	適性試験	24	42.9	32	57.1	5	1
	SPI 試験	6	10.7	50	89.3	5	1
	専門科目	1	1.9	53	98.1	7	1
	作文、小論文	24	42.9	32	57.1	5	2
	その他	3	7.5	37	92.5	21	0
実技試験	診療報酬算定	0	0.0	54	100.0	7	1
	パソコン操作	3	5.5	52	94.5	6	1
	接遇	3	5.5	52	94.5	6	1
	その他	0	0.0	44	100.0	17	0
面接試験	個人	56	96.6	2	3.4	3	2
	集団	10	18.5	44	81.5	7	1
グループディスカッション	4	7.1	52	92.9	5	1	
その他()	0	0.0	39	100.0	22	0	

注1)表9の「%」値は、未回答、無効回答を除いたものを分母として、百分率値を表している。

注2)表9の「筆記 その他」への具体的な記載は次のとおり。()内は回答数

YG 性格検査(1)、事務能力テスト(1)、書類選考にて自己アピールポイント(1)

4-4. 採用時の重視項目

4-4-1. 応募書類を重視する程度

採用試験時に応募書類を重視する程度について、選択肢の「5大変重視している」から「1全く重視していない」の5点尺度で尋ねた結果をまとめたものが表10で、その平均値は4.19であった。

これを見ると、病院が応募書類を重視していることが分かる。

表10 応募書類の重視の程度(n=185)

項目	平均値	標準偏差	5	4	3	2	1	書類提出なし	未回答
応募書類の重視	4.19	0.665	57	98	19	2	0	2	7

4-4-2. 応募書類の項目別重視する程度

応募書類の項目別に重視する程度について、選択肢の「5大変重視している」から「1全く重視していない」の5点尺度で尋ねた結果をまとめたものが表11である。

本調査における上位項目の3つは、「その他」を除いて、平均値の高い順に、①「健康状態(遅刻・出席状況含む)(4.33)」、②「志望動機・志望理由(4.29)」、③「自己PR(4.16)」であった。

その一方で、「その他」を除いて、下位項目の3つは、平均値の低い順に、①「海外留学(2.40)」、②「ボランティア活動(3.24)」、③「部・サークル活動(3.37)」であった。

その他の具体的な記述では、丁寧さに関するものが6病院、書き方に関するものが4病院、字のきれいさに関するものが1病院、内容に関するものが1病院であり、書類に係わるものをまとめると12病院であった。書類以外では、病院見学の印象が1病院、小論文や適性検査との関連性が2病院、通勤距離が1病院、職歴が1病院、コミュニケーション能力が1病院であった。

これを見ると、応募書類では、「健康状態」、「志望動機・志望理由」、「自己PR」が重視されており、また応募書類作成に関して、丁寧に作成しているかを重視していることが分かる。

表11 応募書類の項目別重視の程度 (n=185)

項目	平均値	標準偏差	5	4	3	2	1	書類提出なし	未回答	無効回答
自己PR	4.16	0.710	57	95	20	4	0	5	4	0
志望動機・志望理由	4.29	0.674	73	86	19	1	0	3	3	0
学生時代に最も打ち込んだこと	3.70	0.781	24	78	55	9	0	13	6	0
学生時代に挫折した経験	3.40	0.945	22	50	67	22	3	14	7	0
ボランティア活動	3.24	0.868	9	56	71	26	4	15	4	0
アルバイト経験	3.44	0.916	19	63	61	21	3	14	4	0
病院実習経験	3.39	0.956	21	54	59	28	2	16	4	1
海外留学	2.40	0.876	3	10	59	66	23	20	4	0
部・サークル活動	3.37	0.857	11	66	64	21	3	15	4	1
成績	3.73	0.798	23	91	43	11	1	11	5	0
健康状態(遅刻・出席状況含む)	4.33	0.674	78	76	20	0	0	7	4	0
その他 (具体的に)	4.04	0.841	9	8	8	0	0	9	151	0

注1) 表11の「無効回答」は、複数へ回答

注2) 表11の「その他」への具体的な記載は次のとおり。()内は回答数

・丁寧さ

書面の丁寧さ(1)、字の丁寧さ(1)、丁寧に書いているかどうか(1)、心を込めて記入しているか(1)、字がきれいで文章がまとまっているか(1)、丁寧に書いているか、読みやすいか(1)

・書き方…書き方(1)、応募書類の書き方(1)、手書きであること(1)

・字のきれいさ…文字がきれいかどうか(1)

・内容…しっかりした内容があるかどうか(1)

・その他

病院見学での印象(1) 小論文(1) 適性試験との一致性(1) 通勤距離(1) 職歴(1) コミュニケーション能力(1)

応募書類の項目別に重視する程度について、有意差が認められた項目は「学生時代に最も打ち込んだこと」であり、その結果を表12に示す。

応募書類の項目のうち「学生時代に最も打ち込んだこと」を重視する程度の平均値は、外部委託あり病院(4.00)、外部委託なし病院(3.64)である。

次に、*t*検定を行ったところ、有意差が認められた($t=2.367, p<.05$)。したがって、応募書類の「学生時代に最も打ち込んだこと」を重視する程度は、外部委託の有無別によって違いがあるといえる。

表12 応募書類の重視項目(外部委託の有無別)(n=166)

	学生時代に最も打ち込んだこと	
	平均値	標準偏差
外部委託あり病院(n=31)	4.00	0.775
外部委託なし病院(n=135)	3.64	0.769

注) 外部委託未記入と未回答は欠損値とした。

4-5. 事務職採用に関する自由記述

4-5-1. 事務職採用について、工夫している点

事務職採用について、独自に工夫している点や試験内容、採用の考え方について尋ねた結果を病床規模別にまとめ一部抜粋したものが表13である。

これを見ると、採用側の工夫としては、病院実習の受け入れや病院見学等の実施、ホームページでの広報活動、学校営業、ハローワークなどで求人募集を行い、人材確保に工夫していることが分かる。特に紹介業者等は利用せず、コストを抑えながら自院での採用活動を中心に行っていることが分かる。

採用の考え方としては、病院の規模に関わらずコミュニケーション能力、協調性、人間性を重視し、試験の内容としては面接を重視しているが能力面も見ると、総合的に判断していることが分かる。

表13 事務職員採用に関する意見(自由記述)

病床数別	具体的な自由記述の内容
99床以下(16)	<p>工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人は積極的に行ってないが、求人を出す時は当院の強みを別紙にて作成する。 <p>採用の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職に限らず、ビジョンに共感していただける方を採用したいと考え、まずは、ビジョンコンセプトを理解し、考えていただく。 ・当院に採用されて来られる方は、余程でない限り辞める方がなく、20年、30年と続いているので、新しい職員を採用することは難しい。もし採用するとすればハローワークに依頼。 ・特にないが、面接は必ず2段階で実施。 ・当院は中小病院なので欠員補充のケースが多く、定期的の新卒採用になってない。面接と作文を重視。コミュニケーション、協調性に加え、耐性を見極めるようにしている。事前見学等一日で判断しないように考えている。 ・事務職員採用は基本的には欠員がでた時のみで、当院では、即戦力を求めるため新卒よりも、中途採用で経験者を採用している。 <p>試験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手を緊張させずに本音を聞き出す為に時事問題等を織り交ぜた質問を行う。 ・相手の質問の意図を考えて答えているか、会話をしようとしているかがわかるような質問をするようにしている。
100床～ 199床(24)	<p>工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の職種も同様だが、紹介業者は絶対に利用しないよう努力している。学校営業や自院ホームページの求人サイトの強化など。 ・他部署管理職も面接試験官となり、総合的に判断している。 ・紹介業者は費用がかかるため、ハローワーク求人等費用がかからない方法で採用している。 ・地域の専門学校へ講師として授業に行っている。毎年その中の学生からの採用が出来る。 <p>採用の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院では、事務系では主に医事職員を中途採用している。特に資格、経験等は重視していない。 ・面接を重視し、人間性を確認。 ・医事ソフトや電子カルテが日々進化しているので、医療の知識はそこまで重要視していない。採用においては、面接を重視し、なるべく学歴や履歴書の内容のみで判断することのないように、事前に事務担当者に人柄を伝えないようにしている。 ・中小病院の為、地域密着で、現地の方近隣職員を採用重視している。 ・病院が求める人材像に照らし合わせて、面接において、個人の性格、仕事に対する考え方、倫理観及び能力を見出せるかが大事であると考えている。そのためには、何をすればいいのか、質問内容等を常に検討を重ねているところである。 ・専門性、知識は入職してからでも修得できるのでそのための基礎学力、コミュニケーション能力、人間性を見極めるようにしている。 ・自己の発言能力を注視。 <p>試験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎能力のテストを実施。(面接や基礎評価がよくても能力が低いと現場では使えない。) ・筆記試験、面接でのいねいな聞き取りなど。 ・特にないが、精神面に関しては必ず質問している。
200床～ 299床(11)	<p>工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者には、病院見学にご案内し、応募前に詳しく当院の取り組みや雰囲気を知っていただける機会を作っている。学生が採用試験に参加しやすい時期を試験日に設定する。

200床～ 299床 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の場合、病院実習を積極的に受け入れ、学校から、良い人材を紹介頂けるよう関係性を築いている。 ・学習(自己学習)できる環境である事をアピール。 ・応募の際に履歴書を送ってもらい事前に確認する。実際の面談や面接でしっかりとみる。今ある知識よりも、当院に風土に合うかや今後を見据えて決定する。施設見学を実施。 ・希望配属先の先輩たちと一緒に時間があれば面接・面談でもなく、昼食(院内食)として頂いている。医師・看護師・経営者なども見ることが出来る。(お互いに) <p>試験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私は「面接の本」等には載っていない質問をあえて1つ答えてもらう。ただ、回答が質問とズレていても、本人が自らの言葉で答えているなら問題ないと思っている。 <p>採用の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを他職種ととれることが出来るか、面接時には自身の言葉で、自身の考えを述べられるかを重視している。 ・発音と笑顔ができる方。 ・面接重視。結局は、どの仕事も人ありきの仕事だと考えており、結果的にコミュニケーション能力が必要になってくるのではないかと考える。 ・採用時には、人柄が大切と思う。その後、能力をみがいて、専門の力をふやしていけるような人であることが大切。
300床～ 399床 (3)	<p>工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおける広報活動。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院は市立病院であることから正規の事務職員の5割が市からの出向職員である。病院事務は専門的な業務が多く病院専任の事務職員を増やす必要があり、令和2年4月に主に医事業務に従事する職員1名を採用したが、その際医事業務の経験を受験資格の一つとした。 <p>試験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用試験での適性検査(TAL)の実施。
400床～ 499床 (3)	<p>工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の実習受け入れを積極的に行うことで当院の認知度向上、採用試験の受験志願につながるのではないかと考えている。また実習先での評価も採用試験時の判断材料にさせていただいている。 <p>試験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性検査に加え、クレペリン検査により、処理能力を見ている。
500床以上 (1)	<p>工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の事務総合職として採用するため、病院事務部門は配属先の一つとなる。大学職員を志望する学生がイメージしやすいように、説明会等で業務内容について先輩職員等からわかりやすく説明する機会を設けている。

注1) 病床数()はコメント数

注2) 自由記述の内容については、文章の内容が変わらない程度に、誤字や文体等を修正している。

考察

以上の結果から、考察できる点は以下の3点である。

1) 病院事務部門の概要について

病院の規模により異なるが、正規職員を中心に雇用しながら、非正規職員も雇用している病院が多く、自院での直接採用で人材を確保しているところが多いと考えられる点である。また、人事異動は約70%の病院が定期または、不定期に実施していることから、病院事務職は、人事異動を行いながら様々な業務の経験を積んでキャリアを形成していると考えられる。

2) 新卒採用の学歴指定について

高校卒は少なく専門学校卒以上が多いこと、医師事務作業補助者については専門学校卒・短期大学卒の指定が大学卒よりやや多いこと、事務総合職については大学卒以上の指定が多い点である。これらより、病院事務職は専門学校や短期大学、大学等で卒前教育を受けた人材をより求められていることや、病院事務職の中には、医師事務作業補助者のように基礎研修や医学・医療の基礎知識を習得した即戦力人材が求

められている点があると考えられる。一方、病院マネジメント全般を期待されていると考えられる事務総合職には、大学卒以上が求められていると考えられる。

3) 新卒採用試験について

新卒採用試験では、毎年実施しているとは限らないこと、試験の実施回数は1～3回が多いこと、試験内容に関しては、筆記試験では適性試験、作文・小論文、一般教養がなされていること、面接試験はほとんど個人面接で実施されていることである。さらに、病院は採用時に応募書類を重視しており、書類の丁寧さや字を綺麗に書いているかなどを重視していること、応募書類では、健康状態、志望動機・志望理由、自己PRを重視していることである。これらより、病院は、採用の必要が生じた年に、少ない試験回数で、応募書類や面接試験を中心に、より良い人材の採用を考えていると考えられる。

結論

結論としては、2点である。

1. 病院は、病院事務職について自院で採用し、定期的または不定期に人事異動を行っている場合が多い。病院事務職の採用は、専門学校卒以上が多く、即戦力としては専門学校卒・短期大学卒がやや多く求められ、病院マネジメント全般を期待されていると考えられる事務総合職には、大学卒以上が求められている傾向がある。
2. 病院は、採用の必要が生じた年に、少ない試験回数で、応募書類や面接試験を中心に、より良い人材の採用を考えている。病院は採用時に応募書類の健康状態、志望動機・志望理由、自己PR、書類の丁寧さを重視している。採用試験では、面接試験を重視している。以上より、病院事務職には、卒前教育で修得した即戦力性と将来ミドルマネジャーとして病院全体のマネジメント業務ができるような人材が求められている。

本研究にあたり今後、病院事務職を新卒採用で目指す学生について、応募書類や面接試験を通して自己の人間性を伝えることができるような支援を行い、採用側の工夫を念頭におきながら、卒前教育のカリキュラム等を検討し、反映させていくことが必要だと考えられる。

謝辞

本研究の調査におきまして、質問紙調査にご協力いただきました病院の皆様方に感謝いたします。

引用文献

- 医療経済保険機構 全国保険医療機関(病院・診療所)一覧(平成30年度版)、2020年3月10日参照、
<https://www.ihep.jp/publications/other/?y=2019>
- 岩本久美子(2022)「病院事務職に求められる資質・能力に関する実証研究—病院採用担当者を対象としたアンケート調査から—」、『医療秘書実務論集』第12号、pp.25-33.
- 喜田泰史・柴山麻祐子・谷光透・筑後一郎・平田智子・持松志帆(2016)「医療機関の事務職員に求められる知識・技能の論点整理」、『川崎医療福祉学会誌』第25巻第2号、pp.339-345.
- 厚生労働省(2007)「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(平成19年12月28日医政発第1228001号)、2022年10月30日参照、
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/18/dl/18-1.pdf>
- 厚生労働省(2020)「令和2年(2020)医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況 従事者の状況」、2022

- 年10月20日参照、
[https:// www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/17/dl/02sisetu29-4.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/17/dl/02sisetu29-4.pdf)
- 田中伸代・田村久美・山本智子他(2010)「医療秘書職の実態と今後の課題－医療機関を対象とした全国調査を中心に－」、『川崎医療福祉学会誌』第19巻第2号、pp.303-317.
- 日本経済団体連合会(2018)「2018年度新卒採用に関するアンケート調査(2018年11月22日)」、2020年3月20日参照、[https:// www.keidanren.or.jp/policy/2018/110.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/110.pdf)
- 任悟君・山本智子・島名正英(2009)「日本における病院事務職員の能力開発の現状－岡山県内の病院を対象としたインタビュー調査から－」、『川崎医療福祉学会誌』第19巻第1号、pp.189-196.
- 山田隆司(2019)「巻頭言 特集病院の生産性を向上させる人材育成戦略」、『病院』第78巻第10号、pp.721.

参考文献

- 医療秘書学研究会(編)(2009)、『わが国における医療秘書職の実態調査』(川崎医療福祉大学平成18年度医療福祉研究 医療秘書学の構築における実証研究－医療秘書職に関する調査を中心に)、医療秘書学研究会(川崎医療福祉大学)、岡山
- 経済産業省・中小企業庁(2018)「我が国産業における人材力強化に向けた研究会(人材力研究会)(報告書)」、2020年12月20日参照、
https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180319001_1.pdf
- 厚生労働省(2018)「2040年度を展望し誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて」(平成31年4月10日根本臨時議員提出資料)、2020年2月20日参照、
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000399751.pdf>
- 小林利彦(2020)「医療秘書・医師事務作業補助者の来し方行く末」、『医療秘書実務論集』第10号記念号、pp.1-6.
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(2011)「第4回改訂厚生労働省編職業分類 職業名索引」、pp.264-266.
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2020)「人生100年時代のキャリア形成と雇用管理の課題に関する調査」、2020年5月29日発表、2020年10月1日参照、
<https://www.jil.go.jp/press/documents/20200529.pdf>
- 中村健壽(2018)「わが国における医療秘書を巡る現状と課題」、『医療秘書実務論集』第8号、pp.1-8.

付録 質問紙

貴院の事務職新卒採用及び求める資質・能力に関する以下の質問にご回答ください。

問1 貴院の事務職員の配置についてお答えください。

問1-1 令和2年6月1日現在貴院の事務職員の人数と雇用形態についてお答えください。

正規職員()人	非正規職員()人
----------	-----------

問1-2 事務部門の外部委託はされていますか。最も該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	1.している	2.していない	3.以前はしていたが今はしていない	4.今はしていないが、今後する可能性あり
外部委託について	1	2	3	4

問1-3 貴院では、事務職の範囲内での人事異動はありますか。最も該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	1.定期的にある	2.不定期にある	3.ない	4.その他
事務職の人事異動	1	2	3	4

問1-4 新卒採用について、募集する際の学歴・学部指定等についてお答えください。

該当するものすべてに()欄に○印をつけてください。(複数回答可)

	高校卒	専門学校卒	短期大学卒	大学卒	大学院卒	不問
医療事務職	()	()	()	()	()	()
医師事務作業補助職	()	()	()	()	()	()
事務総合職	()	()	()	()	()	()

問2 貴院の令和元年度(2020年4月採用)の事務職員の新卒採用についてお答えください。

問2-1 貴院では、事務職員の新卒採用試験は実施しましたか。該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	1.実施した	2.実施していない
事務職の採用試験	1	2

令和元年度(2020年4月採用)事務職員の**新卒採用試験**を実施した病院は以下の設問にお答えください。

実施していない病院は問3にお進みください。

問2-2 令和元年度新卒採用試験を実施した病院のみお答えください。貴院は採用試験を何月に実施しましたか。

該当するすべての欄の()に○印をつけてください。(複数回答可)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採用試験の実施時期	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

問2-3 令和元年度新卒採用試験を実施した病院のみお答えください。それは計画的採用か臨時的採用でしたか。

該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	1.計画的採用	2.臨時的採用	3.両方行った
採用について	1	2	3

問2-4 令和元年度新卒採用試験を実施した病院のみお答えください。

貴院の説明会、見学会の開催についてそれぞれの項目で該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	1.した	2.しなかった
採用説明会の開催(院内での実施)	1	2
採用説明会の開催(合同説明会等)	1	2
採用説明会の開催(Web)	1	2
病院見学会の開催	1	2

問 2-5 令和元年度新卒採用試験を実施した病院のみお答えください。貴院の試験の実施回数について最も該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	1.一次試験	2.二次試験	3.三次試験	4.四次試験	5.それ以上
何回試験まで実施したか	1	2	3	4	5

問 2-6 令和元年度新卒採用試験を実施した病院のみお答えください。貴院の試験実施内容についてそれぞれの項目で該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

		実施した	実施しなかった
筆記試験	一般教養	1	2
	適性試験	1	2
	SPI 試験	1	2
	専門科目試験	1	2
	作文、小論文	1	2
	その他 (具体的に)	1	2
実技試験	診療報酬算定	1	2
	パソコン操作	1	2
	接遇	1	2
	その他 (具体的に)	1	2
面接試験	個人	1	2
	集団	1	2
グループディスカッション		1	2
その他()		1	2

問3 (全員の方) 試験実施の有無に関わらず、お答えください。

問3-1 応募書類はどの程度重視されていますか。次の質問の回答に最も該当する番号を1つだけ○印をつけてください。

	5.大変重視 している	4.やや重視 している	3.どちらとも いえない	2.あまり重視 していない	1.全く重視 していない	0.書類の提出 なし
応募書類は重視しているか	5	4	3	2	1	0

問3-2 応募書類では、どのような箇所を重視されますか。それぞれの項目で最も該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

	5.大変重視 している	4.やや重視し ている	3.どちらとも いえない	2.あまり重視 していない	1.全く重視 していない	0.書類の 提出なし
自己PR	5	4	3	2	1	0
志望動機・志望理由	5	4	3	2	1	0
学生時代に最も打ち込んだこと	5	4	3	2	1	0
学生時代に挫折した経験	5	4	3	2	1	0
ボランティア活動	5	4	3	2	1	0
アルバイト経験	5	4	3	2	1	0
病院実習経験	5	4	3	2	1	0
海外留学	5	4	3	2	1	0
部・サークル活動	5	4	3	2	1	0
成績	5	4	3	2	1	0
健康状態(遅刻・出席状況含む)	5	4	3	2	1	0
その他 (具体的に)	5	4	3	2	1	0

問5 下記につきまして、お考えをお聞かせください。

(1)事務職採用について、独自に工夫されている点やご意見がございましたら、お聞かせください。(自由記述)

令和5年2月10日 発行

発行者 **香蘭女子短期大学**

〒811-1311 福岡市南区横手1丁目2番1号
TEL 092 (581) 1538 (代)
FAX092 (581) 2200

印刷所 社会福祉法人 福岡コロニー
〒811-0119 粕屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目11番1号
TEL 092 (962) 0764

Bulletin of Koran Women's Junior College Vol.65 2022

Subject of practical learning of art classes at nursery teacher training schools – Verification of introduction of painting and sculpting guidance into art classes in nursery schools –Eitoku SUGIMORI.....	1
Picture book selection for children 5 to 6 years old Analysis for Selections of Kindergarten Lending Books.....Yumiko YAMADA.....	17
Survey on Kindergarten Parents' Impression about Children's Cafeterias and Quality Improvement Effects on Participation StudentsMaho MORIYAMA · Kimiko MIYAZAKI.....	27
Relationship between Tolerance to Stress and Stressful Personality Traits of Female Junior College Students.....Sachiko TOYA.....	33
Current Status and Issues of Commercial Soft and Mousse Foods for People with Swallowing Difficulties.....Tsutomu KITAHARA.....	39
Understanding of parents and nursery teachers regarding psychological support for infants with traumatic experiencesGentaro HIMESHIMA · Aiko TERACHI.....	53
An extension course for local people.....Hiroko KOHNO.....	63
Accounting for Store Renovation and Loss on Disposal of Fixed Assets – Assuming Apparel Retailing –Kaoruko AOYAGI.....	71
The Rights of the Child at Early Childhood Education.....Megumi MIZOTA.....	79
Current Status of Recruitment for Hospital Clerk.....Kumiko IWAMOTO.....	87

Published by
Koran Women's Junior College
Fukuoka, Japan